



よみあげ

ふりがな

もじの大きさ

いろ

使い方

[当サイトについて](#) | [サイトマップ](#)

市長の部屋

防 災 情 報

[行政トップページ](#)

くらしのガイド

生活一般

[住民票・戸籍](#) / [パスポート](#)・各種証明書 / [市税](#) / [イエローバス](#)・[公共交通](#) / [住宅](#) / [定住](#) / [選挙](#) / [その他](#)

保健・医療・福祉

[国民健康保険](#) / [国民年金](#) / [介護保険](#)・[高齢者福祉](#) / [障がい者福祉](#) / [生活福祉](#) / [健康](#)・[休日診療](#) / [子育て支援](#) / [その他](#)

環 境

[ごみ・リサイクル](#) / [環境保全](#) / [犬・猫管理](#) / [その他](#)

教育・交流・協働

[学校教育](#) / [文化振興](#) / [地域・スポーツ振興](#) / [交流センター](#) / [NPO](#)・[国際交流](#) / [人権](#)・[男女共同参画](#) / [その他](#)

安 全

[防災](#) / [消防](#) / [防犯](#) / [消費者相談](#) / [交通安全](#) / [その他](#)

産業・経済

[農林業](#) / [商工業](#)・[観光事業](#) / [その他](#)

まちづくり

[道路](#)・[河川](#)・[公園](#) / [上下水道](#) / [建築支援](#) / [その他](#)

行政情報・市政

[市勢](#) / [機構](#) / [施設電話番号](#) / [計画](#) / [統計\(人口・その他\)](#) / [財政](#) / [パブリックコメント\(意見募集\)](#) / [審議会情報](#) / [入札情報](#) / [広報](#)・[広聴](#) / [報道提供資料等](#) / [安来市例規集](#) / [申請書様式ダウンロード](#) / [その他](#)[部署名からさがす](#)[English](#)[トップページ](#) > [部署一覧](#) > [市民生活部](#) > [環境政策課](#) > 募集公告(可燃ごみ焼却処理委託事業)

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業について

上記の事業について、参加事業者を募集します。

[募集公告](#) (PDFファイルKB)

本事業の概要等について確認できます。

[募集要項](#) (PDFファイル818.4KB)

募集手続き等について確認できます。

[要求水準書](#) (PDFファイル1457.3KB)[要求水準書](#)(添付既設図面) (PDFファイル1076.1KB)

本事業についての要求水準書について確認できます。

[事業者選定基準](#) (PDFファイル426KB)

事業者選定の概要と各提案審査について確認できます。

各提案書に係る提出様式は以下のとおりです。

[様式集\(Word版\)](#) (.doc79.1KB)[様式集\(Excel版\)](#) (.xls35.2KB)**【お問合せ・提出先】**

安来市市民生活部
環境政策課施設整備係
TEL0854-23-3102
FAX0854-23-3151

[安来市へのお問い合わせやご意見、各課案内はこちら](#)

安来市役所

〒692-8686島根県安来市安来町878-2

電話:0854-23-3000(代表)

代表メールアドレス:info@city.vasugi.shimane.jp

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業について、次のとおり公告する。

平成 27 年 6 月 26 日

安来市長 近 藤 宏 樹

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業募集公告

1 募集に付する事項

(1) 事業名称

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 事業場所

島根県安来市清瀬町 10-1 (清瀬クリーンセンター)

(4) 事業概要

市が搬入する可燃ごみ等を適正に処理する施設の設計・建設業務、運営・維持管理業務とする。なお、本件事業は、B O O (Build: 建設 Own: 所有 Operate: 運営) 方式に準じて実施する。

市は、事業者で設計・建設した処理施設に、可燃ごみの焼却処理を 15 年にわたって委託する予定であり、事業者は処理施設の設計・建設後、15 年間における運営・維持管理業務の受託を前提として本業務を行うこととし、受託期間終了後、速やかに施設の解体、撤去を行う。

なお、処理施設の建設に際しては、現有施設の全更新又は部分更新のどちらでも良いものとする。

ただし、本事業において実施することが適当でないとして市が判断した場合には、本事業は実施しないこととし、現行の可燃ごみ焼却処理委託業務を継続する考えである。

(5) 事業期間

ア 設計・建設期間

事業契約締結日から本施設の供用開始 (事業者の提案による) までとする。

イ 運営・維持管理期間

本施設の供用開始から 15 年間とする。

(6) 参考価格

本事業の参考価格は、次のとおりとする。

金 2 6 8, 0 0 0, 0 0 0 円

参考価格は、業務委託料として市が事業者を支払う、単年度分の金額である。

なお、消費税及び地方消費税額は含まない。

業務委託料（見積）は、単年度分の金額が上記の参考価格を超えない範囲内で、事業期間中（15年間）に要する費用を提示すること。

(7) 事業者の募集及び選定方法

ア 事業者の選定の方法

市は本件事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら、優先交渉権者としての事業者を選定する。

イ 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内 容
平成27年 6月下旬	募集要項等の決定及び公表（公募開始）
平成27年 7月 6日 ～平成27年 7月10日	参加表明書及び資格審査申請書等の受付
平成27年 7月17日	参加表明書及び資格審査申請書等の審査（一次審査）
平成27年 7月17日	資格審査結果の通知
平成27年 7月21日 ～平成27年 8月 7日	募集要項等に関する質問回答
平成27年 7月21日 ～平成27年 8月28日	提案書類の受付
平成27年 9月中旬	提案書類の審査（二次審査）
平成27年 9月下旬	ヒアリングの実施
平成27年10月中旬	審査結果取りまとめ
平成27年10月下旬	事業者順位付けの決定

イ 審査委員会の設置

提案書類の審査は、市が設置した審査委員会において行う。

2 応募資格

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。応募者は、事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）、事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。（構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、応募者は、応募資格要件を全て満たすことにより一者とすることも可能とする。なお、各構成企業は、参加表明書に企業名及び携わる業務を明記すること。

ア 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、「発生する焼却灰等の資源化を行う者」及び「発生する焼却灰等の運送を行う者」が応募者の協力企業となる場合においては、他の応募者の協力企業となることを妨げない。

イ 応募者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。

ウ 応募者の構成員の中から、1 社を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。

エ 代表企業は、特別目的会社（以下「SPC」という。）の唯一最大の出資者となるものとする。

オ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件等

応募者の構成企業は、各々が次の該当する要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の業務を兼務することが可能である。

ア 共通の参加資格要件

(ア) PFI 法第 9 条の規定に該当しない者

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(ウ) 安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱（平成 16 年 10 月 1 日告示第 15 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者

(エ) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと

(オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(カ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者

(キ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）

(ク) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

(ケ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によるこ

ととされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）

(コ) 募集公告の日から優先交渉権者決定までの間に安来市が行う契約等からの暴力団排除合意書（平成 24 年 3 月 27 日締結）、及び安来市が行う契約等からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年 3 月 27 日告示第 34 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。

(サ) 以下に示す者でないこと。または、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ・審査委員会の委員又は当該委員が属する企業
- ・中日本建設コンサルタント株式会社

イ プラントの設計・建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低一者は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 以下に示す要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の設計・建設を施工した実績を有すること。

- ・処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
- ・処理能力：応募者が提案する処理能力と同等以上
- ・稼働実績：参加資格確認申請書類の提出期限において、稼働の実績があること

(ウ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

ウ 建築物等の設計を行う者の参加資格要件

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 建築物等の建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低 1 者は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の(ア)の要件を満たすこと。なお、建設共同企業体を結成して当該業務に携わる場合は、あらかじめ参加表明書にその旨を記載することとし、下記の要件の全てを満たす者が建設共同企業体の代表者となること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(イ) 建設業法における建築工事業に係る監理技術者として、一級建築施工管

理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

オ 土木構造物の設計・建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

カ 運営を行う者の参加資格要件

- (ア) 以下に示す要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有すること。
 - ・処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力：応募者が提案する処理能力と同等以上
 - ・運営実績：参加資格確認申請書類の提出期限において、運営の実績があること
- (イ) 一般廃棄物を対象とした処理施設（上記①の実績と同等以上の施設）での運転経験を有する技術者を配置できること。
- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした処理施設（上記①の実績と同等以上の施設）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者を配置できること。
- (エ) 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

キ 維持管理を行う者の参加資格要件

- (ア) 以下に示す要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の維持管理を行った実績を有すること。
 - ・処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・処理能力：応募者が提案する処理能力と同等以上
 - ・運営実績：参加資格確認申請書類の提出期限において、維持管理の実績があること
- (イ) 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ク 発生する焼却灰等の資源化を行う者の参加資格要件

- (ア) 提案する資源化と同様の資源化を行った実績を有すること。
- (イ) 廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を有し、資源化に係る事業を営んでいること。

(3) 応募者の失格及び構成の変更

応募者の参加表明書の提出から優先交渉権者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者における構成企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は 失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※1）で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、応募者は 失格
協力企業	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を 失格としない

イ 応募者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※1）で市が構成員の変更を認めた場合を除き 不可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※1：やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

3 応募手続等

(1) 本募集に係る担当部局

〒692-8686 安来市安来町 878-2
安来市市民生活部環境政策課 施設整備係

(2) 募集要項等の公表・交付

市は、募集公告と同時に、ホームページにおいて、募集要項等を公表する。なお、事業計画地及び現有施設に関する図書（図面、設計図書、地質等）は、下記閲覧場所にて閲覧可能である。

ホームページ：<http://www.city.yasugi.shimane.jp/>

(3) 参加表明書及び資格審査書等の受付

本事業への応募者は、参加表明書の提出にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書等を紙による持参又は郵送（書留又は簡易書留（以下、「書留等」という。）に限る。）により提出すること。

ア 提出期間

平成 27 年 7 月 6 日（月）午前 9 時から平成 27 年 7 月 10 日（金）午後 5 時まで

イ 提出場所

〒692-8686 安来市安来町 878-2
安来市市民生活部環境政策課 電話 0854-23-3102

(4) 資格審査結果の通知

市は、参加資格確認基準日（平成 27 年 7 月 10 日（金））をもって、応募者から提出された資格審査書等により参加資格の有無について確認を行う。市は、資格審査の結果を平成 27 年 7 月 17 日（金）までに応募者に通知する。

(5) 提案書類の提出

資格審査通過者は、募集要項等に基づき本事業に関する提案書類を市へ提出するものとする。提出は持参又は郵送（書留等に限る。）によること。

ア 提出期間

平成 27 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 5 時まで

イ 提出場所

〒692-8686 安来市安来町 878-2
安来市市民生活部環境政策課 電話 0854-23-3102

(6) 審査結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者の決定後、すみやかに審査結果を応募者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果は、審査委員会による審査結果とあわせてホームページに公表する。

4 契約に関する事項

(1) 契約手続き等

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき契約手続きを行う。当該事業契約の締結により、優先交渉権者が本事業の事業者（事業遂行者）として決定されたものとする。

ただし、優先交渉権者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、評価により選定した順位の上位の者から順に契約交渉を行う。

(2) 事業者を選定しない場合

本事業を実施することが適当でないと市が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5 その他

(1) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(2) 公募のとりやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に公募を執行できないと認められる場合、応募者は参加することができない。また、応募者が連合するなど、公正に公募を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認

められる場合、市は、公募の執行を延期するか若しくは取り止めることがある。

なお、後日、公募にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(3) **その他**

その他の詳細は、募集要項等による。

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

募 集 要 項

平成 27 年 6 月

安 来 市

目 次

1 募集要項の趣旨	1
2 本事業の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 事業目的	1
(4) 本施設整備・稼働の基本方針	1
(5) 公共施設等の立地条件及び規模	2
(6) 事業方式	3
(7) 事業期間（予定）	3
(8) 事業期間終了後の措置	3
(9) 事業の対象となる業務範囲	3
(10) 事業者の収入	4
(11) 事業に必要な根拠法令等	5
3 応募に関する事項等	5
(1) 応募者の参加資格要件等	5
(2) 応募に係る留意事項等	9
(3) 参考価格	10
4 提案の審査及び事業者の選定	10
(1) 事業者の選定の方法	10
(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール	10
(3) 審査委員会の設置	11
(4) 審査方法	11
(5) 募集手続き等	12
(6) 契約手続き等	15
(7) 事業者を選定しない場合	15
5 提出書類	15
(1) 資格審査（一次審査）時の提出書類	15
(2) 募集要項等に関する質問の際の提出書類	16
(3) 資格審査通過後に提案書類の提出を辞退する場合の提出書類	16
(4) 提案審査（二次審査）時の提出書類	16
6 提案書類作成要領	18
(1) 一般的事項	18

(2) 業務委託料（見積）	19
(3) 提案書	19
(4) 施設整備計画と安定処理に関する提案書（経営の安定性について）	20
(5) 提案図面等	22
7 契約に関する事項（参考）	23
(1) 基本協定の概要	23
(2) 特別目的会社の設立等	23
(3) 事業契約の締結	23
(4) 契約保証金の納付等	23
8 事業実施に関する事項（参考）	24
(1) 保険	24
(2) 市と事業者の責任分担に関する考え方	24
(3) 事業契約上の債権の取り扱い	24
(4) 事業用地に関する事項	24
(5) 誠実な業務遂行義務	24
(6) 業務の委託等	25
(7) 技術者の配置	25
(8) 市によるモニタリング	25
(9) 法制上及び税制上の措置に関する事項	26
(10) 財政上及び金融上の支援に関する事項	26
(11) その他事業実施に際して必要な事項	27
(12) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27
9 その他	28
(1) 情報の提供	28
(2) 市の担当窓口	28

別紙 リスク分担表

附属資料

- | | |
|--------|---------|
| 附属資料 1 | 要求水準書 |
| 附属資料 2 | 事業者選定基準 |
| 附属資料 3 | 様式集 |

本募集要項において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

本施設	本事業において事業者が整備する施設及び設備の全てをいう。
募集要項等	募集公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集等をいい、これら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てをいう。
提案書類	応募者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出した書類・図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
資源化処理（業務）	事業用地外の各種資源化企業に外部委託し、焼却灰・焼却飛灰の資源化に関する業務（「焼却灰等資源化」という。）をいう。
[資源化処理／運送]業務	資源化処理業務及び事業用地外の各種資源化企業へ焼却灰等を運送する業務を総称していい、いずれもSPCが業務管理を行う。
資源化企業	事業者の構成企業であり、事業用地外の外部にて資源化業務を受託する協力企業を総称していう。
運送企業	事業者の構成企業であり、資源化処理を外部に委託する資源化企業へ、資源化対象物を運送する協力企業を総称していう。
資源化受託企業	「資源化企業」及び「運送企業」を総称していう。
処理施設	本施設のうち、可燃ごみ及び助燃材（脱水汚泥）を処理する施設をいう。
プラント	本施設のうち、ごみ処理に必要な全ての設備（機械設備・電気設備を含む）を総称していう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
応募者	本施設の設計・建設、運営・維持管理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業で構成される集合体をいい、当該集合体を企業連合若しくはコンソーシアムともいう。基本的に、当該集合体を構成する企業の変更はないものの、事業者選定の手順を経るごとに、その呼称は概ね以下に示す定義のように変化するものとする。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
優先交渉権者	応募者のうち、審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	選定事業者として、市と基本協定／基本契約及び事業契約等を締結して本事業を実施する特定の者をいい、構成企業（構成員及び協力企業）によって構成される集合体をいう。SPC設立後は、SPC自体も当該集合体に含まれるものとする。
審査委員会	事業実施に必要な事項の検討及び提案書類の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
特別目的会社	本事業の実施のみを目的として事業者により設立される会社をいう。SPC (Special Purpose Company) ともいう。

構成員	S P Cに出資を行い、かつS P Cから業務を受託若しくは請け負うこと又は本事業が円滑に実施できるようにS P Cの支援を行うことを予定している者をいう。
協力企業	事業者を構成する構成企業の中の構成員以外の者で、事業開始後、S P Cから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者（狭義の「協力企業」）及び資源化受託企業をいう。
特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
運営・維持管理マニュアル	本施設の安定した運転、保全及び職場の安全を保つために、事業者が作成するマニュアルをいう。
施設整備費	本施設の設計・建設業務に係る全ての費用をいう。
業務委託料	本事業の施設整備費及び業務に係る経費の対価として、市が事業者に対して支払う料金をいう。
事業用地	本事業を実施するために必要な用地全てをいう。
近隣地域	本事業用地に隣接等している地域をいう。
不可抗力	市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。

1 募集要項の趣旨

本募集要項は、安来市（以下「市」という。）が「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、応募者を対象に交付するものである。なお、この交付はホームページでの公表をもって代えることとする。

応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。また、附属資料の「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）は、本募集要項と一体のものとする。

また、本募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問回答によることとする。

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者が無い、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成及び施設の安定稼働が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないとして市が判断した場合には、本事業は実施しないこととし、現行の可燃ごみ焼却処理委託業務を継続する考えである。

2 本事業の概要

(1) 事業名称

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却灰等の資源化を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、市は、本事業を事業者により長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るものとする。

(4) 本施設整備・稼働の基本方針

ア 安定的な処理システムを確立した施設

安定的なごみ処理システムの確立は、市民の静脈インフラを確保する上で非常に重要な機能である。従って、安心・安全で安定的な施設の整備及び稼働の確保を図る。

イ 災害等に強靱であり、その後の復旧等に十分配慮した施設

災害（地震、火災、水害等）に対して、十分な対策を講じた施設を目指す。また、発災後の復旧等に対しても万全の体制構築を目指す。

ウ 整備及び管理運営において経済性を追求する施設

財政事情が厳しい中、ごみ処理施設の整備費及び管理運営費（ライフサイクルコスト）においても効率的かつ経済的なシステムの確立を目指す。

エ 環境保全に最大限配慮した施設

廃棄物の資源化を始め環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めた施設の整備及び管理運営を目指す。

オ 焼却灰等の徹底した利活用ができる施設

焼却灰等も利活用する処理システムを推進する必要がある、そのために焼却灰等も資源化し、資源循環の最適化を目指す。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 立地に関する事項

事業用地	島根県安来市清瀬町 10-1（清瀬クリーンセンター）
敷地面積	約 4,300 m ²
敷地前面道路等	市道 二車線道路
地域規制	都市計画区域：松江圏都市計画区域（市街化調整区域） 都市施設（供給処理施設） 建ぺい率：70% 容積率：200%

イ 施設に関する事項

項目	概要
事業用地に建設された現有施設	施設名称：清瀬クリーンセンター 処理規模：52 t/日（26 t/16h×2 炉） 炉形式：准連続燃焼式流動床炉 竣工年月：平成6年7月 状況：休止
処理方式	事業者の提案による。
処理対象物	①可燃ごみ 約8,600 t（平成26年度実績） ②助燃材（脱水汚泥）等 約 260 t（平成26年度実績）
処理能力	事業者の提案による。
その他施設	事業者の提案による。
建物仕様及び外観	事業者の提案による。
供用開始予定	事業者の提案による。

(6) 事業方式

本事業は、事業者が市と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設の設計・建設を行った後、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行うＢＯＯ（Build：建設 Own：所有 Operate：運営）方式に準じて実施する。

なお、本施設の建設に際しては、現有施設の全更新又は部分更新のどちらでも良いものとする。

(7) 事業期間（予定）

ア 設計・建設期間

事業契約締結日から処理施設の供用開始（事業者の提案による）までとする。

イ 運営・維持管理期間

処理施設の供用開始から15年間とする。

(8) 事業期間終了後の措置

市は、本施設を15年の長期に亘り使用することを想定しており、事業者は、その前提に立って設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業期間終了時に本施設は速やかに施設の解体、撤去を行う。

(9) 事業の対象となる業務範囲

事業者及び市の業務範囲は、次のとおりとする。また、各項目の詳細については、本募集要項の他、要求水準書等において示す。

ア 事業者が実施する業務

(ア) 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・必要となる事前調査（測量、地質調査、焼却施設解体に伴う事前調査等）
- ・本施設に係る設計
- ・現有施設の解体に係る手続
- ・一般廃棄物処理施設設置に係る手続
- ・その他申請手続に関する支援
- ・生活環境影響調査等の各種関連調査
- ・着工準備（用地造成及びインフラ整備関連）
- ・本施設に係る建設工事（現有施設の焼却炉、集じん機及び煙突等解体工事を含む）
- ・近隣地域対応
- ・本施設の廃止に係る手続
- ・本施設の廃止に伴い必要となる調査（焼却施設解体に伴う事前調査等）
- ・本施設の解体、撤去
- ・本施設の解体に係る手続
- ・事業用地の整地
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

- (イ) 施設の運営及び維持管理に関する業務
 - ・一般廃棄物（可燃ごみ等）の受入
 - ・本施設の運転管理
 - ・本施設の保守管理
 - ・本施設の情報管理
 - ・本施設的环境管理
 - ・見学者への対応
 - ・清掃及び警備
 - ・近隣地域対応
 - ・焼却灰等資源化（下記(ウ)の場合を除く）
 - ・セルフモニタリングの実施
 - ・被災した場合、迅速な復旧等のバックアップ体制の構築
 - ・その他これらを実施する上で必要な業務

- (ウ) 焼却灰等を事業用地外に搬出し、別途事業所で資源化する場合の業務
 - ・委託先の選定等
 - ・焼却灰等資源化（焼却灰等の運搬を含む）の業務管理
 - ・焼却灰等資源化（焼却灰等の運搬を含む）の適正処理
 - ・情報管理

イ 市が実施する業務

- (ア) 本施設の設計及び建設に関する業務
 - ・事業用地の安定確保（現有施設及び事業用地を有償による貸与を予定）
 - ・本事業の実施に関する地元合意
 - ・事業者が行う近隣対応への協力
 - ・本施設の設計・建設に関するモニタリング
 - ・本施設の完工確認
 - ・その他これらを実施する上で必要な業務

- (イ) 本施設の運営及び維持管理に関する業務
 - ・事業者が行う近隣対応への協力
 - ・資源化に係る委託契約の締結（事業用地以外の外部で処理する場合）
 - ・本施設への一般廃棄物（可燃ごみ等）の搬入
 - ・本施設の運営・維持管理に関するモニタリング
 - ・見学者対応の支援
 - ・その他これらを実施する上で必要な業務

(10) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

- ア 本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る対価
市は、業務に係る経費の対価を、業務委託料として、本施設の供用開始後の

運営・維持管理業務期間にわたって事業者を支払う。また、業務委託料は、市と事業者で合意したごみ 1kg あたりの金額にごみ処理量を乗じて得た額を支払うものとする。

イ 事業用地以外の外部に委託する資源化業務に係る対価

市は、焼却灰等資源化業務及び資源化運送業務に係る対価を、本施設の供用開始後の運営・維持管理業務期間にわたって、業務委託料に含めて事業者を支払う。

(11) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I 法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）をはじめとする必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。詳細については、要求水準書を参照のこと。

3 応募に関する事項等

(1) 応募者の参加資格要件等

応募者は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を全て満たしていることとする。

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

(ア) 応募者は、事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）、事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。（構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、応募者は、応募資格要件を全て満たすことにより一者とすることも可能とする。なお、各構成企業は、参加表明書に企業名及び携わる業務を明記すること。

(イ) 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、「発生する焼却灰等の資源化を行う者」及び「発生する焼却灰等の運送を行う者」が応募者の協力企業となる場合においては、他の応募者の協力企業となることを妨げない。

(ウ) 応募者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(エ) 応募者の構成員の中から、1 社を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。

(オ) 代表企業は、特別目的会社（以下「SPC」という。）の唯一最大の出資者となるものとする。

(カ) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

イ 応募者の参加資格要件等

応募者の構成企業は、各々が次の該当する要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の業務を兼務することが可能である。

(ア) 共通の参加資格要件

- ① PFI法第9条の規定に該当しない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱（平成16年10月1日告示第15号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ④ 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと
- ⑤ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続の申立てを含む。）
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）
- ⑩ 募集公告の日から優先交渉権者決定までの間に安来市が行う契約等からの暴力団排除合意書（平成24年3月27日締結）、及び安来市が行う契約等からの暴力団排除措置要綱（平成24年3月27日告示第34号）に基づく排除措置の期間がないものであること。

- ⑪ 以下に示す者でないこと。または、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ・ 審査委員会の委員又は当該委員が属する企業
- ・ 中日本建設コンサルタント株式会社

(イ) プラントの設計・建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低一者は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の①の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 以下に示す要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の設計・建設を施工した実績を有すること。
 - ・ 処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・ 処理能力：応募者が提案する処理能力と同等以上
 - ・ 稼働実績：参加資格確認申請書類の提出期限において、稼働の実績があること
- ③ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

(ウ) 建築物等の設計を行う者の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(エ) 建築物等の建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低 1 者は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の①の要件を満たすこと。なお、建設共同企業体を結成して当該業務に携わる場合は、あらかじめ参加表明書にその旨を記載することとし、下記の要件の全てを満たす者が建設共同企業体の代表者となること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者として、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(オ) 土木構造物の設計・建設を行う者の参加資格要件

本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者は下記の要件を全て満たし、その他の者は下記の①の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(カ) 運営を行う者の参加資格要件

- ① 以下に示す要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有すること。
 - ・ 処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・ 処理能力：応募者が提案する処理能力と同等以上
 - ・ 運営実績：参加資格確認申請書類の提出期限において、運営の実績があること
- ② 一般廃棄物を対象とした処理施設（上記①の実績と同等以上の施設）での運転経験を有する技術者を配置できること。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした処理施設（上記①の実績と同等以上の施設）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者を配置できること。
- ④ 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(キ) 維持管理を行う者の参加資格要件

- ① 以下に示す要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の維持管理を行った実績を有すること。
 - ・ 処理方式：応募者が提案する処理方式と同一の処理方式
 - ・ 処理能力：応募者が提案する処理能力と同等以上
 - ・ 運営実績：参加資格確認申請書類の提出期限において、維持管理の実績があること
- ② 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(ク) 発生する焼却灰等の資源化を行う者の参加資格要件

- ① 提案する資源化と同様の資源化を行った実績を有すること。
- ② 廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を有し、資源化に係る事業を営んでいること。

ウ 応募者の失格及び構成の変更

応募者の参加表明書の提出から優先交渉権者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

- ① 応募者における構成企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は 失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※1）で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、応募者は 失格
協力企業	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を 失格としない

- ② 応募者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※1）で市が構成員の変更を認めた場合を除き 不可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※1：やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

(2) 応募に係る留意事項等

ア 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が必要と認め、応募者の承諾がある場合にのみ提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。なお、提案書類は応募者には返却しないものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施

工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(ウ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

(エ) 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがある。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

オ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

カ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(3) 参考価格

本事業の参考価格は、次のとおりとする。

金268,000,000円

参考価格は、業務委託料として市が事業者を支払う、単年度分の金額である。

なお、消費税及び地方消費税額は含まない。

業務委託料（見積）は、単年度分の金額が上記の参考価格を超えない範囲内で、事業期間中（15年間）に要する費用を提示すること。

4 提案の審査及び事業者の選定

(1) 事業者の選定の方法

市は、本件事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら、優先交渉権者としての事業者を選定する。

(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内 容
平成27年 6月下旬	募集要項等の決定及び公表（公募開始）
平成27年 7月 6日 ～平成27年 7月10日	参加表明書及び資格審査申請書等の受付
平成27年 7月17日	参加表明書及び資格審査申請書等の審査（一次審査）
平成27年 7月17日	資格審査結果の通知
平成27年 7月21日 ～平成27年 8月 7日	募集要項等に関する質問回答
平成27年 7月21日 ～平成27年 8月28日	提案書類の受付
平成27年 9月中旬	提案書類の審査（二次審査）
平成27年 9月下旬	ヒアリングの実施
平成27年10月中旬	審査結果取りまとめ
平成27年10月下旬	事業者順位付けの決定

(3) 審査委員会の設置

提案書類の審査は、市が設置した審査委員会において行う。審査委員会は、以下6名の委員により構成される。（敬称略）

委員長 岡崎 誠

（鳥取環境大学 環境情報学部長兼環境情報学研究科長 教授）

委 員 河原 莊一郎

（松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授）

委 員 松井 康弘

（岡山大学 環境理工学部環境デザイン工学科 准教授）

委 員 錦織 澄

（公認会計士）

委 員 栗原 英隆

（公益社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問）

委 員 内田 修次

（安来市 市民生活部長）

なお、募集要項等の公表から優先交渉権者の決定までに、応募者の構成員及び協力企業が、審査委員会の委員に対し、最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

(4) 審査方法

審査は、事業者選定基準に従って、一次審査として応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の二段階にて実施する。「提案審査」は、事業者選定基準に示す基本的事項を満足しているか否か、業務委託料（見積）が参考価格を超えていないか等を確

認する「基礎審査」と、提案内容を様々な視点から評価を行う「提案評価」を行う。

ア 基礎審査

提出書類に記載された内容が、次の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

- ・提出書類の確認
- ・業務委託料（見積）が参考価格を超えていないことの確認

これらの事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、応募者に確認の上、失格とし、全ての要件に適合しているとされた応募者は、提案評価の対象とする。

イ 提案評価

基礎審査を通過した応募者の提案内容に対して、性能等に関する評価を点数化して評価を行い、最も優秀な提案を行ったものを最優秀提案者として選定する。詳細は、「事業者選定基準」を参照のこと。

(5) 募集手続き等

ア 募集要項等の公表

市は、募集公告と同時に、ホームページにおいて、募集要項等を公表する。なお、事業計画地及び現有施設に関する図書（図面、設計図書、地質等）は、下記閲覧場所にて閲覧可能である。

ホームページ：<http://www.city.yasugi.shimane.jp/>

(ア) 閲覧期間

公告の日から平成 27 年 8 月 28 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時までを除く）

(イ) 閲覧場所

安来市清瀬クリーンセンター（島根県安来市清瀬町 10-1）

イ 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会は開催しない。

ウ 参加表明書及び資格審査書等の受付

本事業への応募者は、参加表明書の提出にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書等を紙による持参又は郵送（書留又は簡易書留（以下、「書留等」という。）に限る。）により提出すること。

(ア) 提出期間及び提出場所

① 提出期間

平成 27 年 7 月 6 日（月）午前 9 時から平成 27 年 7 月 10 日（金）午後 5 時まで

② 提出場所

〒692-8686 安来市安来町 878-2
安来市市民生活部環境政策課 電話 0854-23-3102

エ 資格審査（第一次審査）結果の通知等

市は、参加資格確認基準日（平成 27 年 7 月 10 日（金））をもって、応募者から提出された資格審査書等により参加資格の有無について確認を行う。このとき、市は審査委員会から意見を聴くことができることとする。

市は、資格審査の結果を平成 27 年 7 月 17 日（金）までに応募者に通知するとともに、資格審査通過者は、市と調整の上、現場視察をすることができる。

なお、資格審査の結果、参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

オ 募集要項等に関する質問受付、回答公表

平成 27 年 7 月 21 日（火）から平成 27 年 8 月 7 日（金）までの間、安来市市民生活部環境政策課において、資格審査通過者から募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の提出方法、書式等については、様式 2-1 を参照すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 27 年 8 月 12 日（水）までにホームページにおいて公表する。

カ 提案書類提出の辞退

資格審査通過者が、提案書類の提出を辞退する場合は、提案書類の提出期限までに、提案書類提出辞退届（様式 3-1）を安来市市民生活部環境政策課に提出すること。

キ 提案書類の受付

資格審査通過者は、募集要項等に基づき本事業に関する提案書類を市へ提出すること。提出する書類の詳細については、「6 提案書類作成要領」を参照のこと。提出は、持参又は郵送（書留等に限る。）によること。

(ア) 提出期間及び提出場所

① 提出期間

平成 27 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 5 時まで

② 提出場所

〒692-8686 安来市安来町 878-2
安来市市民生活部環境政策課 電話 0854-23-3102

ク 公募のとりやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に公募を執行できないと認められる場合、応募者は参加することができない。また、応募者が連合するなど、公正に公募を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は公募の執行を延期するか、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、公募にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

ケ 提案内容に関するヒアリング等の実施

提案書類の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は審査委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した応募者に対しヒアリングを実施する。

(ア) 実施時期

平成 27 年 9 月下旬（予定）

(イ) 実施内容

実施する場合は、別途に市で定める実施要領に従い、日時、場所、ヒアリング内容等を応募者の代表企業に連絡する。

コ 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果（最優秀提案者の選定）を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

サ 審査結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者の決定後、すみやかに審査結果を応募者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果は、審査委員会による審査結果とあわせてホームページに公表する。

なお、優先交渉権者決定から事業契約締結までの間における優先交渉権者の失格及び構成企業の変更は次のとおりである。

(ア) 優先交渉権者における構成企業が不正三事由（※2）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正三事由に該当した場合に限り、優先交渉権者は 失格
代表企業を除く構成員	
協力企業	不正三事由に該当した場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、優先交渉権者を 失格としない

※2：不正三事由

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき
- ・贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ・安来市が行う契約等からの暴力団排除合意書（平成24年3月27日締結）及び安来市が行う契約等からの暴力団排除措置要綱（平成24年3月27日告示第34号）に基づく排除措置を受けたとき

(イ) 優先交渉権者における構成企業の変更可否は以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※3）で市が構成員の変更を認めた場合を除き 不可
協力企業	市が変更を認めた場合は 可

※3：やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

(6) 契約手続き等

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき契約手続きを行う。当該事業契約の締結により、優先交渉権者が本事業の事業者（事業遂行者）として決定されたものとする。

ただし、優先交渉権者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、評価により選定した順位の上位の者から順に契約交渉を行う。

(7) 事業者を選定しない場合

本事業を実施することが適当でないと市が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5 提出書類

(1) 資格審査（一次審査）時の提出書類

参加表明書及び資格審査書等は、2部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）1部）提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ア 参加表明書 (様式 1 - 1)
- (ア) グループ構成員及び協力企業一覧表 (様式 1 - 2)
- (イ) 事業実施体制 (様式 1 - 3)
- (ウ) 委任状 (様式 1 - 4)

イ 資格審査書

資格審査書である「応募者の参加資格要件チェックリスト (様式 1 - 6)」の該当事項を記入するとともに、「応募者の参加資格要件チェックリスト (様式 1 - 6)」に示す「確認書類」を併せて提出すること。

ウ 各書類作成の留意事項

参加表明書及び資格審査書等の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・必要部数作成し、様式に従った表紙を付け、それぞれ 1 分冊として左側を綴じること。
- ・「確認書類」等は、指定した様式と整合ができるよう書類番号とタイトルを資料に付けること。
- ・各様式で使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上で作成すること（「確認書類」等の写し等は除く）。
- ・応募者の構成員及び協力企業一覧表 (様式 1 - 2) には、構成員及び協力企業が携わる業務を明記すること。

(2) 募集要項等に関する質問の際の提出書類

募集要項等に関して、質問がある場合には、以下の書類 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて 1 部提出すること。

- ア 募集要項等に関する質問書 (様式 2 - 1)

(3) 資格審査通過後に提案書類の提出を辞退する場合の提出書類

応募者が、資格審査通過通知受領後に提案書の提出を辞退しようとする場合には、以下の書類を 1 部提出すること。

- ア 提案書類提出辞退届 (様式 3 - 1)

(4) 提案審査 (二次審査) 時の提出書類

提案審査 (二次審査) において提出する提案書類は、以下のとおりである。

ア 業務委託料 (見積)

業務委託料 (見積) は、見積内訳書とあわせて、1 部提出すること。

- (ア) 業務委託料 (見積) (様式 4 - 1)
- (イ) 見積内訳書 (様式 4 - 2)

イ 提案書

提案書は、10部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）9部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・事業提案書 表紙 (様式5-1)
- ・事業提案書 一覧表 (様式5-2)

- (ア) 要求水準対応全体計画書に関する提案書
 - ・表紙 (様式6-1)
 - ・要求水準対応書 (様式6-2)

- (イ) 施設整備計画と安定処理に関する提案書
 - ・表紙 (様式7-1)
 - ・施設の安定稼働について (様式7-2)
 - ・経営の安定性について (様式7-3)
 - 整備費内訳書 (様式7-3)
 - 運営・維持管理費内訳書 (様式7-3)
 - 事業収支計算書 (様式7-3)
 - 資金調達計画書 (様式7-3)
 - ・施設整備計画について (様式7-4)
 - ・維持管理計画について (様式7-5)

- (ウ) 安全対策に関する提案書
 - ・表紙 (様式8-1)
 - ・事故対応について (様式8-2)
 - ・災害対応について (様式8-3)
 - ・施設建設時の対応について (様式8-4)

- (エ) 環境対策に関する提案書
 - ・表紙 (様式9-1)
 - ・周辺環境の配慮について (様式9-2)
 - ・焼却残渣の資源化について (様式9-3)

- (オ) 地域貢献に関する提案書
 - ・表紙 (様式10-1)
 - ・地域社会への配慮について (様式10-2)
 - ・見学者及び視察への配慮について (様式10-3)

ウ 提案図面等

提案図面等は、提案書と同様に、10部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）9部）提出することとする。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・提案図面等 表紙 (様式11-1)

- ・提案図面等 一覧表 (様式 1 1 - 2)
- (ア) 全体図面
 - ・施設概要 (面積、仕様等、施設計画) (様式任意)
 - ・施設全体配置計画図 (様式任意)
 - ・車両動線計画図 (様式任意)
- (イ) プラント関係図面
 - ・設計基本数値計算書 (様式任意)
 - ・施設平面図 (機器配置平面図との兼用を可とする) (様式任意)
 - ・機器配置平面図 (施設平面図との兼用を可とする) (様式任意)
 - ・全体処理フロー (ごみ、各処理残渣、空気、排ガス、薬剤、燃料等) (様式任意)
 - ・物質収支フロー (ごみ、各処理残渣、空気、排ガス、薬剤、燃料等) (様式任意)
- (ウ) 施設整備工程表 (様式任意)
 - ※) 施設整備工程表は、調査・分析、計画・設計、諸手続き、建設・施工に関する工程を可能な限り詳細に示すこと。

6 提案書類作成要領

(1) 一般的事項

各提出書類を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

ア 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き片面を標準とする。ただし、表は「A 4 版」又は「A 3 版」、図面は「A 3 版」を標準とする。

イ 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word (2003 以上) あるいは Microsoft Excel (2003 以上) (いずれも Windows 対応) とする。

ウ 会社名の記入

提案書類「正本」には、応募者名及び代表企業名を記入し、「副本」には、後日、市の指示する名称を記述すること。

エ その他提案書類に関する共通事項

- ・明確かつ具体的に記述すること。
- ・分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること。
- ・製本する際は、特に指定のない限り、表紙のサイズにあわせること。
- ・ページ数は、規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限

り簡潔にまとめること。なお、ページが複数にわたる場合は、次の例示のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例) (様式●●)

●●計画に関する提案書

項目名 (○○○○)	1 / 2
------------	-------

- ・提案書類の提出の際に、提案内容が全て保存されているCD-R一式を提出すること。
- ・提出書類は、「業務委託料（見積）」、「提案書」、「提案図面等」に分けて提出すること。
- ・それぞれの提出方法については、以下に記述する作成要領に従うものとし、それぞれを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。

(2) 業務委託料（見積）

ア 業務委託料（見積）

業務委託料（見積）を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・業務委託料は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を単純に合計した金額（実額）を記載すること。
- ・見積内訳書、整備費内訳書、運営・維持管理費内訳書、事業収支計算書、資金調達計画書等との整合に留意すること。
- ・金利及び物価は現行水準（事業期間一定）で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。（但し、実際の支払は、別途定める規定に従い、金利変動・物価変動を加味する。）
- ・業務委託料は、消費税及び地方消費税を加えないこと。

イ 見積内訳書

- ・内訳書に記載される合計額は、業務委託料（見積）に記載される金額と必ず一致すること。
- ・業務委託料の算定方法、算定根拠を詳細に明記すること。
- ・整備費内訳書、運営・維持管理費内訳書、事業収支計算書、資金調達計画書等との整合に留意すること。

(3) 提案書

5 (4) イに示す4つの提案書「(ア) 施設整備計画と安定処理に関する提案書」「(イ) 安全対策に関する提案書」「(ウ) 環境対策に関する提案書」「(エ) 地域貢献に関する提案書」を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

なお、「(ア) 施設整備計画と安定処理に関する提案書(経営の安定性について)」及び「提案図面等」については、別途詳述する。

- ・それぞれの提案書類間との整合に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。

(4) 施設整備計画と安定処理に関する提案書（経営の安定性について）

ア 整備費内訳書

施設整備費（設計・建設工事にかかる費用及びその他事業費）の算定にあたり、次の事項に留意すること。

- ・主な費目は、設計費、調査費、解体工事、土木工事、建築工事、プラント工事、諸経費及びその他事業費とする。できる限り詳細に記入すること。
- ・各費用は、事業収支計算書の内容と一致させること。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないものとする。

イ 運営・維持管理費内訳書

本施設の運営・維持管理にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意することとする。

- ・年間のごみ搬入量は、可燃ごみ「8,600 トン」程度、助燃材（脱水汚泥）等「260 トン」程度とし、応募者自らが選択する処理方式によって、処理する各種ごみ量を想定すること。
- ・主な費目は、人件費、用役費、維持管理費（大規模修繕も含む点検・補修費等）及びその他事業費とする。できる限り詳細に記入すること。
- ・運営・維持管理期間における各年度1年間に必要となる費用を算定する。
- ・各費用は、事業収支計算書の内容と一致させること。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないものとする。

(ア) 人件費

- ・事業実施体制及び運営人員体制に記載の内容と整合を図ること。
- ・年度毎に役割別の人件費を記入すること。
- ・算定根拠には、各役割の人員数を記入すること。

(イ) 用役費（電気、ガス、水道、薬品、油脂）

- ・設計基本数値計算書等の用役収支に対応させた費用とすること。
- ・電気、ガス、水道、薬品、油脂については、それぞれの費用を細目に分けて計上すること。

(ウ) 試験測定費

- ・測定、試験に関する実施計画の内容と整合を図ること。
- ・試験測定の内容及び試験測定に要する費用を具体的に明記し、計上すること。

(エ) S P C 事務経費

- ・本事業における S P C の運営等に必要な経費について具体的に計上すること。

(オ) 保険料

- ・事業者は、整備期間中は組立保険、整備工事保険、第三者損害賠償責任

保険等に、運営・維持管理期間中は第三者損害賠償責任保険、普通火災保険等に加入すること。

- ・保険毎に保険額を計上すること。

(カ) 維持管理費

- ・本施設の点検、補修、修繕等の維持管理にかかる費用について計上すること。
- ・大規模修繕を含む長期修繕（設備更新）に関する計画の内容と整合を図ること。

(キ) 焼却灰等処理費用

- ・事業用地外に搬出し、焼却灰等の資源化業務に係る運送費・処理費を算定すること。
- ・算定根拠として、ごみ種別処理量に対応した発生率及び発生量を算定するとともに、運送及び処理単価（トン当たり）を提案すること。

(ク) その他必要と考える費用

- ・上記費用の他に、必要と考える費用について具体的に計上すること。

ウ 事業収支計算書

事業収支計算書の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

(ア) 損益計算書

① 営業収入

- ・業務委託料（見積）の内容と一致させること。

② 営業費用

- ・「人件費」、「用役費」、「維持管理費」等、運営及び維持管理に要する費用については、運営・維持管理費内訳書との整合を図ること。
- ・「その他」については、応募者が適切と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

③ 営業外収支

- ・「営業外収入」については、応募者が適切と考えるものをできる限り詳細に記入すること。
- ・「営業外費用」の「支払金利」については、資金調達計画の金融機関からの借入の金利と一致させること。これ以外で、応募者が適切と考えるものをできる限り詳細に記入する。

④ 法人税等

- ・法人税等、算出にあたって必要な数値等は、応募者が適切と考えるものを使用して算出すること。

(イ) 資金収支計算書

- ・「資金調達」及び「資金需要」の内訳については、既に示しているものに加えて、応募者が適切と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

エ 資金計画

(ア) 施設整備費の資金調達に関する考え方

- ・施設整備費の資金調達内容について、「金融機関からの借入金」、「出資金」に分け、その内訳を記入すること。
- ・施設整備費の総額は、整備費内訳書との整合を図ること。

(イ) 金融機関からの借入について

- ・内訳がわかるように、借入先別に借入条件を記入すること。
- ・借入条件には、借入時期、借入期間、金利、見直時期、返済条件等を記入すること。
- ・借入先には、現在検討している金融機関名について具体的に記入すること。

(ウ) 出資金明細表

- ・内訳がわかるように、出資者、出資金額、出資比率、出資者の役割及び配当の考え方等を記入すること。
- ・出資金明細表の記入にあたり下記の事項に留意すること。
 - * 出資者は、全て構成員であること。
 - * 出資比率等は、応募者の構成要件を満たすこと。

(エ) その他調達方法

- ・その他、資金調達手法として検討している手法があれば記入すること。

(5) 提案図面等

提案図面等の作成にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、表紙（A3版）を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・提案図面の一覧を様式に従い作成すること。
- ・各図面に枚数制限はない。
- ・図面のサイズは「A3版」を標準とするが、提案内容が確認できるように大きさには留意すること。
- ・施設整備工程表は、計画・設計、諸手続き、建設・施工に関する工程を可能な限り詳細に示すこと。

7 契約に関する事項（参考）

(1) 基本協定の概要

市と優先交渉権者となった応募者（協力企業も含む）は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、応募者の各構成員の本事業における役割に関する事項及びS P Cの設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、優先交渉権者となった応募者（協力企業も含む）が基本協定を締結しない場合、市は、評価により選定した順位の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号及び第3項の規定による随意契約となり、見積金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに応募者が要した費用については、市の事由による場合を除き、応募者自らが負担するものとする。

(2) 特別目的会社の設立等

優先交渉権者となった応募者のうち構成員は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とするS P Cを契約締結前までに設立するものとする。S P Cの本店所在地は、市内に登録するものとし、本施設の完成後は、本施設の敷地内に本店所在地を登記しても良いものとする。なお、設立するS P Cは、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

S P Cは、基本契約の各規定に法的に拘束されることに同意し、S P Cを基本契約の当事者に加え、基本契約を締結する。

なお、全ての出資者（構成員）は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

(3) 事業契約の締結

市は優先交渉権者となった応募者と事業契約に関する協議を行い、S P Cは市と事業契約の契約を、資源化受託企業は市と[資源化処理／運送]委託契約を締結する。

事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定するものであり、事業期間終了までの契約とする。

なお、事業契約の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

また、事業者が事業契約を締結しない場合、市は、評価により選定した順位の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号及び第3項の規定による随意契約となり、見積金額の制限内でこれを行うものとする。

(4) 契約保証金の納付等

事業者は、事業契約の締結にあたっては、設計・建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による設計・建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

履行保証保険金額は、整備費の100分の10以上とする。ただし、運営、維持管理においては、契約保証の必要はないものとする。

8 事業実施に関する事項（参考）

(1) 保険

事業者は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。

ア 建設期間中の保険

本施設の建設にあたる者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

イ 運営・維持管理期間中の保険

事業者は、運営開始から事業契約終了時までの全期間において、第三者賠償責任保険、プラント部分に関する保険及び火災保険に加入すること。

(2) 市と事業者の責任分担に関する考え方

リスク分担の考え方は、別紙のリスク分担表によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

また、詳細については、このリスク分担の考え方、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」、「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、市と事業者の責任分担については、事業契約書にて定めるものとする。

なお、リスク分担表に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。

(3) 事業契約上の債権の取り扱い

ア 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する債権（支払請求権）とは不可分一体のものとする。事業者は、事前に市の承諾がなければ債権を譲渡することができない。

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、市に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことができない。

(4) 事業用地に関する事項

事業用地について、市は有償による貸与を予定しており、特定事業の用に供するために、運営・維持管理期間にあつては事業者が適正に管理するものとする。

(5) 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求水準書、提案書類に定めるところにより、誠実に業務を遂行す

ること。

(6) 業務の委託等

事業者が、本事業の業務の一部を提案書類に記載された企業以外に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。

(7) 技術者の配置

事業者は、本募集要項及び要求水準書に従い、資格審査書等及び提案書類に記載した技術者又は同等の経験を有する技術者を本施設に配置すること。

(8) 市によるモニタリング

市は、事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、以下の監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

ア 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

(ア) 実施設計モニタリング

市は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が提案書類に基づいたものであり、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 工事施工モニタリング

① 工事着手前

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

② 定期

市は、定期的に工事施工の進捗状況及び工事監理の状況について確認を行う。

③ 随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理について確認を行う。

④ 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改造を求める

ことができる。

(ウ) 工事完成モニタリング

市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、市は、施設供用開始前に事業者が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

(エ) 運営・維持管理モニタリング

① 定期

市は、運営・維持管理マニュアル及び業務仕様書等のとおり運営・維持管理業務が遂行されているか、定期的に本施設の立入調査及び業務報告書等により、業務の実施状況について確認する。

② 随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務の遂行について確認を行う。また、停止改善措置や継続改善措置の判断時に確認を行う。

イ 財務状況の確認

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

(ア) 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、財務書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに、毎事業年度経過後 90 日以内に市に提出する。

市は、当該財務書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

ウ 運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設の運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の通告や運営委託料の減額等の措置をとるものとする。

(9) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、特に想定していない。

(10) 財政上及び金融上の支援に関する事項

特に予定していない。

(11) その他事業実施に際して必要な事項

ア 地元同意の取得

市は、本事業実施についての、地元同意を得る。なお、事業者の行為により住民に迷惑をかける等問題を引き起こした場合には、事業者が誠意をもって問題解決にあたるものとする。

イ 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

(12) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

イ 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとるものとする。

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業契約書の定めに従い、事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、市は事業契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。
- ② 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 前2項の規定により、市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

(イ) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前項の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者が生じた損害を賠償する。

(ウ) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び事業者は事業契約を解除することができる。

9 その他

(1) 情報の提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行う。

(2) 市の担当窓口

〒692-8686 安来市安来町 878-2

安来市市民生活部環境政策課 施設整備係

電話 : 0854-23-3102

メールアドレス : kankyou@city.yasugi.shimane.jp

ホームページ : <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>

別紙 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
共通	応募書類リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等上記以外の法令の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
応募リスク	応募費用に関するもの		○	
不可効力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予測可能な範囲を超えるもの ^{注1}	○	△	
運営段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注2}	△	○
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量に起因する費用上昇、事故等 ^{注3}	△	○
	物価の変動リスク	物価変動に起因する費用上昇等 ^{注4}	△	○
	施設の性能確保リスク	施設の性能確保に関するもの		○

(凡例) ○主分担、△従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。

注1：事業者は市と協力して復旧にあたり、費用負担は事後に協議する。

注2：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注3：ごみ量変動については、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注4：著しい物価変動があった場合には、市、事業者の協議による。

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

要 求 水 準 書

平成 27 年 6 月

安 来 市

目 次

1 総 則	1
(1) 一般事項	1
(2) 特記事項	5
2 設計・建設業務	8
(1) 一般事項	8
(2) 全体計画	18
(3) 土木工事	23
(4) 建築工事	23
(5) 建築機械設備工事	24
(6) 建築電気設備工事	24
(7) プラント工事	25
3 運営・維持管理業務	26
(1) 基本事項	26
(2) 運営・維持管理	27
(3) 運転管理	30
(4) 災害時（緊急時）対応	34
(5) 労働安全衛生等	35
(6) 保全管理	36
(7) 情報管理	39
(8) 事業終了時の処置	41

《添付資料》

- 添付資料 (1) 関係法令等一覧
- 添付資料 (2) 事業用地位置図
- 添付資料 (3) 事業用地周辺図
- 添付資料 (4) 可燃ごみ搬出量の実績
- 添付資料 (5) 助燃材（脱水汚泥）等搬出量の実績
- 添付資料 (6) 搬入車両年間台数の実績
- 添付資料 (7) 既存施設図面

1 総 則

本要求水準書は、安来市可燃ごみ焼却処理委託事業を構成する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務について、資格審査通過者が提出する提案書類の提案事項の範囲とその内容の要求水準を示すものである。

提案書類の作成にあたっては、民間事業者の経営及び技術的能力を活用し、自主性と創意工夫を発揮させて、経済的かつ効率的なごみの適正処理が行えるように配慮された提案を求める。提出された提案書の内容は、本事業実施時の仕様条件として拘束される。

なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、同一の名称によって募集要項において使用される用語の定義と同じものとする。

(1) 一般事項

ア 適用範囲

本要求水準書は、安来市（以下「市」という。）が実施する「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」に適用する。市は要求水準書の内容を事業者選定における評価及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

応募者は、要求水準書に示されている水準を満たす限りにおいて自由に提案を行うことができるものとする。なお、要求水準書に記載された事項は基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計、施工することを妨げるものではない。

要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるもの及び本施設を安全かつ安定的に運営するために必要となる事項については、全て事業者の責任において補完・完備させなければならない。

イ 基本事項

本事業は、可燃ごみ等を適正に処理することを目的として、本施設の設計・建設及び運営・維持管理までを一括して行うものである。また、処理後に発生する焼却灰及び焼却飛灰（以下「焼却灰等」という。）を全量有効活用するものである。

本施設の整備に際しては、設計、施工条件を守って提案すること。また、本施設の設計・建設にあたっては、関係法令等に適合したものとする。

なお、本施設の建設に際しては、現有施設の全更新又は部分更新のどちらでも良いものとする。

(ア) 事業件名

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

(イ) 事業用地

島根県安来市清瀬町 10-1

(ウ) 事業期間（予定）

① 設計・建設期間

事業契約締結日から本施設の供用開始（事業者の提案による）とする。

② 運営・維持管理期間

本施設の供用開始から 15 年間とする。

ウ 立地条件

(ア) 敷地面積

約 4,300 m²

(イ) 敷地条件

① 事業用地

島根県安来市清瀬町 10-1（清瀬クリーンセンター）

② 搬入道路

本事業用地への通路として、市道を通じて搬入道路（二車線道路）が既に整備されている。

(ウ) 都市計画事項等

表 1-1 都市計画事項等に都市計画の内容を示す。

表 1-1 都市計画事項等

都市計画区域	松江圏都市計画区域（市街化調整区域） 都市施設（供給処理施設）
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
防火区域	指定なし
建ぺい率	70%
容積率	200%

エ 関係法令等の例示

添付資料（1）「関係法令等一覧」に、設計・建設及び運営・維持管理業務を実施するにあたり、遵守すべき関係法令等の例を示す。

オ 関係官公署の指導等

設計・建設及び運営・維持管理にあたっては、関係官公署の指導等に従う。

カ 提出書類等

本施設の設計・建設及び運営・維持管理に関して、市及び官公署が資料や記録等の提出を求めた場合は、速やかに作成し提出する。

キ 市によるモニタリング

市は、事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、以下の監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

(ア) 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

① 実施設計モニタリング

市は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が提案書類に基づいたものであり、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

② 工事施工モニタリング

a 工事着手前

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

b 定期

市は、定期的に工事施工の進捗状況及び工事監理の状況について確認を行う。

c 随時

市は、必要と認める場合には工事施工及び工事監理について確認を行う。

d 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

③ 工事完成モニタリング

市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、市は、施設供用開始前に事業者が作成・提出する、運営・維持管

理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

④ 運営・維持管理モニタリング

a 定期

市は、運営・維持管理マニュアル及び業務仕様書等のおり運営・維持管理業務が遂行されているか、定期的に本施設の立入調査及び業務報告書等により、業務の実施状況について確認する。

b 随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務の遂行について確認を行う。また、停止改善措置や継続改善措置の判断時に確認を行う。

(イ) 財務状況の確認

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

① 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、財務書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 90 日以内に市に提出する。

市は、当該財務書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

(ウ) 運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設の運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の通告や運営委託料の減額等の措置をとるものとする。

ク セルフモニタリング

事業者は、施設の設計・建設及び運営・維持管理業務期間中、セルフモニタリングを行うものとする。内容の詳細は、セルフモニタリング計画書を作成し市と協議の上、決定する。

ケ 住民対応

現場工事着手前に、周辺住民に対する工事説明会を開催するものとし、市は工事説明会の開催に協力する。なお、工事説明会の詳細については、市と協議の上、決定する。

工事期間中の住民からの苦情等は事業者が対応し、市は事業者を支援する。なお、工事期間中においても周辺住民等から工事説明会開催等の要望があった場合には、事業者は工事説明会を開催する等の対応を行うものとする。

運営期間中の住民からの苦情は、原則として事業者が対応し、市は事業者の支援を行う。ただし、苦情内容等によっては市が対応する。

コ 情報の取扱い

本事業を実施するにあたり事業者が知り得た市の情報等を、「安来市情報公開条例（平成16年10月1日条例第8号）」及び関係法令等に基づき、適切に管理する。

事業者が知り得た市の情報等について、市の許可なく第三者に提供等することはできない。また、第三者に提供等しようとする場合は、市と協議の上、その取扱いを決定する。

事業者が所有する本事業に関する情報は、市の求めに応じ、全て市に提供するものとする。ただし、特段の事由等により、市が提供しないこと認めたものについては、この限りではない。なお、市に提供した情報等の取扱いについては、市と協議の上、決定する。

サ その他

本要求水準書において「設計仕様」又は「提案による」等と記載された事項については、事業者の設計仕様値等をもって提案書類に記載する。また、要求水準を超えて提案するものについてはこれを妨げない。

(2) 特記事項

ア 設計及び建設に関する特記事項

事業者が実施する本施設の設計及び建設に関する主な業務は、次の通りとする。なお、本業務を実施するにあたり、当然必要と考えられるものについては、事業者の責任において補完、完備すること。

(ア) 必要となる事前調査

本施設の設計・建設を実施するにあたり、市が提供する資料を補完する目的で、事業者が必要と判断する測量調査、地質調査等を設計前に行う。

また、現有施設の焼却施設解体について、必要な有害物質（ダイオキシン類、アスベスト、PCB等）に関する事前調査を実施し、現有施設の解体・撤去に関する設計、施工計画に資すること。

(イ) 本施設に係る設計

- ・要求水準書、提案書類及び事業契約書、関係法令、その他市との協議事項等に基づき、本施設の設計を行う。
- ・設計完了後、要求水準書に規定する書類等を提出し、市の承諾を受ける。

(ウ) 現有施設の解体に係る手続き

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等の定めるところにより、現有施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体作業を行う場合は、必要となる諸手続きを行うこと。また、現有施設の解体に際し、市が行う諸手続き等に協力すること。

- (エ) 一般廃棄物処理施設設置に係る手続き
一般廃棄物処理施設設置にあたっては関係官庁の指導に従い、許認可申請等に必要な調査等を実施するとともに、その手続を速やかに行う。
- (オ) その他申請手続きに関する支援
工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続を速やかに行い、市に報告すること。また、工事範囲において市が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は書類作成等について協力すること。
- (カ) 生活環境影響調査等の各種関連調査
- ・事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）」に基づき、一般廃棄物処理施設設置許可申請に必要なとなる生活環境影響調査を実施する。
 - ・調査の詳細は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を参照のこと。
 - ・その他必要となる各種関連調査を実施すること。
- (キ) 着工準備（用地造成及びインフラ整備関連）
事業者は、本施設に関する設計及び建設に関する諸手続きが完了後、直ちに工事着手すること。
- (ク) 本施設に係る建設工事（現有施設の解体工事を含む）
事業者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する法令等を遵守し、実施設計図書、施工承諾申請図書等に従って、現有施設の解体撤去及び本施設の建設工事等を実施する。
なお、現有施設の煙突を本施設の煙突として使用しない場合は、本施設の供用開始までに現有施設の煙突を解体・撤去すること。ただし、本施設の供用開始までに解体・撤去する範囲は、地上部分（地下部の基礎を除く）のみでも良いものとする。
- (ケ) 土壌汚染対策
- ・本工事において土壌汚染が確認された場合、事業者は土壌汚染対策法に基づき適切に対応し、その範囲、数量等を記録する。なお、土壌汚染対策費用については、別途、市が負担する。
 - ・土壌汚染対策工事を実施する場合は、汚染範囲の拡大を防ぎ、かつ汚染土壌の処理量を可能な限り少なくなるよう十分に検討し、より費用負担が少なくするために、効率的、経済的かつ適切な工法を採用する。
- (コ) 災害対策
- ・災害に対して強靱な施設とし、震災対策等には万全を期す。
 - ・災害ごみの受入れ、処理ができる施設にする。

イ 運営及び維持管理に関する特記事項

事業者が行う運営及び維持管理に関する主な業務は、次のとおりとする。

(ア) 本施設の運転管理

- ・環境保全関係法令及び要求水準書等に規定する性能を厳守し、周辺地域の環境に配慮した施設の整備運営を行う。
- ・労働安全衛生法等関係法令を守り、安全な作業環境のもとで運転を行い、職場における作業者の安全と健康を確保する。

(イ) 本施設の保守管理

- ・常に十分な性能が発揮できるように設備の機能を維持するため、適切な処理施設の点検、保守、補修、更新、その他一切の保守管理業務を行う。
- ・本施設の供用開始前までに施設保全計画を作成する。
- ・運営及び維持管理は作成した施設保全計画に基づき実施し、本事業期間に渡って施設の性能・機能を維持する。
- ・定期点検及び定期整備計画等、本施設の運転計画は、市全体のごみ搬入計画及び処理施設運転計画の年次計画を考慮したものとする。

(ウ) 焼却灰等資源化

処理施設から発生する全ての焼却灰等は、事業者の責任において全量を資源化又は有効活用する。

2 設計・建設業務

(1) 一般事項

ア 工事概要

事業用地内に処理施設及びその他施設（処理施設関連、付帯施設等）を建設する。設計・建設する施設の概要を、表 2-1 施設の概要に示す。

表 2-1 施設の概要

項目	概要
事業用地に建設された現有施設	施設名称：清瀬クリーンセンター 処理規模：52 t / 日（26 t / 16 h × 2 炉） 炉形式：准連続燃焼式流動床炉 竣工年月：平成 6 年 7 月 状況：休止
処理方式	事業者の提案による。
処理対象物	①可燃ごみ 約 8,600 t（平成 26 年度実績） ②助燃材（脱水汚泥）等 約 260 t（平成 26 年度実績）
処理能力	事業者の提案による。
その他施設	事業者の提案による。
建物仕様及び外観	事業者の提案による。
供用開始予定	事業者の提案による。

イ 設計・施工要領

(ア) 実施設計

実施設計は、以下に示す安来市可燃ごみ焼却処理委託事業に関する図書に基づいて行う。

- ・安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 「要求水準書」
- ・安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 「提案書類」
- ・その他実施設計に必要な関係図書等

(イ) 実施設計図書

- ・実施設計完了後、参考に示す次の設計図書を各 2 部提出し、市の承諾を受ける。
- ・実施設計図書の作成に先立って、その内容を示すリストを作成し承諾（実施設計モニタリング）を受ける。

① 土木工事関係

- ・外構設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・各工事仕様書
- ・各工事計算書

- ・その他市が提出を求めた図書

② 建築工事関係

- ・建築意匠設計図
- ・建築構造設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・建築電気設備設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・建築機械設備設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・外構設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・透視図（パース図）
- ・各工事仕様書
- ・各工事計算書
- ・その他市が提出を求めた図書

③ プラント工事関係

- ・設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・工事仕様書
- ・設計計算書（実施設計において、市が必要と認めるもの。）
- ・その他市が提出を求めた図書

④ 建設工事工程表

(ウ) 実施設計要領

① 実施設計の変更

実施設計完了後に本要求水準書及び提案書類に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任により満足させる変更を行う。

② 要求水準書記載事項

a 記載事項の補足等

- ・本要求水準書「2 設計・建設業務」で記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計、施工することを妨げない。
- ・本要求水準書に明記していない事項で、本施設の性能及び機能を発揮するために当然必要なものについては、全て事業者の責任により補足・完備する。

b 参考図等の取扱い

- ・要求水準書の図・表等で「参考、例示」と記載したものは、一例を示すものである。
- ・事業者は「参考、例示」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備する。

c 疑義の解釈

- ・本要求水準書の記載事項に疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定する。

(エ) 施工要領

① 施工承諾申請図書

施工承諾申請図書は、次の図書に基づき作成する。

- ・実施設計図書
- ・その他必要な関係図書等

② 施工承諾申請図書の提出

本工事の施工にあたっては、設備毎に仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書、検討書等を作成し、各施工の段階前に提出して市の承諾を受ける。

なお、提出部数は各2部とする。

(オ) 施工監理

事業者は、「建築基準法」に規定される工事監理者及び「建設業法」に規定される主任技術者又は監理技術者を配置し、工事監理を行う。なお、SPCから統括工事責任者を選任し、建設工事中は事業用地に常駐させて各工事の統括を行う。

また、市は工事施工モニタリングを実施し、工事施工及び工事監理の状況等の確認を行う。

① 月報及び年報の提出

本工事期間中の月報を作成し提出する。なお、月報には、工事関係車両台数の集計も含め、主要な工事記録写真を添付する。また、年報は当該年度の月報を集計したものを提出する。

② 工事記録写真

月報に添付する工事記録写真以外に、定点撮影を含む工事の進捗状況に沿った工事記録写真を十分に撮影する。

(カ) 工事要領

① 事業用地

事業用地は、添付資料(2)「事業用地位置図」、添付資料(3)「事業用地周辺図」による。

② 地中障害物

本工事に支障がある地中埋設物の撤去及び処分は、事業者が負担する。

③ 建設副産物の再生資源化等

建設副産物の再生資源化等にあたっては、「建設工事に係る資材の再資

源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号）」、「建築工事における建築副産物管理マニュアル」等に基づき、適正に処理を行う。

なお、工事完了後に、再生資源利用促進実施書を「建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS)」により作成し、電子データも併せて提出する。

a 建設発生土

建設発生土は、可能な限り場内で再利用する。なお、場内に仮置きする場合には、発生土の飛散・流出等の対策を講じ、場外搬出する場合は、荷台をシートで覆う等、適切な措置を講じる。

建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 12 日 事務次官通知）」に従い、可能な限り再生利用を図る。

b 建設廃棄物

発生した建設廃棄物の分別を徹底し、廃棄物の再利用化・再資源化に努める。

- ・鉄くずは、再資源として有効利用する。
- ・コンクリートがらは、再生砕石等として可能な限り有効利用する。
- ・アスファルトがらは、再生加熱アスファルト混合物等として可能な限り有効利用する。
- ・木くず等はチップ化等を行い、可能な限り有効利用に努める。
- ・再利用化・再資源化しても残る建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等に基づき、事業者の責任により適切に処理する。

④ 工事用車両の搬出入経路

- ・工事用車両の事業用地への出入りは、添付資料 (3)「事業用地周辺図」及び現地確認等により計画する。
- ・工事用車両の待機は用地内で行い、周辺道路に駐停車をしない。
- ・隣接する市の可燃ごみ積替施設へのごみの搬入及び搬出等の関連車両に支障とならないよう搬出入経路を計画する。
- ・必要に応じて、用地内に仮設道路を設ける。

⑤ 仮設物

- ・場内に仮設物を設置する際には、隣接する市の可燃ごみ積替施設における作業等に支障のないよう計画し、事前に仮設物設置計画書を提出し、市の承諾を受ける。
- ・場内に仮設事務所を設置し、仮設事務所には S P C から選任した統括工事責任者を常駐させる。統括工事責任者は建設工事の進行管理等を行うとともに地元住民等の要望・苦情等に対処する。
- ・建設工事中は、周囲への環境影響低減等のために、仮囲いを設置する。
- ・工事の進捗状況等を地元住民に情報提供する掲示板等を道路に面した場所に設置する。

⑥ 使用材料及び公害防止対策等

- ・工事の使用材料、現場事務所の事務用品等については、グリーン購入に努める。
- ・コンクリートは高炉セメントの使用に努める。
- ・熱帯木材合板の使用を抑制する。
- ・工事用車両は、構内でタイヤ等に付着した土砂を水洗浄により除去し退出する。公道が土砂で汚れた場合には、適宜路面の洗浄を行う。
- ・「特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準」を守るとともに、特定建設作業以外の建設作業においても、この規制基準値を遵守すること。
- ・粉じんが発生する恐れのある場合は、適宜散水を行う等の必要な措置を行う。
- ・工事排水は適正に処理して公共用水域へ放流する。
- ・工事用車両は低公害車を使用し、工事機械は排出ガス対策型、低騒音低振動型等を用いる。また、省エネルギー型の工事機械を活用する。
- ・地下掘削は、周辺地盤の変位、地下水位低下の発生を防止する工法を採用する。
- ・生活環境影響調査に記載された環境配慮事項及び環境保全措置を実施するとともに、その他必要な公害防止対策を実施する。

⑦ 安全・保安

- ・工事現場全体の保安のため、必要に応じた人員の警備員を配置し、事業用地の管理を行う。
- ・工事中は標識等を適切に配置し、注意喚起を行う。
- ・事業用地の工事車両の出入口では、誘導員を配置して交通整理を行い、歩行者や一般通行車両等の安全を図る。
- ・工事資材の搬入が極端に集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。
- ・作業時に地震等の緊急防災情報が発表された場合、建設期間中の緊急防災マニュアルに従い、安全を確保する。また、作業時間外の災害の発生を考慮し、荷物の落下や重機の転倒等に配慮した配置とする。
- ・隣接する市の可燃ごみ積替施設へのごみの搬入及び搬出作業等に支障とならないよう十分な安全対策を行う。

⑧ 作業日及び作業時間

作業日は、原則として土曜日、日曜日及び年末・年始を除く。作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 試運転

(ア) 試運転

- ・順調かつ安定した運転が出来るよう、試運転を実施する。
- ・試運転は、試運転計画の全体の流れを示した試運転要領書に基づいて行

- う。
- ・試運転に入る前に市と十分打合せを行った上で、試運転要領書の承諾を受ける。

① 基本条件

試運転は、機器単体試験からとし、無負荷運転、性能試験を行って確認する。

a 実施方法

- ・各試運転は、試運転要領書に基づいて行う。
- ・各試運転の結果は、市に報告すること。

b 提出書類

- ・試運転期間中の日報を作成し提出する。
- ・試運転終了後は、試運転報告書を提出する。

c 調整、点検及び手直し

- ・試運転期間中に行う調整及び点検のチェックリスト等は、試運転要領書に記載し、市の承諾を受ける。
- ・試運転期間中に発生した手直し等については、適切に対応し、記録を残す。

d 必要経費

- ・試運転期間中におけるプラントの運転等に係る経費は、事業者の負担とする。
- ・ごみの搬入及び搬入禁止物の処理にかかる費用は除く。

② 性能試験

事業者は、施設全体としての性能及び機能を確認するため、市立会いのもとに性能試験を実施する。

a 処理施設の性能試験方法

試験当日の数日前から定格運転に入るものとし、連続3日間以上の定格運転を全炉同時運転で行い、性能試験を実施する。

b 性能試験要領

事業者は、試験内容及び運転計画を記載した性能試験要領書を作成し、市の承諾を受け性能確認の試験を行う。

c 性能試験項目と実施方法

性能試験における項目と方法、試料の採取、計測、分析、記録等は、市の承諾を受け行う。

d 計測及び分析機関

性能試験における試験項目についての計測及び分析の依頼先は、法的

資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、市の承諾を受け適切な機関に依頼することができる。

e 性能試験成績書の提出

事業者は、性能試験終了後、性能試験成績書を作成し、市へ提出する。

③ 試運転等に必要書類

試運転等に必要書類は、表 2 - 2 試運転必要書類を参考とする。事業者は、各書類を市に提出し、承諾を受ける。

表 2-2 試運転時必要書類

No.	書類名	部数	備考
1	試運転要領書	2部	緊急動作試験要領書等を含む
2	試運転報告書	2部	緊急動作試験報告書等を含む
3	教育訓練計画書	2部	
4	運転マニュアル(教育訓練用)	2部	
5	教育訓練実施報告書	2部	
6	その他関連書類	2部	

④ 緊急動作試験

緊急動作試験は、本施設において重大事故等が発生した場合を想定した試験を行うものである。

a 緊急動作試験要領

事業者は、実施内容を記載した緊急動作試験要領書を作成し、市の承諾を受け試験を実施する。

b 試験報告書

事業者は緊急動作試験報告書を作成し、提出する。

(イ) 教育訓練

事業者は、職員（作業員含む）に対し、事前に操業に必要な設備機器の運転、管理、取扱いについて、十分な教育訓練を行う。教育訓練は、教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき実施する。

① 実施期間

教育訓練は、試運転期間中に実施する。

② 教育訓練計画書

事業者は、予め教育訓練のための計画書を作成する。

③ 教育訓練用運転手引書

事業者は、運転手引書を作成する。なお、運転手引書の内容は以下のと

おりとする。

- ・施設概要説明書（フローシート、計装図、機器配置図等を含む）
- ・各設備機器の取扱い説明書
- ・施設運転説明書（緊急時の操作方法を含む。）
- ・その他必要事項

④ 教育訓練実施報告書の提出

事業者は、教育訓練終了後、教育訓練実施報告書を作成する。

(ウ) 使用前検査

事業者は、性能試験終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項」に基づき使用前検査を申請する。

(エ) 予備品・消耗品・備品の調達

事業者は、予備品・消耗品・備品等について必要数を調達する。なお、製作期間が数月にわたるような部品等は、予備品として調達しておく。

(オ) 完成図書

完成図書は、以下に基づいて各2部提出する。なお、本工事で特許を使用した個所については、「特許一覧表」を作成すること。また、完成図書は光ディスク等の媒体に収録すること。収録する図等については、電子データ及び画像データとし、収録した電子データ及び画像データを利用するためのソフトウェアと合わせて作成すること。

① 土木工事

a 完成図（工事中の施工確認図を含む。）

- ・原図（第二原図も可）
- ・縮刷版原図

② 建築本体工事

a 完成図（工事中の施工確認図を含む。）

- ・原図（第二原図も可）
- ・縮刷版原図

b 構造計算書、確認申請書

c 検査及び試験成績書

③ 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

a 完成図（工事中の施工確認図を含む。）

- ・原図（第二原図も可）
- ・縮刷版原図

- b 取扱説明書
- c 機器台帳（記入済）
- d 機器履歴台帳
- e 検査及び試験成績書
- f 計算書

④ プラント工事

- a 完成図（工事中の施工確認図を含む。）
 - ・原図（第二原図も可）
 - ・縮刷版原図
- b 取扱説明書
- c 機器台帳（記入済）
- d 機器履歴台帳
- e 検査及び試験成績書
- f 計算書

⑤ その他

- a 工事写真、完成写真
工事の状況が把握できる工事写真（サービス版）及び完成した本施設の
写真（キャビネサイズ）を各1部作成する。
- b 届出書類の写し
許可申請及び届出等を要した書類一式の写しをファイリングし提出す
る。
- c 打合せ議事録
事業者は、事業者と市との打合せ議事録及びその他市が要求する市以
外との打合せ議事録を作成する。

エ かし担保

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善、又は取替を行わなければならない。

本施設は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、事業者は施工のかしに加えて、設計のかしについても担保する責任を負う。

かしの改善等に関しては、かし担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、市は事業者に対し、かしの改善を要求できる。かし担保期間は、設計、施工、設備等毎に定めるが、かしが事業者の故

意又は重大な過失により生じた場合には、設計のかしを除き、かしの改善を請求できる期間は10年とする。

なお、上記期間によらず、事業期間中は事業者責任のもと改善に努めること。かしの有無については、適時かし検査を行いその結果を基に判定するものとする。

(ア) かし担保

① 設計のかし担保

- ・かし担保期間は、施設供用開始日から10年間とする。
- ・実施設計図書、施工承諾申請図書、施工図等及び完成図書に記載した施設の性能及び機能は、全て事業者の責任において保証する。
- ・供用開始後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能確認試験要領書を作成し、事業者の負担において性能確認試験を行う。
- ・性能確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足することができなかった場合は、事業者の責任によりすみやかに改善する。

② 施工のかし担保

- ・かし担保期間は、施設供用開始日から2年間とする。
- ・建築工事関連の防水工事等については、「公共建築工事標準仕様書(最新版)」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出する。

(イ) かし検査

市は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、事業者に対しかし検査を行わせる。事業者はかし検査を実施し、その結果を報告する。かし検査にかかる費用は事業者が負担する。かし検査によるかしの判定は、かし確認要領書により行う。かしと認められる部分については、事業者の責任において改善、補修する。

(ウ) かし確認要領書

事業者は、予めかし確認要領書を市に提出し、承諾を受ける。

(エ) かし確認の基準

かし確認の基本的な考え方は以下の通りとする。

- ・運転上支障がある事態が発生した場合
- ・構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ・主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能等が損なわれた場合
- ・性能に著しい低下が認められた場合
- ・主要装置の耐用が著しく短い場合

(オ) かしの改善、補修

かし担保期間中に生じたかしは、市の指定する時期に事業者が無償で改善、

補修すること。改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

(カ) かし判定に要する経費

かし担保期間中のかし判定に要する経費は、事業者の負担とする。

(2) 全体計画

ア 設計指針

(ア) 周辺環境との調和

建物、煙突及び外構施設等の建築物・構造物のデザイン・色彩について、清潔感のある意匠とし、景観に配慮して周辺環境及び周辺地域との調和を図る。

(イ) 災害に強い施設

災害要因（地震、火災、水害等）に対する強靱性を確保する。

(ウ) 周辺環境への配慮

施設の整備・運営にあたっては、生活環境影響調査に定める規制等や、別に定める「公害防止条件」の規制値等を遵守するとともに、周辺に与える環境影響を可能な限り回避・低減する。

(エ) 処理施設における設備・機器の設置

処理施設における設備・機器は、原則として全て屋内に収める。ただし、屋外に設備・機器を設置する場合は、施設周辺道路等より見えないように囲いを設けるなど、周辺環境に十分配慮すること。

(オ) 運転管理等の安全性

運転管理上の安全（機器の信頼性、保守の容易性、作業の安全性、各種保安装置の設置等）及び見学者の安全を確保する。

外部とのネットワーク接続を行う可能性がある機器等については、コンピュータウイルス等に対する最新のセキュリティ対策を行い、安全性を確保する。

(カ) 初期コスト及び維持管理の経済性

初期コスト及び運営・維持管理コストの両面からみて、経済効率性の高い施設とする。

(キ) 作業環境

関係法令に準拠して安全・衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つように、換気、騒音・振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度及び適切なスペースを確保する。処理施設内作業環境中のダイオキシン類に対して管理区分の設定、保護設備の設置、作業動線を考慮する等の対策を行う。

(ク) 維持管理の容易性

プラント設備機器の取替・補修が容易となるよう、機器配置及び機材搬入動線等を計画する。また、本施設の稼働期間中に取替え、更新等を行う必要のある機器等については、汎用品、代替の容易な機器等を使用するなどの対策を行い、機器等の取替え、更新等を行う際には、ごみ処理が滞ることなく遂行できるようにすること。

(ケ) 各種機器等の名称、色区分

機器、装置、部屋、槽、配管、ダクト、ポンプ、マンホール等に名称を記載し、人為的ミス予防等のため、色別に表示できるものは区分表示するなどの対策を行うこと。

イ 設計条件

(ア) プラント諸元

① 処理方式

事業者の提案によるものとする。

② 施設規模

事業者の提案によるものとする。

③ 処理能力

別に定める「計画ごみ質」に示すごみを処理することが可能な施設とする。

④ 燃焼条件

事業者の提案によるものとする。ただし、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン」及び関係法令等を遵守する。

(イ) 計画ごみ量

年間 約 8,860 t (下記、①及び②の合計)

① 可燃ごみ

約 8,600 t (平成 26 年度実績)

(参考：添付資料 (4)「可燃ごみ搬出量の実績」)

② 助燃材 (脱水汚泥) 等

約 260 t (平成 26 年度実績)

(参考：添付資料 (5)「助燃材 (脱水汚泥) 等搬出量の実績」)

(ウ) 計画ごみ質

① 可燃ごみ

可燃ごみの計画ごみ質及び主な対象物を、表 2-3 計画ごみ質等に示す。

表 2-3 計画ごみ質等（可燃ごみ）

項 目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分 [%]	水分	38.9	48.2	63.1
	可燃分	30.5	45.6	53.9
	灰分	2.4	6.1	8.6
単位容積重量 [t / m ³]		120～252		
低位発熱量 [kJ / kg]		4,200	7,100	10,000
ごみ組成 [%] (参考)	紙・布類	—	50.4	—
	合成樹脂類	—	23.0	—
	木・竹・わら類	—	6.7	—
	厨芥類	—	14.6	—
	不燃物類	—	0.6	—
	その他	—	4.8	—
主な対象物		食べ残し（食物残さ）、調理くず、果物の皮、魚のあら、貝殻、鳥の骨、かぼん、靴、帽子、シーツ、ぬいぐるみ、皮製ボール、衣類、防水加工している紙、銀紙、感熱紙、紙とビニールの混合物、酒パック、紙パック、落ち葉、刈り草、剪定枝、木くず、汚れたプラスチック、紙おむつ、固めたてんぷら油、小動物の死骸など		

② 助燃材（脱水汚泥）等

市の汚泥再生処理センター（し尿処理場）より搬入される脱水汚泥であり、脱水機を用いて含水率 70%以下まで脱水した汚泥並びにし渣及び沈渣である。

(エ) 配置動線等

① 車両動線等

- ・車両の搬入出が安全かつ円滑に行えるように全体を計画する。
- ・搬入出車出入口と投入ステージの間の車両動線上に計量器を設ける。
- ・歩行者の動線と可能な限り交差せず、また、車両動線も可能な限り相互に交差せず、安全かつ円滑に通行できるように計画する。

② 搬入及び搬出車両台数

搬入及び搬出車両の日最大台数を表 2-4 搬入及び搬出車両台数（参考）に示す。なお、年末年始の搬入車両数の増加や季節変動等による車両の増減を考慮した動線計画等とすること。（参考：添付資料（6）「搬入車両年間台数の実績」）

表 2-4 搬入及び搬出車両台数 (参考)

種別	最大車両台数 (台/日)
2 t 車	11
4 t 車	20
その他	33
合 計	64

③ 車両寸法

ごみ搬入車等の車両寸法は表 2-5 車両の最大仕様 (参考) による。

表 2-5 車両の最大仕様 (参考)

種別	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)
2 t 車	5,255	1,890	3,550
4 t 車	6,760	2,210	4,100

※ダンプ角度は約 45 度とする。

ウ 公害防止条件

公害防止条件については、公害関係法令の規制基準に基づいて設計する。

(ア) 排ガス基準

表 2-6 排ガス基準に、乾きガス基準、12%酸素換算値の排ガス基準設計値を示す。

表 2-6 排ガス基準

項 目	煙突出口濃度 (乾きガス O ₂ 12%)
ば い じ ん	0.05g/m ³ N 以下
硫 黄 酸 化 物	K 値=17.5 で算出される濃度以下
窒 素 酸 化 物	150ppm 以下
塩 化 水 素	700mg/m ³ N 以下
ダイオキシン類	法令で定める基準値以下

(イ) 排水基準

雨水を除く本施設の排水は、全て処理後再利用すること。ごみピット汚水は、炉内噴霧処理すること。また、プラント休止時も生活排水等は、処理後一時貯留し、運転再開後噴霧処理するものとする。

(ロ) 騒音の基準

本施設の敷地境界線上における工場騒音レベルを昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで) 70dB 以下、朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで、午後 6 時～午後

9時まで) 70dB 以下、夜間(午後9時から翌午前6時まで) 60dB 以下とする。

(エ) 振動の基準

本施設の敷地境界線上における工場振動レベルを昼間(午前8時から午後7時まで) 65dB 以下、夜間(午後7時から翌午前8時まで) 60dB 以下とする。

(オ) 悪臭の基準

① 敷地境界における基準

敷地境界における特定悪臭物質濃度は、表2-8 敷地境界における規制基準の値以下とする。

表2-8 敷地境界における規制基準

物質名	基準値
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

② 煙突等の気体排出口における基準

気体排出口における特定悪臭物質濃度は、表 2-9 気体排出口における規制基準の値以下とする。

表 2-9 気体排出口における規制基準

物質名	流量の許容限度
ア ン モ ニ ア	$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$ この式において、 q 、 $H e$ 及び $C m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。 q : 流量 (単位: 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時) $H e$: 悪臭防止法施行規則 (昭和 47 年総理府令第 39 号) 第 2 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ (単位: メートル) $C m$: 敷地境界の規制基準として定められた値 (単位: 百分率) 補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用されない。
硫 化 水 素	
ト リ メ チ ル ア ミ ン	
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	
酢 酸 エ チ ル	
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	
ト ル エ ン	
キ シ レ ン	

(カ) その他

煙突頂部における排ガスの流速及び温度の測定 (換算計測) を行う。煙突排ガスは、平常時において笛吹現象及びダウンウォッシュを生じないものとする。その他、生活環境影響調査の内容を満足させる。

(3) 土木工事

本工事は、以下の事項を考慮して、設計、施工を行うものとする。

- ・事業用地の地形・地質及び周辺環境との調和等、景観に配慮し、施工性、維持管理の容易性、経済性等を総合的に勘案して計画する。
- ・施工時には工事車両の入退場、場内走行のための誘導員を配置する等、事業用地周辺及び内部の安全対策を施す。
- ・周辺交通への影響を低減し、安全性を高める計画とする。
- ・建屋、その他施設の土木基礎工事は、日本建築学会、土木学会、その他関係標準・法令等に従って施工し、大規模災害に対して十分安全な構造とする。

(4) 建築工事

本工事は、以下の事項を考慮して、設計、施工を行うものとする。

- ・周囲の環境との調和を図り、施設の環境保全性 (臭気、騒音・振動対策等)、安全性、機能性、経済性及び合理性等を追及した建築物とする。

- ・本施設の敷地内全体配置については、周辺環境及び近隣住民等に与える影響に配慮するとともに、各施設の機能及びごみ処理の流れ、本施設の利用者の利便性を重視した配置とする。
- ・日常の車両動線、職員の点検作業や見学者の動線及び緊急時の迅速な対応等を総合的に考慮し、合理的な計画とする。
- ・プラント設備の機器等の補修、各設備の更新が容易に行えるよう機材の搬入・搬出路及び空間を確保する。
- ・関係法令に準拠し、安全設備、衛生設備等を完備する。
- ・各作業場所は、換気、排水、騒音・振動防止、粉じんの飛散・流入防止、適切な照度に配慮し、良好な作業環境となるよう計画する。
- ・各諸室に必要な備品類は適切に確保する。
- ・建築物は、その用途に応じて、必要と考えられる規模と強度を有するものとする。
- ・災害に対して安全・安心かつ強靱な施設とする。
- ・本仕様に明記のない事項は、「日本建築学会規定」、「国土交通省 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、その他関係法令等を遵守し、設計、施工する。

(5) 建築機械設備工事

本工事は、以下の事項を考慮して、設計、施工を行うものとする。

- ・設備計画は、各室等の使用目的、使用形態等を考慮し、合理的なものとする。
- ・設備の設計・計画にあたっては、関係法令等を遵守し、関係官公署の指導及び協議事項等に従って計画を行う。
- ・騒音・振動の著しい機器は、それぞれに応じた防音、防振対策を講じる。
- ・飲料水用配管とその他配管のクロスコネクションは行わない。また、飲料用以外の水栓類には、誤飲防止の表示を行う。
- ・本仕様に明記のない事項は、「国土交通省 建築設備設計基準・同要領」、「国土交通省 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「労働安全衛生法 事務所衛生基準規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、その他関係法令等を遵守し、設計、施工する。

(6) 建築電気設備工事

本工事は、以下の事項を考慮して、設計、施工を行うものとする。

- ・設計、施工にあたっては、関係法令を遵守し、地震、その他の災害時に十分安全な構造とし、建築機械設備と協調させる。
- ・必要に応じて関係官公署の指導に従って計画する。
- ・本仕様に明記のない事項は、「JEM規格」、「国土交通省 建築設備設計基準・同要領」、「国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、その他関係法令等により設計、施工する。

(7) プラント工事

本工事は、以下の事項を考慮して、設計、施工を行うものとする。

- ・プラント工事は、極力、要求水準書に沿う設計とするが、効率的かつ効果的な提案がある場合は、独自設計としてもよい。
- ・要求水準書に記載のない設備、機器であっても、独自設計を行い、主性能・機能を完備させなければならない。
- ・炉体、集じん装置及びその他のプラント機器の設計及び据付アンカーボルトは、十分な耐震性を有するものとし、地震時において、プラント機器や炉体鉄骨からの応力による境界応力にも設計の配慮を十分に行うこと。
- ・プラント全体（基礎を含む。）の耐震設計基準は、建築基準法等関係法令等に準じ、地震による二次災害が発生しないよう、設計、施工を行う。
- ・運転・維持管理や緊急時の操作の容易性に配慮した設備構成とする。
- ・各設備は効率的かつ合理的に設置するものとし、他系列の故障時においても健全に稼働できるものとする。
- ・トラブルが少ない信頼性の高い設備構成とするとともに、プラントの運転上重要となる設備等は、複数化や予備機を設置する等、トラブル発生時でもプラントの健全な運転を続けられるようにする。
- ・計画対象ごみ質以外のごみが混入することによる設備保護対策を講じる。
- ・事故、故障等の予防措置と、これらが発生した際の安全対策を考慮した設備構成とする。
- ・ITV やプロセスデータの監視等、安全かつ安定的にプラントを運転するための監視システムを設ける。
- ・各機器の数量、能力、容量、寸法は、使用用途を考慮して決定し、ごみ量・ごみ質・燃焼状態の変動に対応できるように適切な余裕を持たせる。
- ・各機器は、設置環境に応じて、防じん、防滴、防錆対策等、必要な対策を講じる。
- ・各機器は、用途に適した簡単かつ堅牢な構造とする。
- ・各機器に使用する材質は、ランニングコストの低減に配慮しつつ、その用途に応じた耐久性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性を持たせ、可能な限り長期間使用できるものとする。
- ・作業スペース、換気、照明等の十分な配慮により、運転開始時、運転中、運転終了時における運転・保守・点検等の各種作業の安全化、作業環境の快適化を確保する。
- ・特殊な設備等を除いて、可能な限り汎用機器、代替の容易な機器等を使用する。

3 運営・維持管理業務

(1) 基本事項

ア 運営・維持管理の業務概要

業務の概要は、以下の通りとする。

- ・ 処理施設の運転管理
- ・ 処理施設の保全管理
- ・ 処理施設及び緑地の維持管理（清掃、警備を含む。）
- ・ 管理施設の運営及び維持管理
- ・ 見学者への対応
- ・ 焼却灰等の資源化
- ・ その他これらを実施するうえで必要な業務

イ 運営条件

(ア) 運営

運営は、次に基づいて行うものとする。

- ・ 本事業の契約書
- ・ 安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 「要求水準書」
- ・ 安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 「提案書類」
- ・ その他関係図書等

(イ) 要求事項の厳守

事業者は、本要求水準書、提案書類及びその他関係図書等に示す性能・機能及び公害防止条件等について、運営期間中は厳守する。

(ウ) 要求水準書記載事項

① 記載事項の補足等

- ・ 本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。
- ・ 本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の運営を行うために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任により補足・完備させなければならない。

② 参考図書の取扱い

- ・ 本要求水準書の図・表等で「参考、例示」と記載されたものは、一例を示すものである。
- ・ 事業者は「参考、例示」と記載されたものについて、施設の運営を行うために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任により補足・完備させなければならない。

(エ) 運営・維持マニュアル及び計画の作成

- ・施設運営に際しては、施設供用開始前に運営・維持管理マニュアル及び計画等を作成し、市の承諾を受ける。また、マニュアル及び計画は、教育訓練等により関係者全員に周知徹底を図り適切な運用を行う。
- ・マニュアル及び計画は、常時必要な改定を行い、最新のものとともに、関係者全員に周知徹底を図る。
- ・表 3-1 に示すマニュアル及び計画以外にも、本業務を安全かつ確実に実施するために必要なものについては、事業者の責任において作成する。

表 3-1 運営・維持管理マニュアル及び計画

マニュアル	計画
<ul style="list-style-type: none">・運転マニュアル（教育訓練用含む）・保全管理マニュアル・安全管理マニュアル・危機管理マニュアル・その他必要なマニュアル	<ul style="list-style-type: none">・運営計画・運転計画・施設保全計画（点検、補修、設備更新等）・教育訓練計画・環境保全計画・作業環境保全計画・緊急時対応計画・防災計画・復旧計画・災害廃棄物処理等計画・セルフモニタリング計画・清掃計画・その他必要な計画

注) マニュアル、計画の名称、区分についてはこれに限るものではない。

(2) 運営・維持管理

ア 基本事項

- ・本施設に搬入される可燃ごみ等を処理することにより発生する焼却灰等は、全量資源化を行う。
- ・適正かつ経済効率性の高い運営・維持管理を行う。
- ・常に業務改善を行い、処理コストの削減に努める。
- ・事業契約書で定める運営計画及び運営報告、その他異常事態発生時の連絡方法、処置等必要な運営に関する事項については、市と連絡をとり運用を図る。
- ・関係法令に変更があった場合、申請書等を関係行政機関に提出する。
- ・その他、関係法令、事業契約書等を遵守して運営を行う。

イ 運営体制

- ・事業者は、本事業に係る組織として、適切な組織構成を行い、施設の運営

に必要な有資格者及び人員を確保する。表 3-2 運営管理上必要な資格（参考）に運営管理に必要な資格の一覧を示す。

- ・事業者は、運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、SPCから技術管理者（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条」）を選任し、総括責任者として置き、適切な運営・維持管理を行うとともに、市へ業務分掌を提出し承諾を受ける。
- ・提案する処理施設の処理方式の実機を過去 1 年以上運営及び維持管理する業務に携わり、初期故障対応や昇降温作業等の運転経験を有している技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置する。

表 3-2 運営管理上必要な資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症の防止
防火管理者	施設の防火に関する管理者
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物保安監督者 危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督（乙種第 4 類）
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転（免許）
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
エネルギー管理者	エネルギー管理
特定化学物質作業主任者	特定化学物質の取扱作業
玉掛け作業員	吊上荷重 1 トン以上のクレーン等の玉掛け作業
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
特定高圧ガス作業主任者	高圧ガスの取扱、消費等
公害防止管理者・公害防止主任管理者・公害防止統括者・各代理人	公害防止に関する技術的な管理

※その他運営及び維持管理を行うにあたり必要な資格がある場合には、その他有資格者を置く。

ウ 住民対応

- ・常に適切な運営を行い、情報提供することにより、地元住民の信頼と理解、協力を得るよう努める。
- ・市が地元住民と協議の上確認した事項等は十分理解し、協力する。
- ・住民からの苦情等は、事業者が対応し、市は事業者を支援する。苦情等の内容及びその対処の結果は、市に報告する。

エ 見学者対応

- ・本市のごみ処理事業について理解してもらえよう、日常において施設の見学を出来る限り受入れ、見学者に施設の稼働状況及び環境規制遵守の状況等の説明を行い、施設運営について、見学者の理解を得るよう努める。なお、小学生の見学があることを考慮する。
- ・見学者の受入れ及び対応は、事業者が行い、市は事業者を支援する。なお、行政視察等の対応は、市にて行う。

表 3-3 年間施設見学者数（参考）

月	件数	見学者数（人）
4月	—	—
5月	—	—
6月	6	155
7月	4	162
8月	—	—
9月	—	—
10月	1	2
11月	1	2
12月	—	—
1月	—	—
2月	—	—
3月	—	—
年合計	12	321

オ 料金徴収業務

- ・事業者は、市民及び排出事業者より直接搬入された一般ごみ等を計量し、市規定に即した可燃ごみ搬入手数料の収受を代行する（ただし、可燃ごみ搬入手数料の収受代行に係る業務は、構成企業に対してであっても再委託できない。）ものとする。なお、可燃ごみ搬入手数料は、市の収入とする。
- ・ごみの受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時まで（昼休みの午後0時から午後1時までは除く）を予定している。

カ 施設の運営・維持管理

- ・財産の保護等防犯に努め、必要な警備を行う。
- ・地区別搬入量、業者別搬入量及び搬入台数等を集計確認し、毎月及び年度末に市に報告する。
- ・焼却灰等の有効利用量を市に報告する。
- ・可燃ごみ搬入手数料の保管管理及び納入事務を行う。
- ・可燃ごみ搬入手数料は、事業者の責任において公金として管理し、速やかに払いこみを行い、納入証明書を市に提出する。なお、これらの方法については予め市と協議した上、決定する。

キ 清掃

- ・事業者は、本施設の清掃計画を作成し、本施設内を常に清掃し、清潔に保つ。特に、見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持する。また、搬出入口付近の道路は清潔に保つ。
- ・事業用地内及び建物内外において、破損、摩耗、はく離、退色等が生じた箇所は、速やかに補修を行う。
- ・植栽等は定期的に手入れを行い景観に配慮する。
- ・投入ステージ及び洗車場の床洗浄、清掃を搬入終了後に行う。

ク 防火管理

- ・事業者は消防法等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備し、市に報告する。

ケ 警備・防犯

- ・本施設内の施設警備・防犯システムを構築し、24時間監視体制を整備するとともに、その体制等を市に報告する。なお、監視カメラ等を設置する場合は、監視カメラの設置を看板等で掲示し、来場者に周知すること。
- ・本業務履行期間を通して施設内監視を実施し、現金の管理、財産の保護、職場における作業員及び見学者等第三者の安全を確保する。

(3) 運転管理

ア 基本事項

- ・常に計画した性能を厳守し、安全かつ安定した施設の運転を行う。
- ・処理量、燃焼温度、排ガスの性状、排水処理、その他処理施設の運転について、支障が生じた時は、その原因を究明し、速やかに改善を図らなければならない。
- ・薬品、電気、用水等の使用において、経済性を考慮した運転を行う。
- ・環境等に影響を与えないよう、排ガス等の管理を適切に行う。
- ・その他、関係法令等を遵守して運転を行う。

イ 運転目標

- ・運転計画で定められた計画ごみ量を安全、安定的に処理する。

- ・本施設のシステムを十分に理解し、信頼性の高い運転管理を行う。
- ・常に環境監視を行い、周辺環境に影響を与えない運転を行う。
- ・プラント運転データ、電気、用水等の用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等の各種帳票を作成し、保管するとともに、以後の運転管理への活用を図る。

ウ 環境保全

- ・常に環境保全関係法令、生活環境影響調査に記載した環境配慮事項、環境保全措置等を厳守し、周辺環境に影響を与えないように運営管理する。
- ・環境保全関係法令、生活環境影響調査に記載した環境配慮事項等を厳守できない場合は、事業者の責任より、速やかに施設の改善を行う。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に基づく測定を行い、測定結果を開示する。

エ 教育訓練

事業者は、従事職員に対し、教育訓練計画書、教育訓練用運転手引書及び運転マニュアルに基づき、十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を行う。なお、中間採用者についても必要な教育を行う。

オ 運転計画

- ・処理施設の運転計画は、市全体のごみ搬入量及び処理施設運転計画に整合させたものとする。このため、運転計画の作成にあたっては市と協議して定める。
- ・施設を休止し、点検、補修等を行う必要が発生した場合は、市と事前に協議の上、実施する。

カ 搬入管理

- ・投入ステージには誘導員を配置し、ごみ等の搬入が安全かつ円滑に行うことができるようにする。
- ・可燃ごみの搬入受入時間については、原則として、年末年始（5日間）を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時までとする。
- ・受入時間外にごみ等の搬入を行う車両について、事前に市の連絡があった場合は受入を行う。
- ・事業者は、常時目視で搬入物の確認を行う。
- ・市のごみ等搬入車両により搬入禁止物が搬入された場合は、一時保管するとともに、市に報告する。なお、詳細については、市と協議の上、決定する。
- ・市のごみ等搬入車両以外のごみ搬入について、ごみ荷降ろし時の確認を行い、搬入禁止物が搬入されていないことを確認する。なお、ごみ荷降ろし時に搬入禁止物が確認された場合には、持ち帰り指導を行うとともに、市に報告する。なお、詳細については、市と協議の上、決定する。
- ・ごみピット内で処理不適物が確認された場合は、市に連絡し、協議の上、

対応を決定する。ただし、事業者は処理不適物の搬入を極力削減するように努めるとともに、積極的に処理を行うものとする。

- ・市が家畜等の搬入禁止物、搬入対象物以外の災害ごみ等の受入及び処理を要請した場合は、市と協議の上、対応する。

キ 搬出管理

- ・搬出管理における適切な管理体制及び市との連絡体制を構築する。
- ・焼却灰等の搬出管理を行い、資源化企業へ適切に引渡す。なお、資源化企業及び運送企業は、事業者の責任において選定するが、資源化委託契約及び運送委託契約は市が行う。(焼却灰等の資源化受託企業をSPCの構成企業とする場合を除く)
- ・搬出時に過積載が確認された場合は、事業者の責任において過積載を解消する。
- ・焼却灰等を搬出する際は、搬出物の落下、飛散等が発生しないようにする。

ク 排ガスの運転管理基準

(ア) 基準値の設定

事業者は、本施設の排ガスの運転管理基準として、基準値を設ける。(各基準値は、提案時の事業者の提案に基づき決定する。)

表 3-4 基準値の設定

項目		排ガス基準	運転基準値 ^{※1}	要監視基準値 ^{※2}	停止基準値 ^{※3}
ばいじん	g/m ³ N	0.05 以下			
硫黄酸化物	ppm	K値=17.5 で算出される濃度以下			
窒素酸化物	ppm	150 以下			
塩化水素	mg/m ³ N	700 以下			
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	法令で定める基準値以下			

※1 運転基準 : 処理施設の運転にかかる事業者の自主管理基準とする。

※2 要監視基準 : 常時監視値の1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設監視を強化し改善策の検討を開始する。

※3 停止基準 : 常時監視値の1時間平均値(ダイオキシン類の場合は定期測定値)が基準値を超過した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

(イ) 基準値超過時の対応

本施設の稼働が停止した場合、事業者は市と協議し、次の手順で復旧に努めるものとする。

- ・ 停止基準を上回った原因の究明
- ・ 改善計画の提案
- ・ 改善作業への着手
- ・ 改善作業の完了確認
- ・ 試運転の開始
- ・ 再計測
- ・ 停止状態からの復帰

ケ 用役管理

- ・ 事業者は運営・維持管理期間中、必要な燃料、薬品、油脂等を調達し、安全に保管する。
- ・ 電気、用水、ガス等については、事業者の責任において協議、費用負担等を行い調達する。

コ 建築物等の保守管理

事業者は、以下の建築物等の保守管理を維持管理計画書に基づき実施する。

- ・ 屋根、外壁、建具、天井・内壁、床、階段
- ・ 消防用設備等
- ・ その他本施設の建築物

サ 焼却灰等の取扱い

- ・ 本施設から発生する焼却灰等は、事業者の責任において全量資源化する。
- ・ 事業者は、本施設より搬出する焼却灰等の量、性状について、灰種別毎に分析、管理を行う。
- ・ 焼却灰等を外部で資源化することも可能とするが、委託先の選定等や資源化状況等の管理は適切に行う。なお、外部で資源化を行う場合は、事業者の選定した資源化業者と市が契約を行い、事業者は市の搬出計画に沿った搬出管理を行うとともに、産業廃棄物管理票と同等の管理手法により搬出物の流れを管理する。(焼却灰等の資源化業者をSPCの構成企業とする場合を除く)
- ・ 焼却灰等の資源化に係る費用は、市から支払う業務委託料から資源化業者に対して支払うものとする。

シ 燃料・薬品等の受入

- ・ 原則として、ごみ等搬入車両の少ない時間に搬入する。なお、早朝及び深夜並びに土曜日、日曜日は搬入しない。搬入ルートは、事前に計画書を提出し協議の上、市の承諾を得たルートによる。
- ・ 燃料、薬品等の受入時間帯がごみ等搬入車両等の搬入出時間帯と重なる場合は、構内に誘導員を配置する等の安全対策を講じる。

ス 搬入禁止物の取扱い

- ・搬入禁止物を、表 3-5 搬入禁止物一覧に示す。なお、事業者において市のごみ等搬入車両以外による搬入禁止物の搬入が確認された場合には、搬入者に持ち帰り指導を行うとともに、市に報告を行う。

表 3-5 搬入禁止物一覧（平成 26 年 2 月現在）

区 分		内 容
1	有害性・危険性のあるもの	注射針、注射器、薬品、農薬など
2	引火性のあるもの	油（食用以外）、オイル（自動車用）、灯油、塗料など
3	長大なもの、厚みのあるもの	（袋収集対象物） <ul style="list-style-type: none"> ・縦横 30cm を超える切断されていないシートや衣類など ・直径が 1cm、又は長さが 30cm を超える剪定枝 ・厚さ 1cm、又は縦横 30cm を超える木くず （施設搬入物） <ul style="list-style-type: none"> ・枝分かれが有り、直径 1cm を超える剪定枝 ・長さ 2m 以内及び直径が概ね 50cm 以内に束ねられていない剪定枝 ・長さが 2m を超える木くず
4	分別区分外	リサイクルできる紙類・ペットボトル・プラスチック類・段ボール・牛乳パック・衣類、缶類（飲料用）、金属類、ビン類（飲食用）、新聞・新聞チラシ、書籍・雑誌・冊子、蛍光灯・体温計、板ガラス、埋立ごみ（陶器、ガラス製品、飲料用以外のビン、鏡など）、粗大ごみ（収集指定袋に入らない物、又は 10kg を超える物）、パソコン、パソコン用モニタ、プリンタ、ルーター、バイク・スクーター、ボイラー、タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、薬品、石・岩、土砂、家電リサイクル法対象品、産業廃棄物（農業用、又は漁業用の網、農機具、農業用ハウスの骨組、農業用ハウスのビニール）など

セ 測定・試験等

測定・試験の結果を市に報告するとともに、運営期間中保管する。なお、結果の報告・保管は、定期的に行うもの（法定、通達に示されるものを含む。）、臨時及び自主基準で行ったもの全てを含む。

(4) 災害時（緊急時）対応

災害発生時に適切に対処できるよう緊急時対応計画、防災計画、復旧計画、危機管理マニュアル、災害廃棄物の処理体制及び方法等を定めた災害廃棄物処理等計画を策定する。

ア 災害発生時のごみ処理体制等

- ・災害発生時には、状況に応じプラントを安全に停止した後、設備等に問題がないことを確認して再稼働する。
- ・災害発生時には、市との協力体制を構築し、災害ごみの受入を行う。

- ・災害ごみとして、搬入禁止物が搬入された場合、システム上処理不可能なものについては一時保管する。処理可能なものについては、市と協議を行った上で処理を行う場合がある。
- ・その他必要な災害時対応を行う。

(5) 労働安全衛生等

ア 基本事項

- ・「労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）」及びその他関係法令に基づき、職場における作業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
- ・施設の安全衛生を確保するため、本施設の特性に即した安全衛生管理体制を整備し、市へ報告する。
- ・安全器材の確保と補充、採光、照明、色彩調節、温度・湿度、換気、空調、騒音・振動対策等を十分考慮し、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。
- ・日常点検、定期点検等を実施し、労働安全衛生上、問題がある場合は、施設の改善を行う。
- ・労働災害の発生を防止するため、設備、機器、通路等の安全対策を行う。
- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号の 2）」に基づき、作業環境におけるダイオキシン類濃度を定期的に測定するとともに、運転、点検、整備等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行う。
- ・「労働安全衛生法」に定められた作業環境測定を行う。

イ 安全作業

- ・標準的な安全作業の手順を定め、その励行に努めるとともに、作業行動の安全を図る。なお、作業の慣れ等による労働災害の発生がないよう適切な管理を行う。
- ・日常一般的な作業を超える作業は、作業手順等を定めて行う。作業は、作業責任者が作成する作業計画書に基づいて行う。なお、作業責任者を置かなければならない作業は、予め作業手順を含め、マニュアル等で定める。
- ・作業を行う場合は、適切な保護具を使用する。保護具は各々の作業に適したものを使用し、常に十分な維持管理を実施するとともに、必要に応じて更新、修理等を行う。
- ・作業中に事故が発生した場合は、必要な救急措置を行い、事故の拡大抑制に努めるとともに、緊急連絡体制を構築する。なお、緊急時には市とも密に連絡を取り合い、迅速な対応に努める。

ウ 安全教育

- ・労働安全衛生に関する知識、経験、技能等を向上させる実技を主体とした安全教育を定期的に行う。

- ・安全作業の確保に必要な訓練を定期的に行う。
- ・中間採用者についても必要な教育を行う。

(6) 保全管理

ア 基本事項

- ・常に十分な性能が発揮できるよう設備の機能を維持し、その寿命を延ばすための適切な保全管理を行う。
- ・設備のトレーサビリティに努め、更新等を容易に把握できる保全管理とする。

イ 点検・整備・補修

- ・点検、補修、設備更新等の計画は、施設保全計画として作成する。なお、施設保全計画は、表 3-6 点検・整備・補修項目（参考）に示す内容を基本とし、項目、頻度、整備・補修期間を明示する。また、技術開発等による設備更新等も可能とする。
- ・施設保全計画に基づき日常点検、定期点検、法定点検等を行い、その結果を市に報告し確認を受ける。
- ・定められた点検・整備・補修を行っても、初期の性能・機能を発揮させることができない場合は、施設保全計画に基づき、設備の更新を行う。
- ・点検・整備・補修の結果を受けて、適時、施設保全計画の見直しを行う。
- ・全ての点検は、運転の効率性、安定性を考慮し計画する。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は、極力同時に行う。
- ・整備・補修で発生した部材は、建屋内に適切に管理し、廃材は、速やかに撤去する。なお、構造上建屋内での収納が困難な場合は、見学者動線を考慮した配置及び一時保管用場所等を計画する。また、廃材に応じてマニフェスト等にて処理過程を管理する。

表 3-6 点検・整備・補修項目（参考）

設備管理区分		概 要
設備管理・点検・整備・保全	設 備 管 理	設備の計画、調達から運転・維持を経て廃棄に至るまで、設備を効果的に活用するための管理
	定 期 点 検	予防保全のために、一定期間毎に行う設備点検。この点検は、保全管理マニュアルに基づいて行う
	定 期 整 備 (オーバーホール)	個々の設備の性能回復を目的として、定期的に総合的分解検査し、整備・修理する
	予 防 保 全	設備を常に正常・良好な状態に維持するため、計画的に点検・整備、調整、給油、清掃を行い、設備の異常発生を未然に防ぎ、しかも経済的に引き合うようにする
	事 後 保 全	設備が性能の低下をきたしたり、故障によって停止してから修理を行うこと
	改 良 保 全	設備の故障対策として、その原因を調査、解析して故障を未然に防ぐように設備を改造したり、設計にまでさかのぼって是正処置をとり、設備の体質改善を図ること
	設 備 更 新	現在使用している設備が、劣化や陳腐化した時、新たに他の設備と取り替えること

ウ システム管理

- ・外部ネットワークとの接続点に設置するセキュリティゲートウェイについては、事業者の責任において管理し、常に万全のセキュリティ管理を行うとともに、適切な運用を行う。
- ・その他、外部ネットワークに接続する可能性のある本施設内のコンピュータ等は、最新のセキュリティ対策を行い、適切な運用を行う。

エ 法定検査等

- ・法律等により定められた法定検査等（表 3-7 法令に係る記録（参考））は、期限を定め適切に実施する。
- ・法定検査にかかる記録は適切に管理し、運営期間中保存する。
- ・法定検査を実施する場合には、事前に市に検査内容を報告し、確認を受ける。
- ・初回の法定検査については、運営上、検査期限前に実施する場合がある。
- ・法律等に定められた作業環境測定を確実に行う。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める焼却施設の維持管理記録等については、ホームページに掲載する。

オ その他管理

- ・建築機械・電気及び場内照明設備等の点検を定期的に行い、事業者の責任により適切な保全を行う。特に、第三者が立ち入る場所については、安全、清潔等に十分留意して適切に管理する。

表 3-7 法令に係る記録（参考）

(1/2)

設備名	法 令	記録または検査項目	頻 度
一般廃棄物処理施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量又はばい煙濃度（SOx、ばいじん、NOx、HCl） ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査 	4 回／年 1 回／月 連続測定 連続測定 1 回／2 月 1 回／年 1 回／年 1 回／3 年
計量器	「計量法」 施行令第 11 条	定期検査	1 回／2 年
クレーン設備	「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条	<ul style="list-style-type: none"> ・定期自主検査 ・定期自主検査（巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤーロープ及びつりチェーンの異常の有無等） ・作業開始前の点検（巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等） ・性能検査 	1 回／年 1 回／月 1 回／日 1 回／2 もしくは 3 年
第 1 種圧力容器（普通・化学設備関係）	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条	<ul style="list-style-type: none"> ・定期自主検査（本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等） ・性能検査 	1 回／月 1 回／1 もしくは 2 年
第 2 種圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条	<ul style="list-style-type: none"> ・定期自主検査（本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等） 	1 回／年
小型ボイラー及び小型圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条	<ul style="list-style-type: none"> ・定期自主検査（ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び附属品の損傷、又は異常の有無） 	1 回／年
電気設備	「電気事業法」 法律第 42 条	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる 	
	「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報（1,000kW 以上の発電所） 	1 回／年 2 回／年

貯水槽	「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条	・簡易専用水道の管理の規程により水槽の 清掃は年 1 回定期的に実施する ・検査は年 1 回行う	1 回／年
-----	---------------------------------------	--	-------

(2/2)

設備名	法 令	記録又は検査項目		
消防用設備	「消防法」 施行規則第 31 条の 6	消防用設備等の点検結果は維持台帳に記入し消防長又は消防署長に報告する		
		消防用設備等の種類	点検の内容 及び方法	点検の期間
		消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6 月
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く。)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	機器点検	6 月
			総合点検	1 年
		配線	総合点検	1 年
		以上の消防用設備等点検結果報告書は 1 回／3 年提出		

(7) 情報管理

事業者は、維持管理マニュアル等に基づき、施設運営等に係るデータ等を記録、管理し市へ提出する。提出時期、記録の内容、管理方法及び保存期間等は市と協議する。

本事業の実施にあたって知り得た市の情報は、市の許可なく第三者に情報提供することはできない。なお、情報提供する場合は、事前に市の許可を得た上で行う。

ア 運転記録報告

事業者は、以下に示す運転実績について報告書を作成し、市に提出する。

- ・ 処理施設運転実績（稼働日数、時間）
- ・ ごみ処理実績
- ・ 運転実績（搬入、搬出、処理）

- ・公害関係法規による規制値
- ・排ガス測定結果
- ・ごみ質分析結果等
- ・その他必要な報告書

イ 点検結果報告

- ・事業者は、点検計画及び点検・検査結果を記載した点検結果報告書を作成し、市の求めに応じ提出する。
- ・その他、市が提出を求めた点検・検査結果等については、市の指示に従い、全て提出する。なお、詳細については、市と協議の上、決定する。

ウ 補修・維持管理記録

- ・事業者は、補修・維持管理計画を記載した補修・維持管理計画書、補修・維持管理結果を記載した補修・維持管理結果報告書を作成し、市の求めに応じ提出する。
- ・その他、市が提出を求めた補修・維持管理結果等については、市の指示に従い、全て提出する。なお、詳細については、市と協議の上、決定する。

エ 環境保全記録

- ・事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、市の求めに応じ提出する。
- ・その他、市が提出を求めた環境保全状況のデータ等については、市の指示に従い、全て提出する。なお、詳細については、市と協議の上、決定する。

オ 作業環境保全記録

- ・事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、市の求めに応じ提出する。
- ・その他、市が提出を求めた環境保全記録等については、市の指示に従い、全て提出する。なお、詳細については、市と協議の上、決定する。

カ 機器管理台帳

- ・事業者は、各設備・機器の名称及び仕様、点検・整備、故障及び補修に係る記録は、事業期間を通じて機器管理台帳により適切に管理する。
- ・機器管理台帳は、逐次更新を行い、各種データは常に最新のものが反映されるようにする。

キ 備品・予備品管理台帳

- ・事業者は、備品・予備品の用途及び購入記録等を、事業期間を通じて備品・予備品管理台帳により適切に管理する。
- ・備品・予備品管理台帳は、逐次更新を行い、各種データは常に最新のものが反映されるようにする。

ク マニュアル・図面等の管理

- ・事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間に亘り適切に管理する。
- ・事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し提出する。
- ・市が提出を求めたマニュアル、図面等については、市の指示に従い、全て提出する。なお、提出した図面の取扱等については、市と協議の上、決定する。

ケ 帳票類の管理

- ・施設の運営管理に必要な帳票類を完備し、維持管理する。
- ・市が提出を求めた帳票類については、市の指示に従い全て提出する。なお、詳細については、市と協議し、決定する。
- ・表 3-8 に、作成する帳票類の参考例を示す。

表 3-8 帳票類の種類（参考）

No.	名称	No.	名称
1	運転日報・月報・年報	6	施設維持管理状況報告
2	機器運転・作業日誌	7	定期整備報告書
3	受変電設備日誌	8	設備（機器）台帳
4	試験検査日誌	9	検査台帳
5	搬入・搬出管理記録	10	給油台帳

注）その他必要な帳票類がある場合は、それらを完備する。

コ 本施設利用者数等の管理

- ・毎月の見学者数を種別（小学生、その他一般）毎に報告する。
- ・その他、本施設を第三者が利用した場合はその内容を記録するとともに、市に報告する。
- ・本施設利用者をはじめとした第三者の個人情報を保管する必要がある場合は、適切に保管、管理する。

サ その他管理記録等

- ・事業者は、その他の管理記録等についても、市が必要とした記録は、市の求めに応じ報告書等を作成し提出する。

(8) 事業終了時の処置

- ・事業者は、受託期間完了後、速やかに施設の解体、撤去を行う。
- ・本施設の焼却施設解体について、必要な有害物質（ダイオキシン類、アスベスト等）に関する事前調査を実施し、必要に応じて本施設の解体作業におけるばく露防止対策を講じること。
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等の定めるところにより、本施設の焼

却炉、集じん機等の設備の解体作業を行う場合は、必要となる諸手続きを行うこと。

- 事業者は、施設の解体、撤去に関する計画について、市と協議し承諾を得て、解体・撤去の工事を開始する。
- 事業者は、処理施設の全てを解体、撤去すること。
- 事業用地に市の所有物が存在する場合は、市と協議し承諾を得て、解体・撤去を行うこと。なお、市との協議によって市が残置を指示した場合を除き、事業用地における市の所有物を含めて解体、撤去を行うものとする。
- 地下の構造物及び基礎並びに杭等についても全て撤去を行い、平地となるように埋戻して整地すること。

《添付資料》

- 添付資料 (1) 関係法令等一覧
- 添付資料 (2) 事業用地位置図
- 添付資料 (3) 事業用地周辺図
- 添付資料 (4) 可燃ごみ搬出量の実績
- 添付資料 (5) 助燃材（脱水汚泥）等搬出量の実績
- 添付資料 (6) 搬入車両年間台数の実績
- 添付資料 (7) 既存施設図面

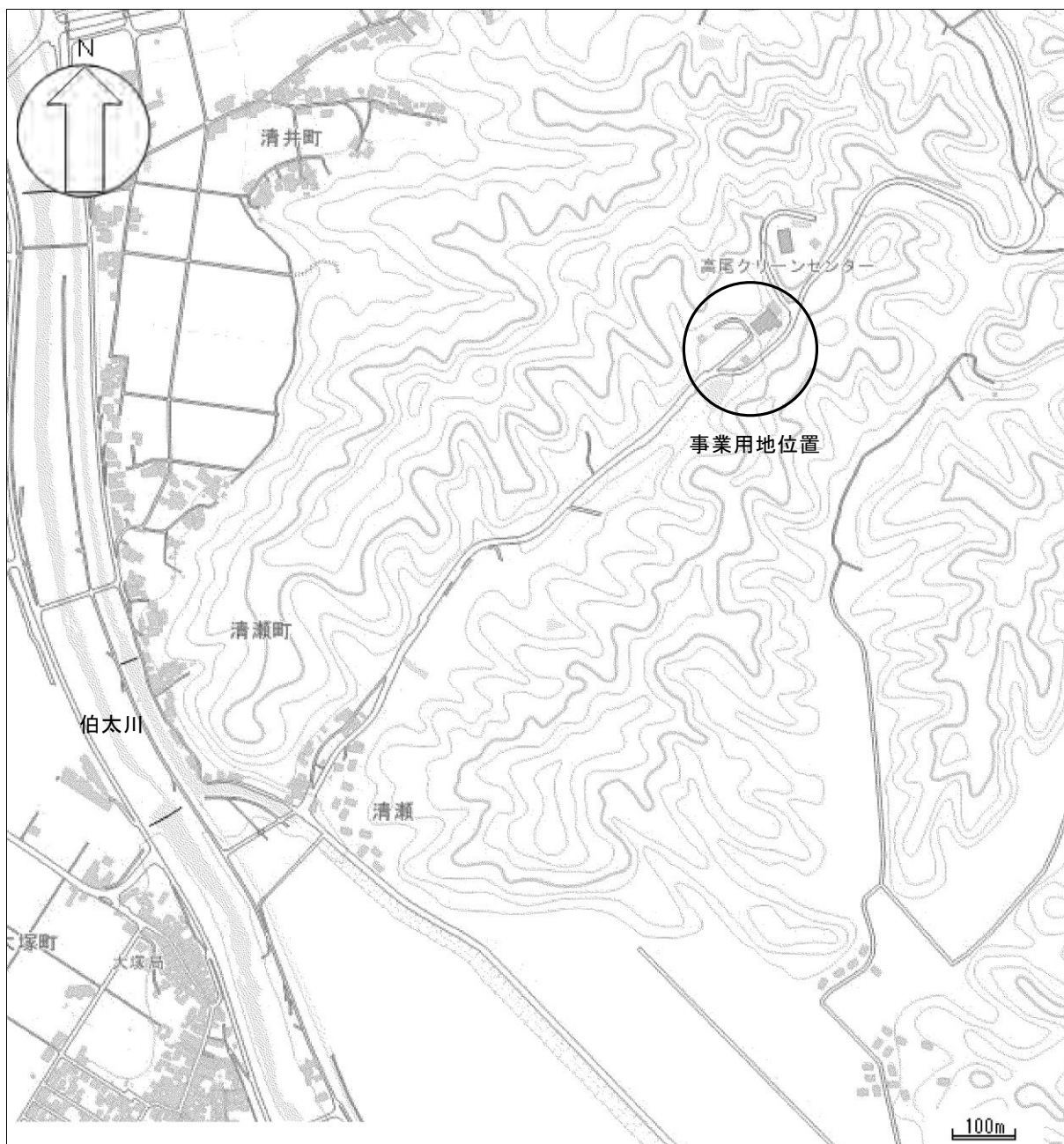
添付資料（１） 関係法令等一覧

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ごみ処理施設性能指針
- ・ ダイオキシン類発生防止等ガイドライン
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法
- ・ 土壌汚染対策防止法
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 建設業法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 工業用水法
- ・ 河川法
- ・ 航空法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気用品取締法
- ・ 電波法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 計量法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 計量法
- ・ ガス事業法
- ・ 高圧ガス取締法
- ・ 一般高圧ガス保安規則
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 危険物取締法
- ・ 危険物の規制に関する規則・政令
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

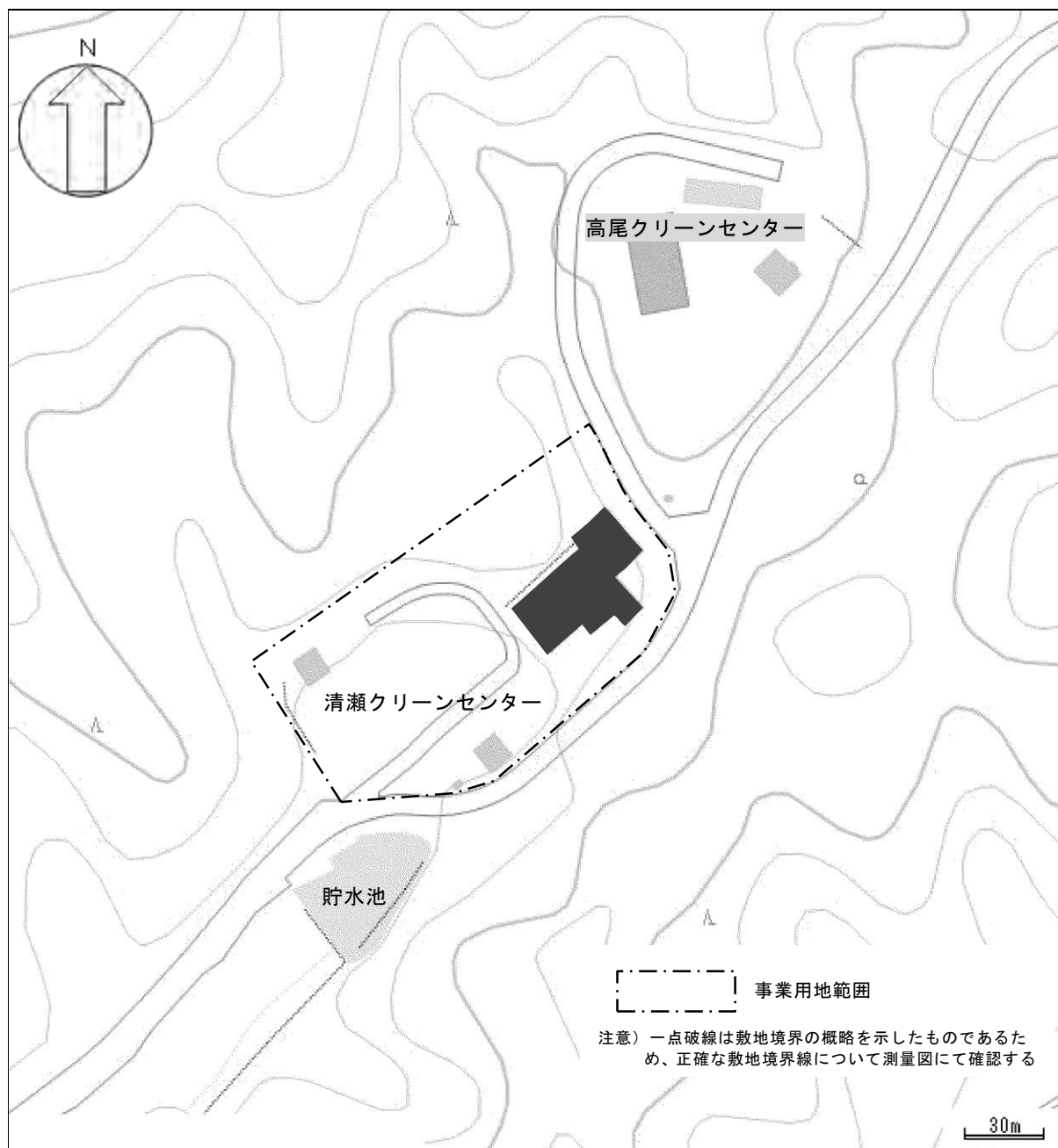
- ・ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ・ 作業環境測定法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 日本建築規格
- ・ 鋼構造計算基準
- ・ 土木工事標準示方書
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 電気設備に関する技術基準
- ・ 電気工作物の溶接に関する技術基準
- ・ クレーン等安全規則
- ・ クレーン構造規格
- ・ クレーン過負荷防止装置基準規格
- ・ 電気機械器具防爆構造規格
- ・ 溶接技術検定基準
- ・ ボイラ及び圧力容器安全規則
- ・ ボイラ構造規格
- ・ 発電用火力設備に関する技術基準
- ・ 圧力容器構造規格
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 日本農林規格（JAS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・ 電線技術委員会標準規格（JCS）
- ・ 日本油圧工業規格（JOHS）
- ・ 内線規程
- ・ 電気供給規程
- ・ ガス供給規程

その他関連法令、規則、規格、基準

添付資料 (2) 事業用地位置図



添付資料 (3) 事業用地周辺図



添付資料 (4) 可燃ごみ搬出量の実績

	平成19年度 (kg)	平成20年度 (kg)	平成21年度 (kg)	平成22年度 (kg)	平成23年度 (kg)	平成24年度 (kg)	平成25年度 (kg)	平成26年度 (kg)
4月	497,590	716,360	705,310	690,880	668,750	711,110	752,890	720,340
5月	742,050	735,390	700,340	690,620	784,860	763,000	764,330	743,650
6月	698,730	705,290	753,440	696,880	724,600	697,080	673,590	707,920
7月	794,640	759,310	749,830	738,620	723,430	772,180	771,450	770,760
8月	759,610	754,400	754,370	754,130	820,400	772,560	795,000	773,330
9月	651,250	732,250	669,970	644,900	713,410	648,310	694,820	737,320
10月	753,830	719,370	712,310	662,980	696,920	747,370	715,840	721,920
11月	714,240	638,650	690,830	713,250	714,050	721,870	680,220	651,570
12月	689,150	724,070	705,950	694,250	752,790	721,720	761,680	768,600
1月	737,930	703,000	666,090	663,930	690,040	675,400	673,640	685,330
2月	611,780	590,590	574,970	598,390	583,580	583,130	581,140	590,880
3月	678,900	698,560	685,200	681,000	678,550	686,180	668,710	712,070
計	8,329,700	8,477,240	8,368,610	8,229,830	8,551,380	8,490,900	8,533,310	8,583,690

※平成19年度4月は途中から全量搬出

添付資料 (5) 助燃材 (脱水汚泥) 等搬出量の実績

平成26年度搬出量 (t)	
脱水汚泥	228.550
し 査	20.494
沈 査	7.960
合 計	257.004

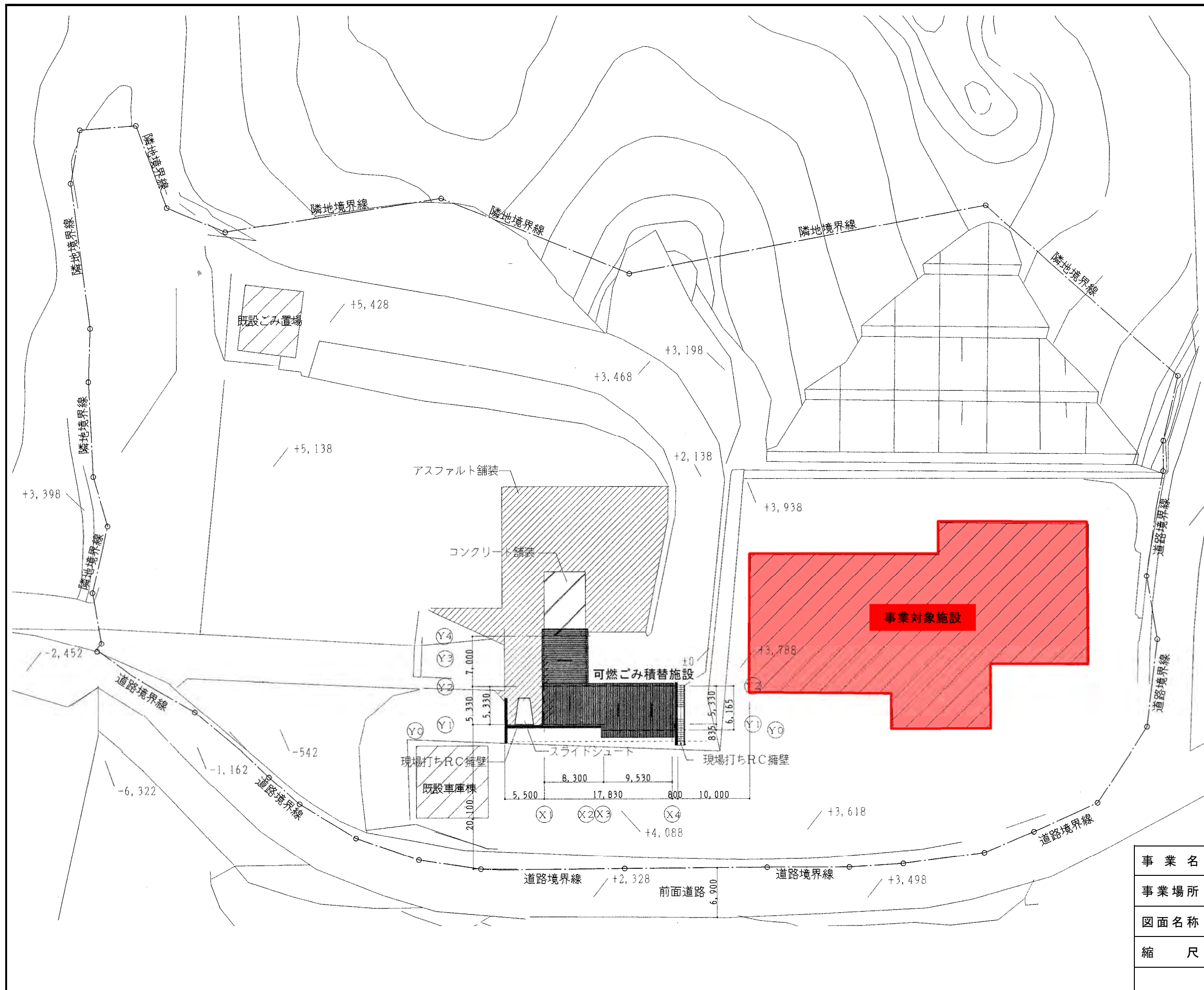
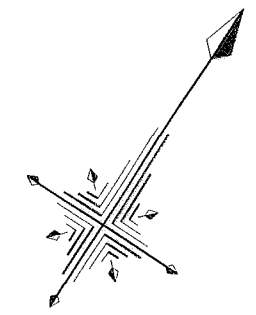
添付資料 (6) 搬入車両年間台数の実績

	平成19年度 (台)	平成20年度 (台)	平成21年度 (台)	平成22年度 (台)	平成23年度 (台)	平成24年度 (台)	平成25年度 (台)	平成26年度 (台)
2 t	2,356	1,327	1,355	1,531	1,276	590	556	574
4 t	1,817	2,596	2,544	2,384	2,464	2,932	2,998	2,998
計	4,173	3,923	3,899	3,915	3,740	3,522	3,554	3,572

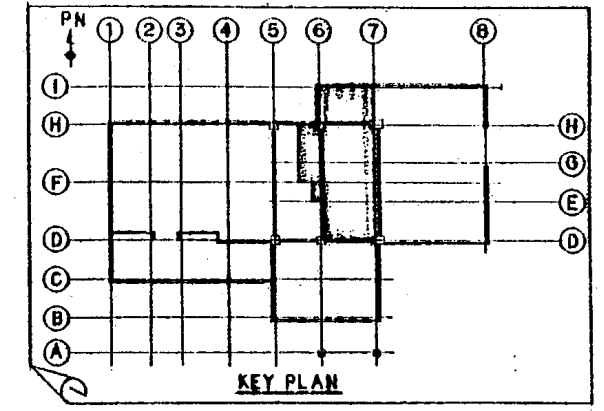
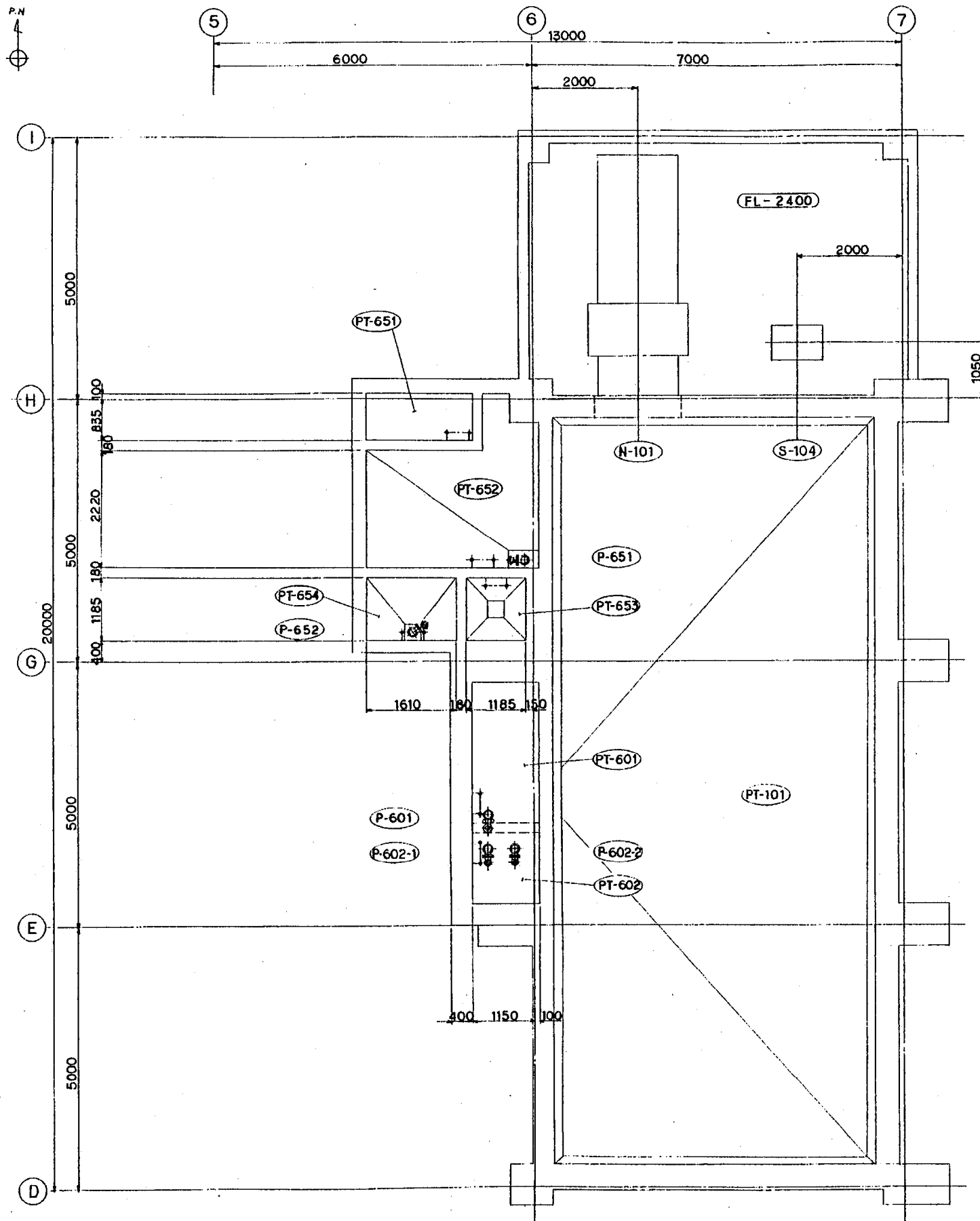
※上記台数については定期収集のみの台数

添付資料 (7) 既存施設図面

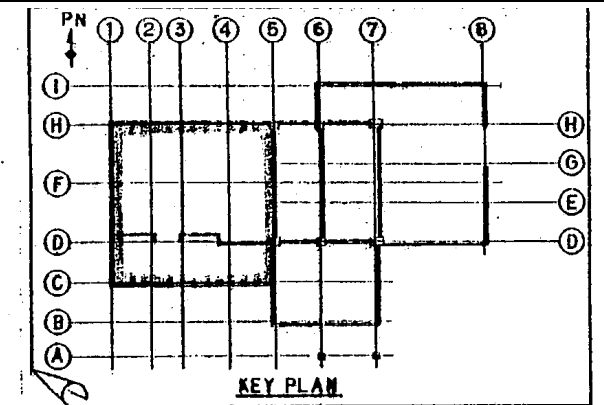
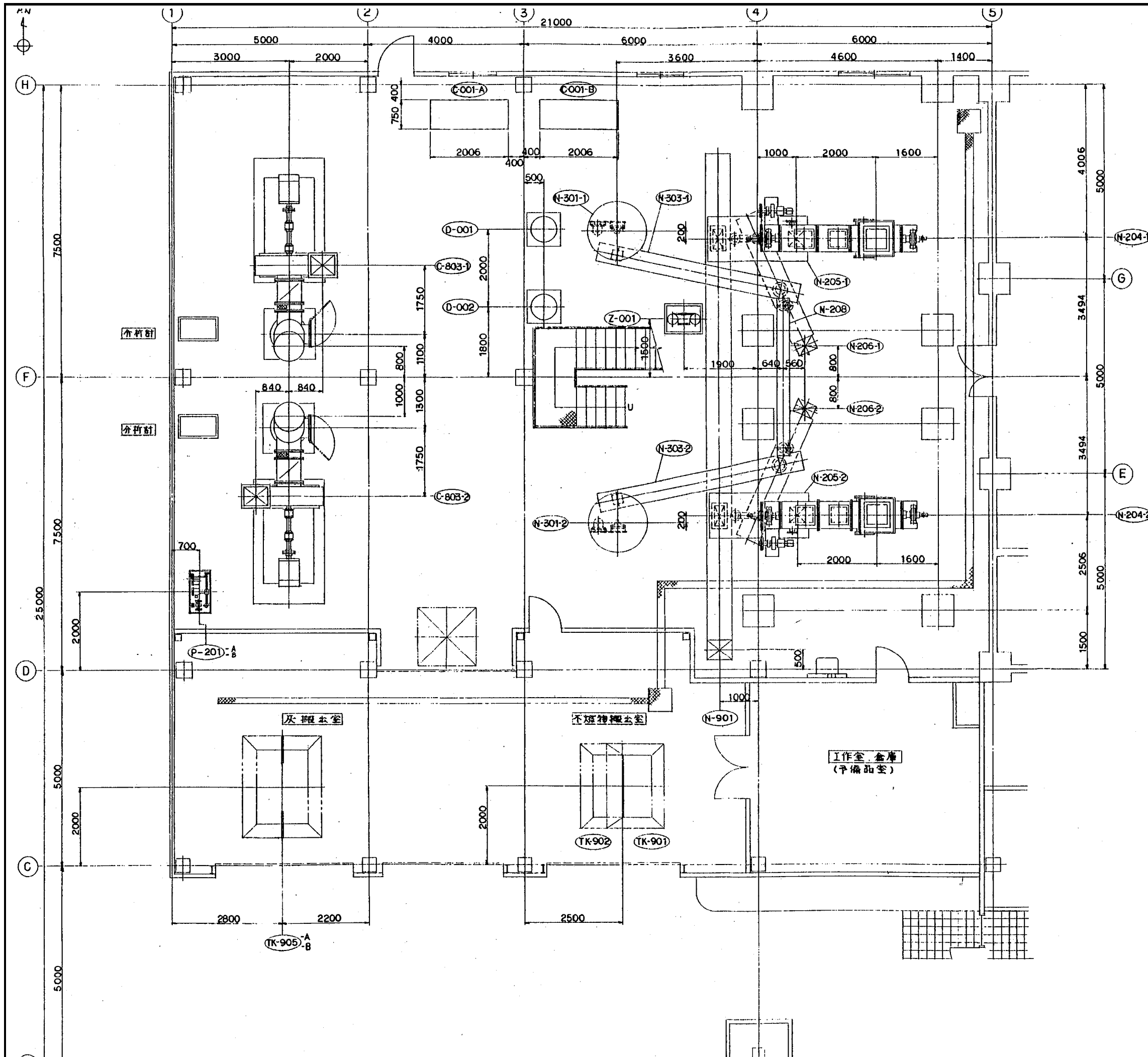
1. 全体配置図
2. 地下一階機器配置平面図
3. 一階機器配置平面図 (1 / 2)
4. 一階機器配置平面図 (2 / 2)
5. 二階機器配置平面図 (1 / 2)
6. 二階機器配置平面図 (2 / 2)
7. 三階機器配置平面図 (1 / 2)
8. 三階機器配置平面図 (2 / 2)
9. 四階機器配置平面図
10. 五階機器配置平面図
11. 機器配置断面図 (A-A)
12. 機器配置断面図 (B-B、C-C)
13. 機器配置断面図 (D-D、E-E)



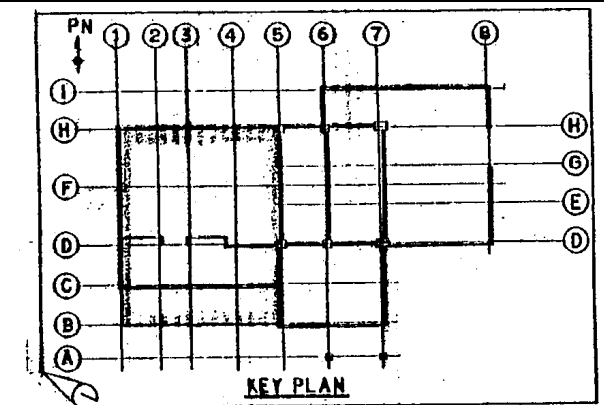
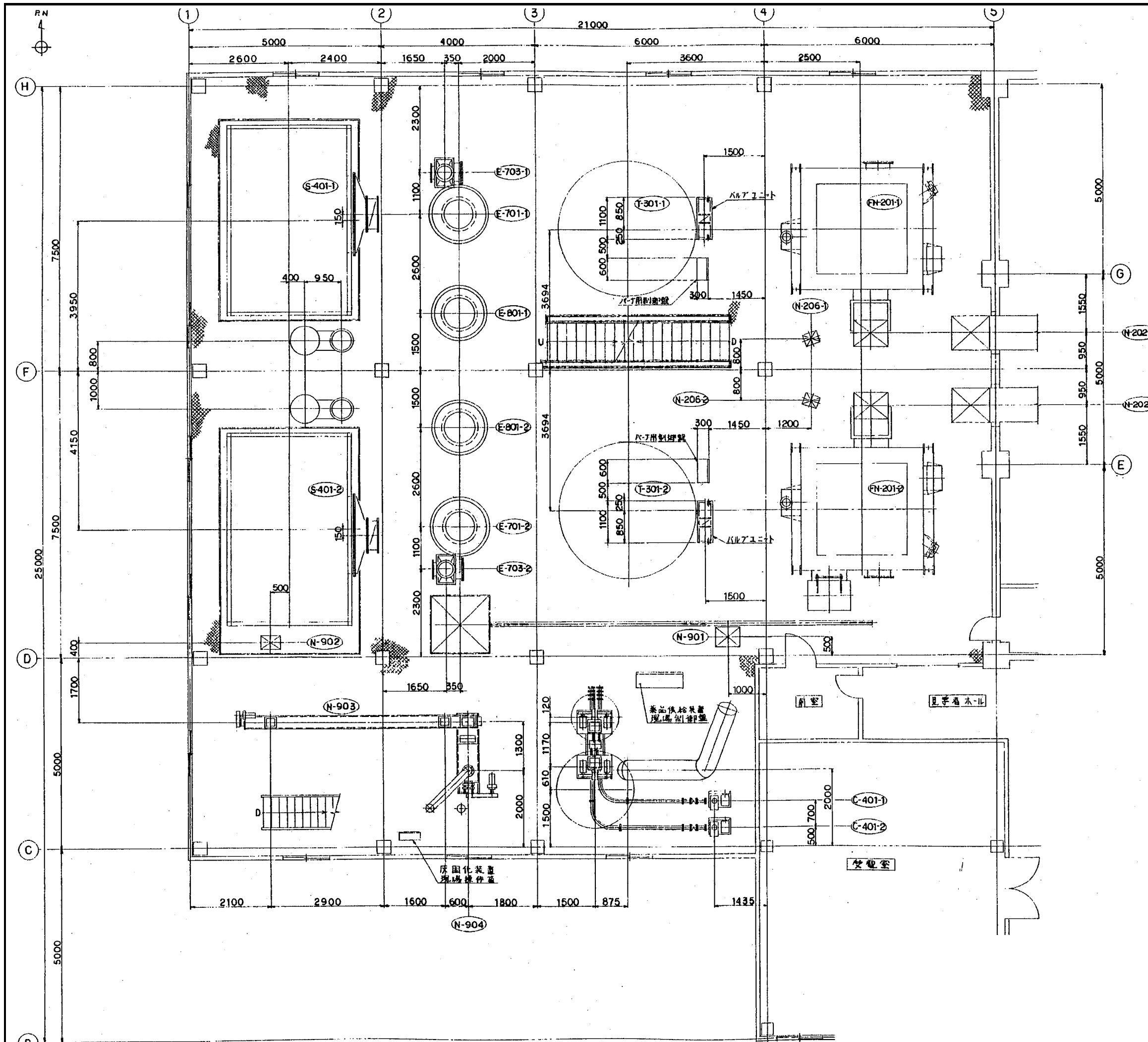
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町10-1		
図面名称	全体配置図		
縮尺	1/500	図面番号	1/13
安来市			



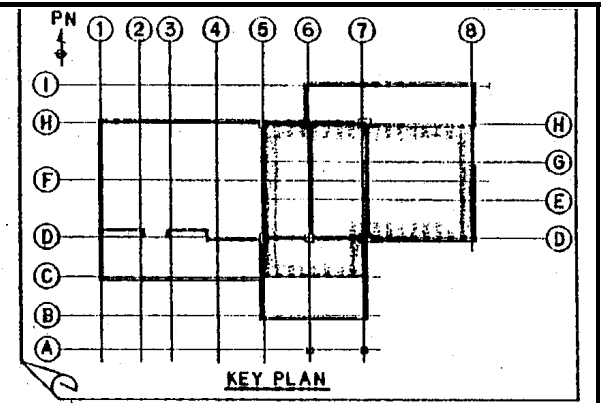
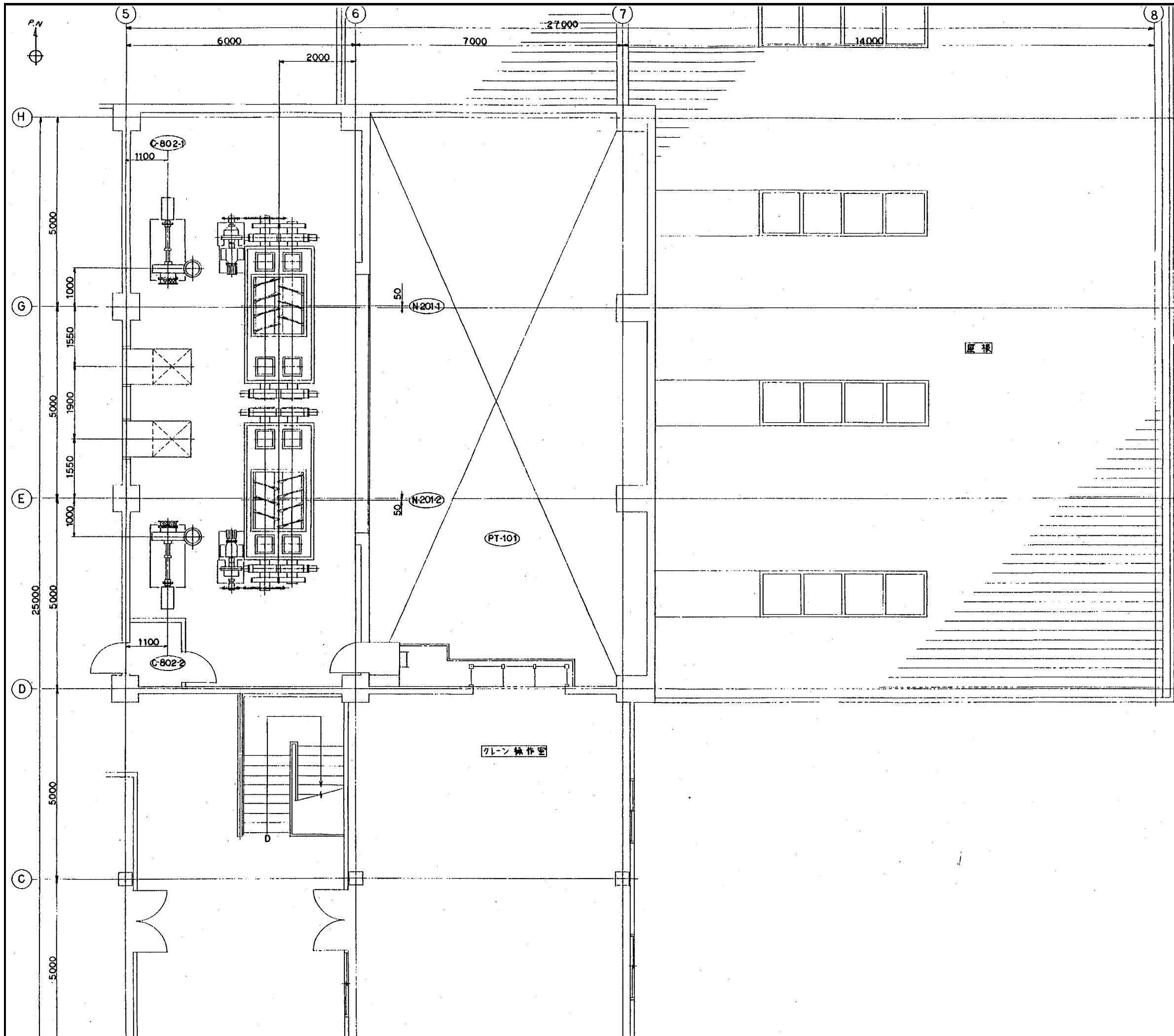
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町 10-1		
図面名称	地下一階機器配置平面図		
縮尺	1/100	図面番号	2 / 13
安来市			



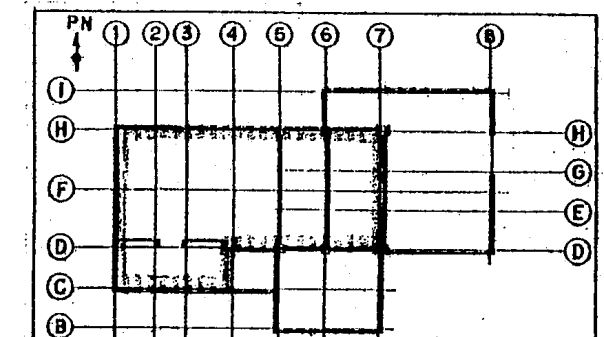
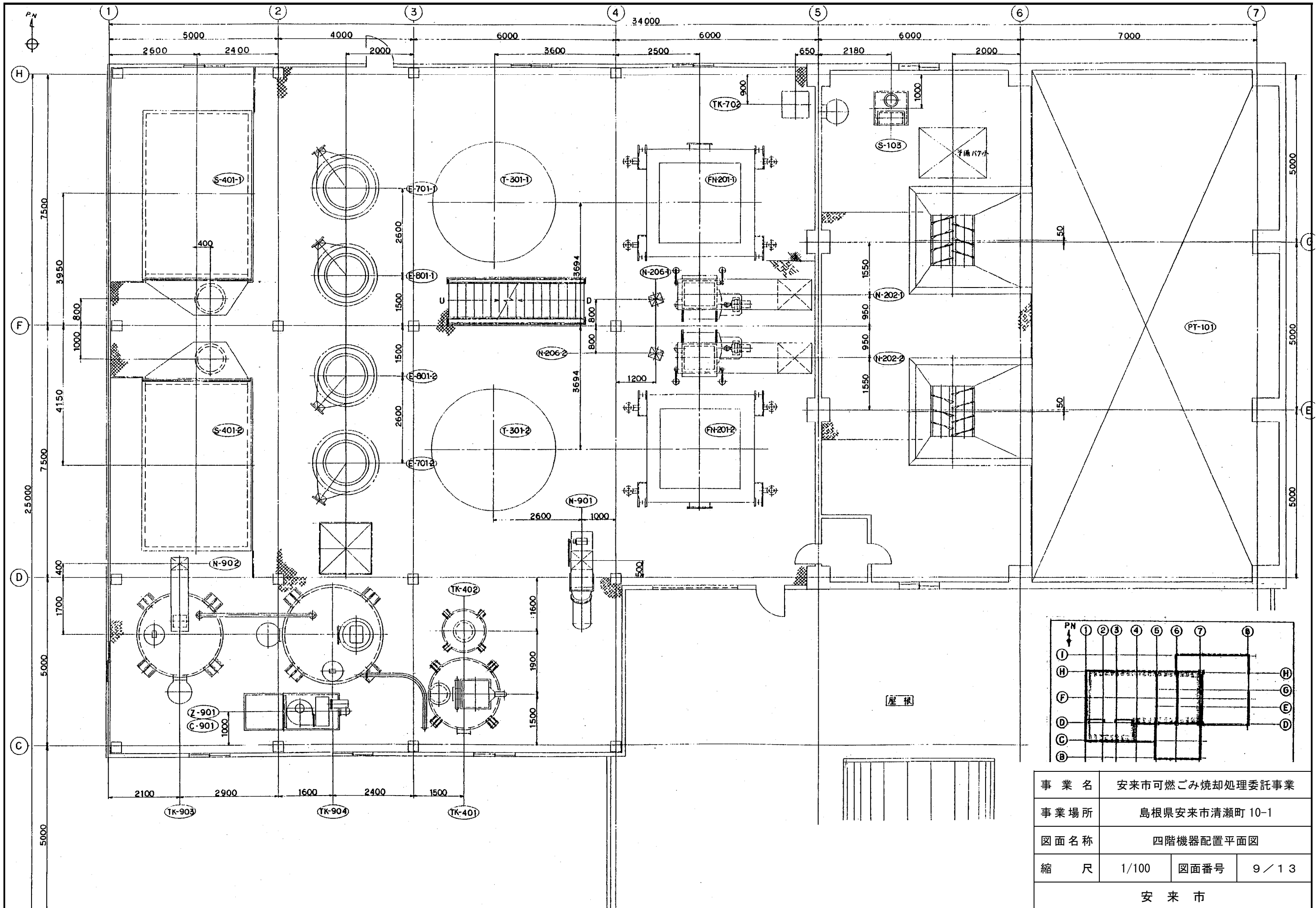
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町10-1		
図面名称	一階機器配置平面図 (1/2)		
縮尺	1/100	図面番号	3/13
安来市			



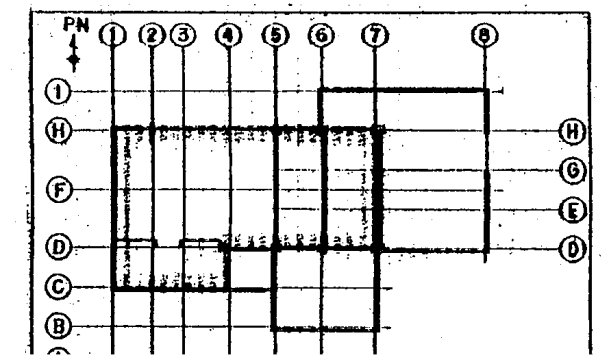
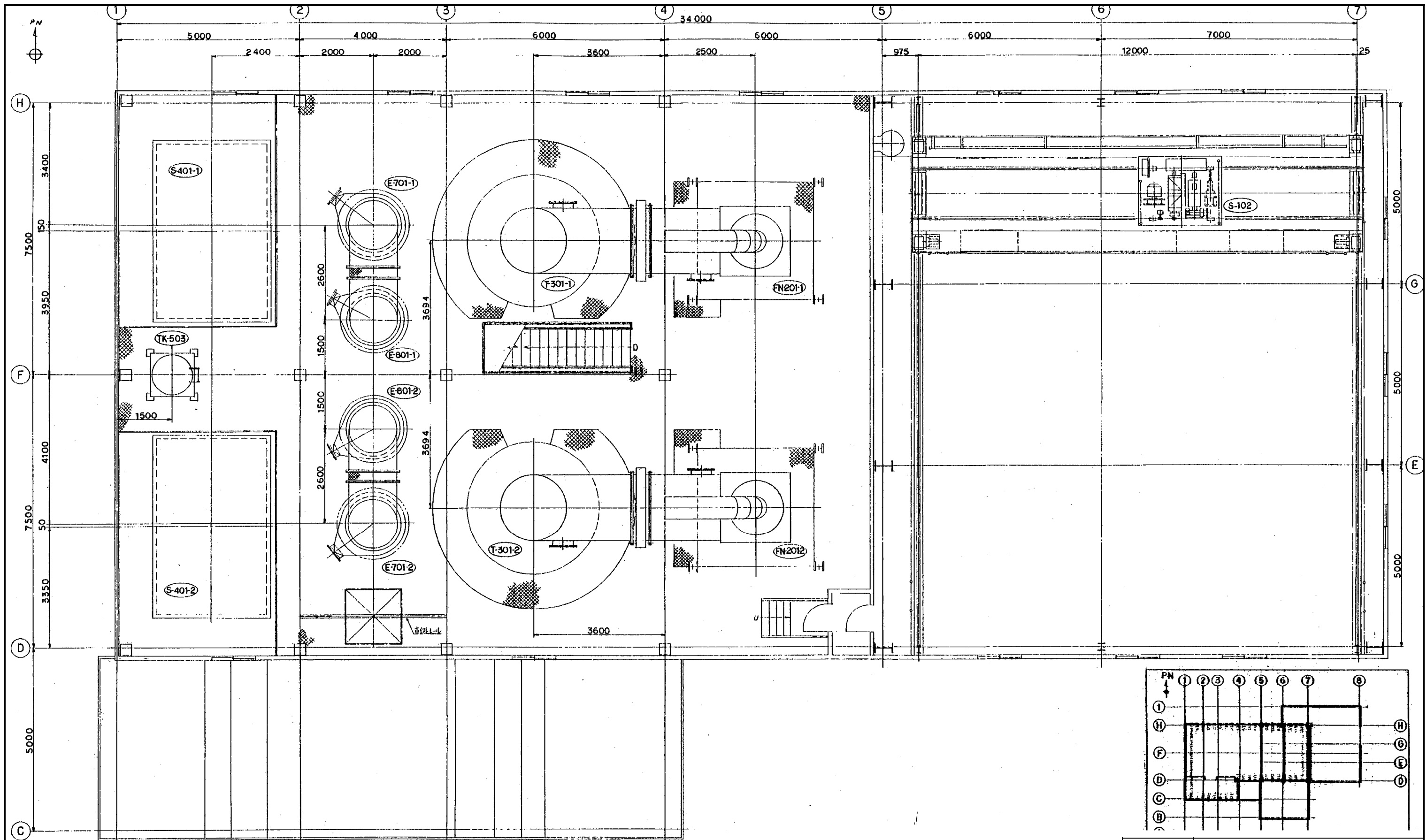
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町10-1		
図面名称	三階機器配置平面図(1/2)		
縮尺	1/100	図面番号	7/13
安来市			



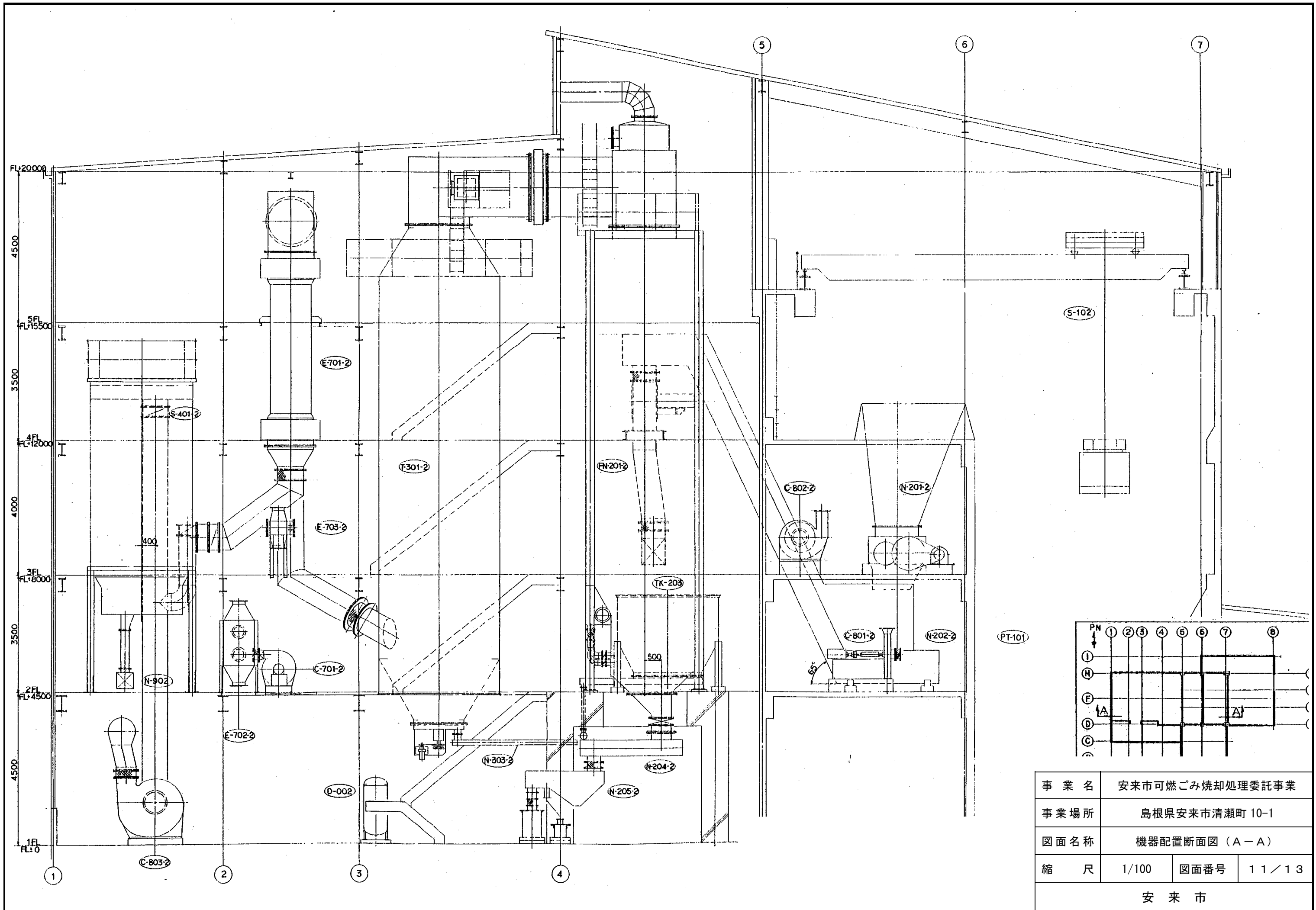
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町 10-1		
図面名称	三階機器配置平面図 (2/2)		
縮尺	1/100	図面番号	8/13
安来市			



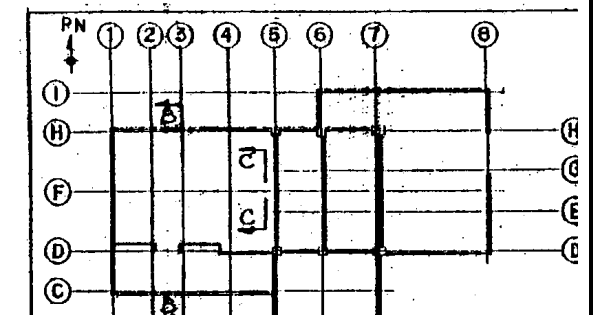
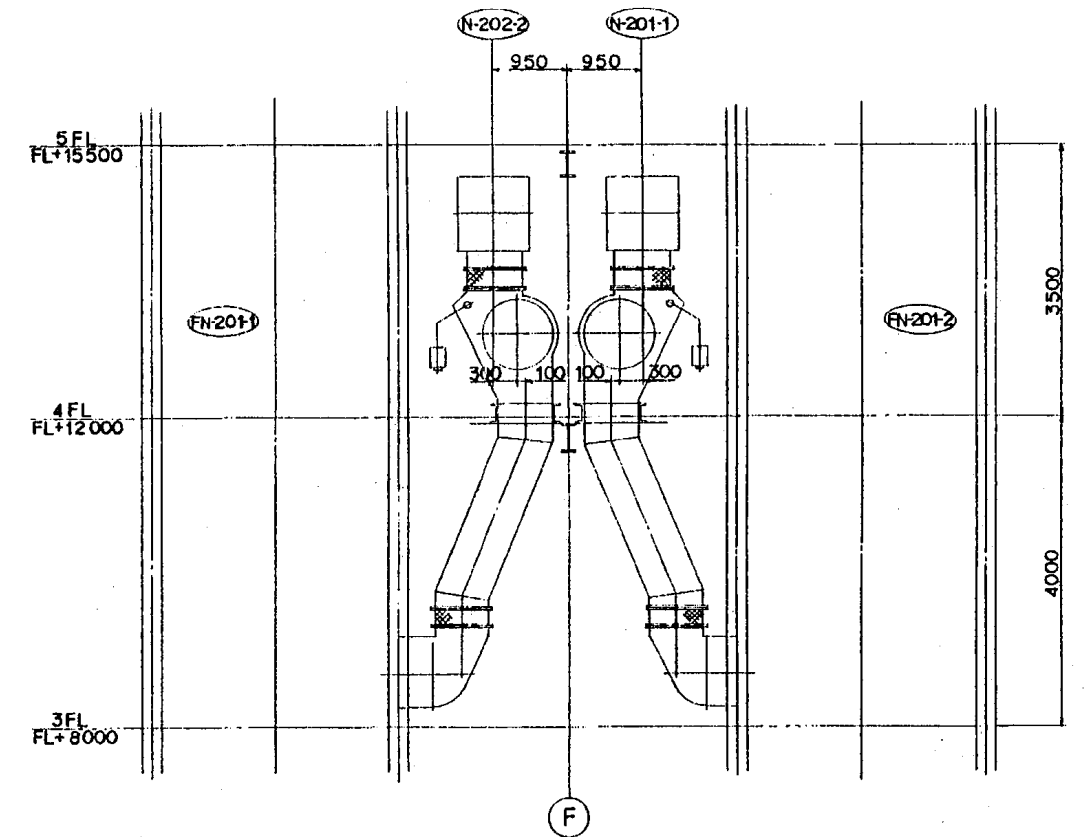
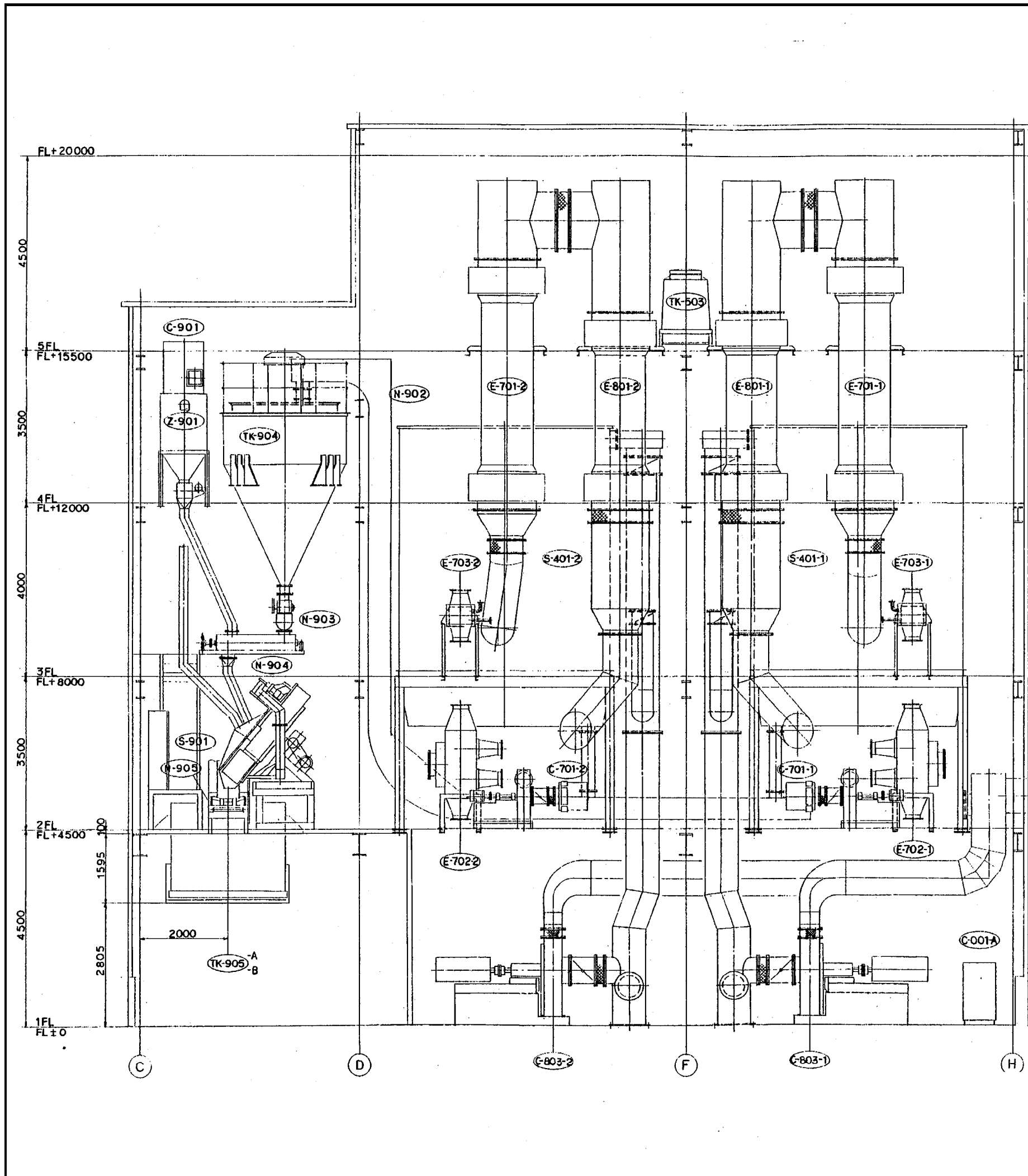
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町10-1		
図面名称	四階機器配置平面図		
縮尺	1/100	図面番号	9 / 13
安来市			



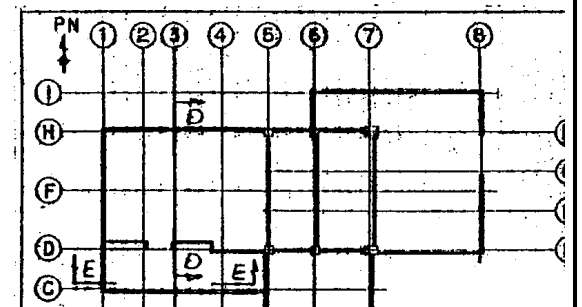
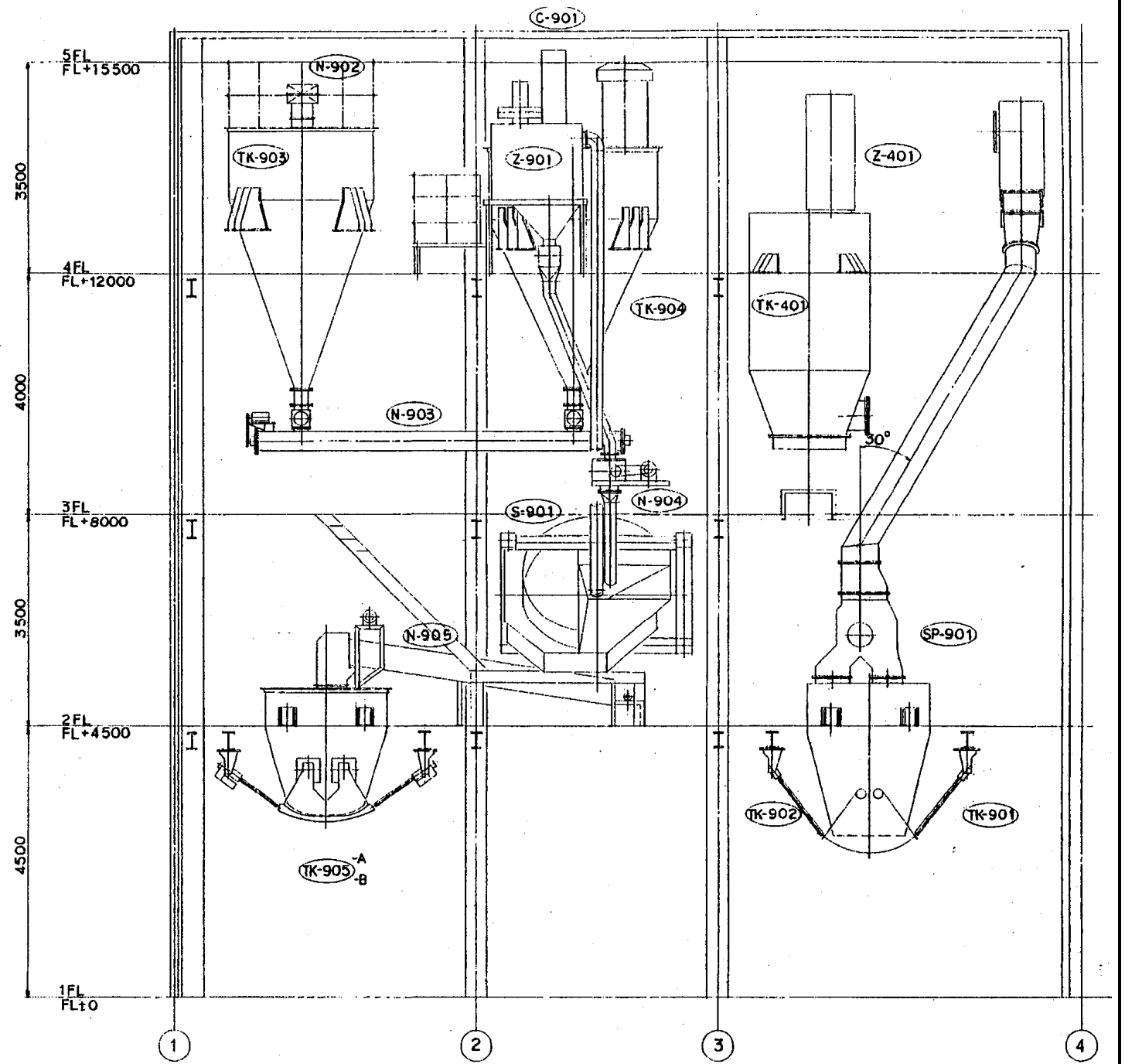
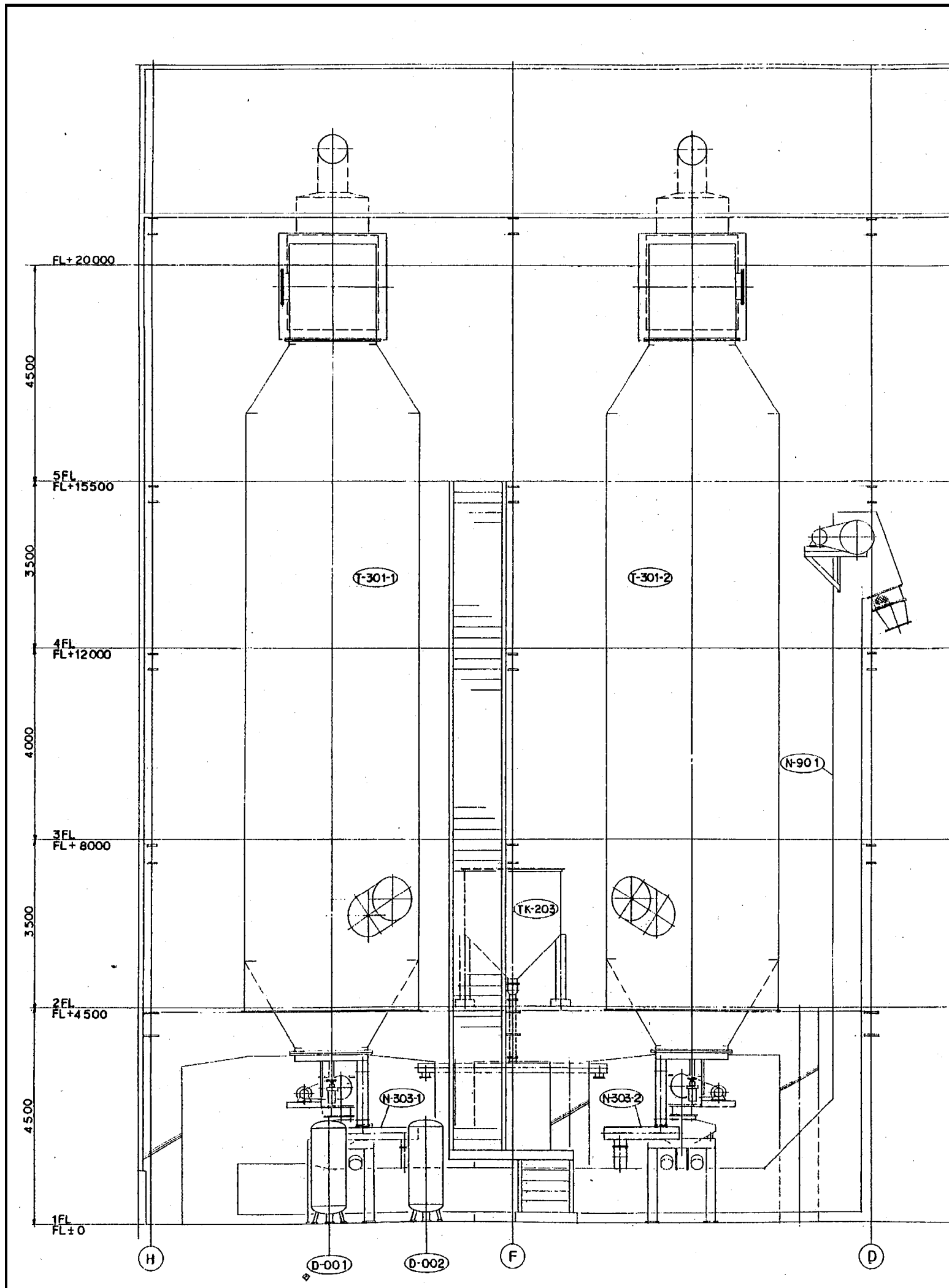
事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町10-1		
図面名称	五階機器配置平面図		
縮尺	1/100	図面番号	10/13
安来市			



事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町 10-1		
図面名称	機器配置断面図 (A-A)		
縮尺	1/100	図面番号	11 / 13
安来市			



事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町 10-1		
図面名称	機器配置断面図 (B-B、C-C)		
縮尺	1/100	図面番号	12 / 13
安来市			



事業名	安来市可燃ごみ焼却処理委託事業		
事業場所	島根県安来市清瀬町10-1		
図面名称	機器配置断面図 (D-D、E-E)		
縮尺	1/100	図面番号	13/13
安来市			

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

事業者選定基準

平成 27 年 6 月

安 来 市

目 次

1 総 則	1
2 事業者選定の概要	1
(1) 審査の進め方	1
(2) 審査体制	1
3 資格審査（一次審査）	4
4 提案審査（二次審査）	4
(1) 基礎審査	4
(2) 提案評価	5
5 優先交渉権者の決定	11

別紙 審査及び評価項目と提案様式の対応

1 総 則

事業者選定基準（以下「本基準」という。）は、安来市（以下「市」という。）が「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに当たり、「安来市可燃ごみ焼却処理に関する検討審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、最も優れた応募者（最優秀提案者）を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は応募者を対象に交付する募集要項と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって募集要項において使用される用語の定義と同じものとする。

2 事業者選定の概要

市は、本件事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら、審査委員会において最も優れた応募者（最優秀提案者）を選定する。市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者としての事業者を決定する。

(1) 審査の進め方

審査は、一次審査として応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の二段階にて実施する。「提案審査」は、基本的事項を満足しているか否か、業務委託料（見積）が予定価格を超えていないか等を確認する「基礎審査」と、提案内容を様々な視点から評価を行う「提案評価」を行う。

（「図1 本事業における事業者順位付け審査フロー」を参照）

(2) 審査体制

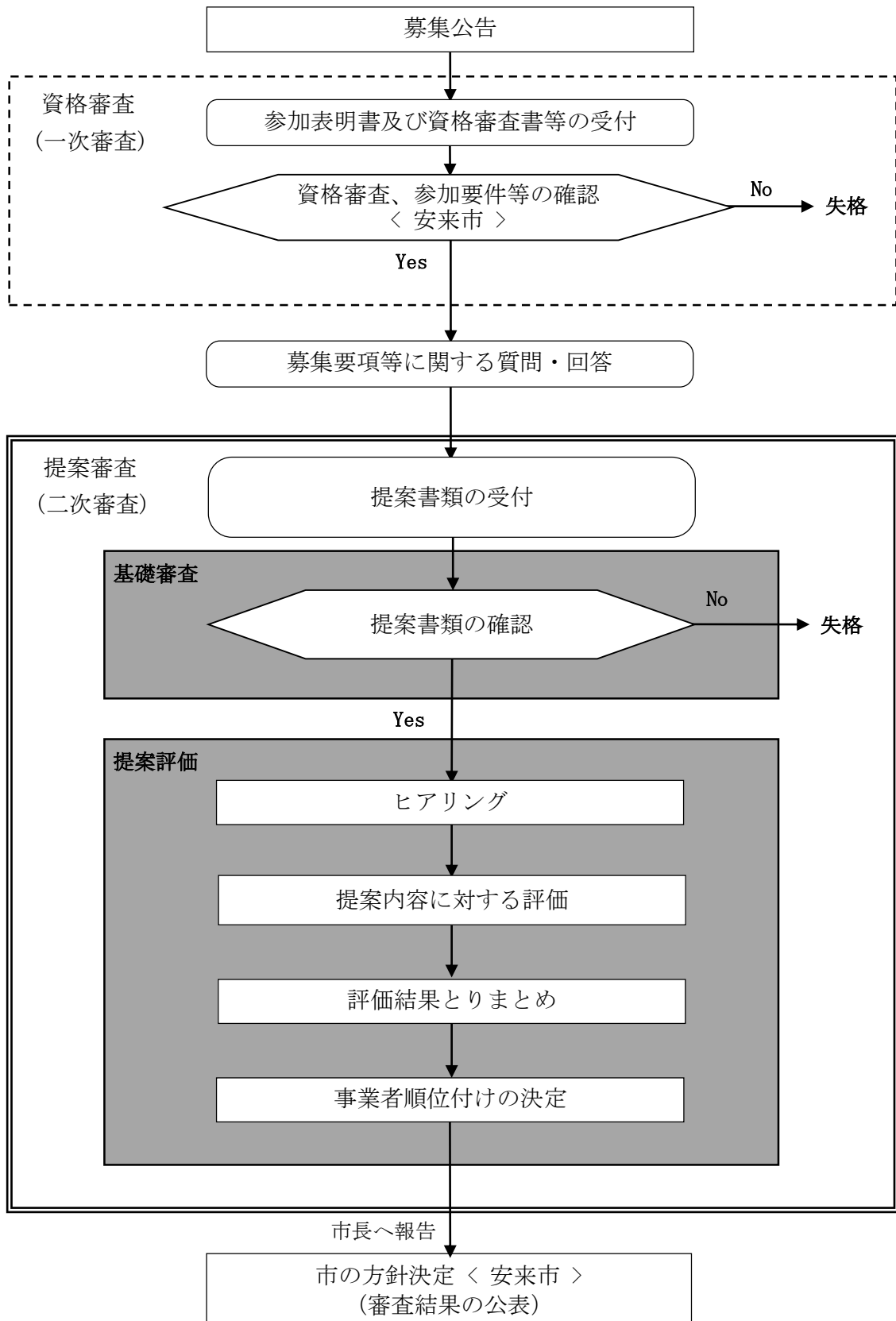
審査委員会は、応募者から提出された提案書類の審査を行う。また、提案書類の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は審査委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した応募者に対しヒアリングを実施する。

募集要項等の公表から優先交渉権者の決定までに、応募者の構成員及び協力企業構成員と協力企業（総称して以下「構成企業」という。）が、審査委員会の委員に対し、最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

なお、提案書等の審査は、市が設置した審査委員会において行う。審査委員会は、以下6名の委員により構成される。（敬称略）

- 委員長 岡崎 誠
(鳥取環境大学 環境情報学部長兼環境情報学研究科長 教授)
- 委員 河原 莊一郎
(松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授)
- 委員 松井 康弘
(岡山大学 環境理工学部環境デザイン工学科 准教授)
- 委員 錦織 澄
(公認会計士)
- 委員 栗原 英隆
(公益社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問)
- 委員 内田 修次
(安来市 市民生活部長)

図1 本事業における事業者順位付け審査フロー



3 資格審査（一次審査）

資格審査では、応募者からの参加表明書及び資格審査書等をもとに、参加資格要件の具備を市において確認する。参加資格要件を充足していない応募者は、失格とする。また、資格審査の結果は、応募者に通知する。

なお、参加資格要件の詳細は、募集要項に示す。

4 提案審査（二次審査）

(1) 基礎審査

本審査では、市及び審査委員会において、応募者の提案内容が基礎的な事項を満足していることを確認する。次に示す基礎的事項等について、一つでもその要件に適合していない場合は、応募者に確認の上、失格とし、全ての要件に適合しているとされた応募者は、提案評価の対象とする。

ア 基礎的事項の確認

市は、提案書類に記載された内容が、表1に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認する。

表1 基礎的事項

① 共通事項

- ・募集要項に指定された提出書類が全て提示されていること
- ・募集要項の指定部数、提出方法に誤りがないこと

② 要求水準書の記載事項

- ・当該提案に関連する「要求水準対応全体計画書」（別添、基礎審査対象の該当「様式」を参照）に記述ある項目について、提案する内容が要求水準書を満たしていること

③ 提案書、提案図面等の記載事項

- ・指定された提案事項が、様式に従った内容となっていること
- ・同一事項に対して二通り以上の提案がないこと、又は提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと

イ 業務委託料（見積）の確認

業務委託料（見積）の単年度分の金額が、参考価格を超えない金額であること。なお、参考価格は、募集要項に示す。

(2) 提案評価

ア 評価項目及びその評価

評価項目に関して応募者に提案を求め、審査委員会において、その内容の評価して採点する。

イ 評価項目の採点基準

各評価項目の採点は、それぞれの評価項目において次に示す五段階の評価に応じた採点基準から算定する。

表2 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	かなり優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

ウ 評価項目における評価の視点と配点

(ア) 施設整備計画と安定処理に関する評価（配点：5.5点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
施設の安定稼働	・ 処理システムの安定性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・機器等における処理能力や余裕率、安全性等の設定が具体的かつ十分に考えられているか。 ○ 施設が安全で、適切かつ確実に運転が可能な処理システムの構築が検討されているか。 ○ 施設の性能や処理能力として、定常的なごみ量・ごみ質の変動に対する適応は検討されているか。 	1.5
	・ 運転管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転管理について、人員・人材の確保や施設運転に関する教育に関して適切に検討されているか。 ○ 組織編成、役割別人員数、勤務体制等は、効率性・合理性が確保された検討がされているか。 ○ 施設の運転監視、データ管理は適切かつ確実なものが検討されているか。 	
経営の安定性	・ 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の実施体制が、組織的な総合力が確立され、実効性のある体制を構築できているか。 ○ 市が実施する業務に対して、相互協力及び対応業務を進める上で具体的かつ効果的な実施体制が構築できているか。 	1.5
	・ 事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の委託開始から終了時まで必要とする費用を適切に把握しているか。 ○ 事業収支計画は、施設整備計画及び運営・維持管理計画との整合が適切に取れているか。 ○ 資金調達及び事業収支の健全性、長期収支計画の安定性は適切で実現性があるか。 ○ 費用の変動に対するリスクについての対応が適切に検討されているか。 ○ 事業破綻リスクの抑制の考え方、顕在時の対応策は適切に検討されているか。 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設整備計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の基本的考え方 ・施設配置計画 ・建築デザイン、景観への配慮 ・現有施設の有効利用 ・施工計画、工程管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備の設計・建設等に関し、本事業を実現するための具体性・妥当性はあるか。 ○ ごみ処理施設特有の課題である、大気汚染、排水、臭気、騒音、振動対策等について、具体的かつ効果的な整備計画となっているか。 ○ 計量及び処理手数料の収受の代行に関する業務が行えるような、施設整備計画となっているか。 ○ 全体配置及び外構計画は、立地条件、周辺環境及び近隣住民等に配慮したものであるか。 ○ 構内の車両走行ルートが簡潔であり、車両の交錯や渋滞、車両と歩行者との交錯等に配慮し、安全性を確保したものとなっているか。 ○ 建築物の外観、敷地内レイアウト等のデザインは、周辺景観との調和が図られているか。 ○ 現有施設の有効利用範囲に関して、本事業を実現するための具体性・妥当性はあるか。 ○ 現有施設の有効利用範囲において、長期使用を考慮した措置や構造的な課題を検討されているか。 ○ 施設整備に関する諸手続きの内容や必要となる各種工程を適切に把握しているか。 ○ 施設整備に関する各種工程の期間に関する考え方に具体性・妥当性はあるか。 	<p style="text-align: center;">1 5</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">維持管理計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託期間における長期的な施設稼働に対応した、施設の維持管理について、具体的かつ適切に計画されているか。 ○ 設備・機器についての保守点検、法定点検が具体的かつ適切に計画されているか。 ○ 計量及び処理手数料の収受の代行に関する業務を適切に把握し、具体的かつ適切な実施方法が検討されているか。 	<p style="text-align: center;">1 0</p>

(イ) 安全対策に関する評価（配点：25点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
事故対応	・ 事故防止と対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、爆発等の防止対策や事故による被害拡大防止の対策が検討されているか。 ○ 事故発生後における、施設の復旧、運転再開に対する具体的な対応が検討されているか。 	10
	・ 労働安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業員の労働安全衛生に関して、適切に検討されているか。 ○ 労働安全衛生の管理に関して、適切に検討されているか。 	
災害対応	・ 災害発生時の対応及び対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、水害等の災害発生時における、設備・機器の安全停止やシステム面での設備保護の対策は、具体的かつ万全なものが検討されているか。 ○ 災害発生後における、施設の復旧、運転再開に対する具体的な対応が検討されているか。 ○ 施設の復旧、運転再開が長期に及んだ場合の対応が検討されているか。 	10
	・ 災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市で発生した災害廃棄物の処理が可能であるか。 ○ 市で発生した災害廃棄物の受入れや一時保管が可能であるか。 	
施設建設時の対応	・ 工事中における周辺配慮とその監理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確保等の客観的な担保ができる、工事・施工監理体制が検討されているか。 ○ 建設工事中における周辺住民等への配慮、情報提供や説明等は、具体的かつ実効的なものが検討されているか。 	5

(ウ) 環境対策に関する評価（配点：10点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
周辺環境の配慮	・ 施設の建設工事中	○ 施設の建設工事中の周辺環境への配慮及び環境保全措置等は、具体的かつ実効的なものが検討されているか。	5
	・ 施設の稼働中	○ 施設の稼働中の周辺環境への配慮及び環境保全措置等は、具体的かつ実効的なものが検討されているか。	
焼却灰等の資源化	・ 資源化の具体性	○ 焼却灰等の資源化方法又は有効活用の考え方は、具体的かつ実現性があるか。	5
	・ 資源化の継続性	○ 焼却灰等の資源化方法又は有効活用の考え方は、継続性があるか。	

(エ) 地域貢献に関する評価（配点：10点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
地域社会への配慮	・ 地域住民との連携等	○ 地域社会への配慮、住民等に対する情報提供や説明等の対応について、具体的かつ実効的に検討されているか。 ○ 地域住民からの意見や苦情に対する対応について、市と連携して行う上での対応が迅速かつ適正に行える措置が講じられるか。	5
	・ 経済貢献	○ 地元からの雇用が検討されているか。 ○ 地元自治会への貢献について、具体的かつ実効的なものが検討されているか。	
見学者及び視察への配慮	・ 安全性の確保について	○ 見学者（主に児童）又は視察を行う者に対して、十分な安全対策が検討されているか。	5
	・ 施設見学及び視察等について	○ 見学者（主に児童）に対して、環境学習の一環として、効果的な対応や十分な説明を市と連携して実施できるか。 ○ 行政視察等に関する市の対応に関して、十分な協力が得られるか。	

エ 評価方法

評価方法は、各評価項目に対する配点と評価（五段階の評価）及び見積金額から算定される採点を合計して得られた得点によって評価する。なお、各評価項目に対する採点を合計して得られる得点の合計は140点満点となる。

表3 評価項目の評価に関する配点一覧

評価項目		配点	配点の合計
施設整備計画と安定処理	施設の安定稼働	15	55
	経営の安定性	15	
	施設整備計画	15	
	維持管理計画	10	
安全対策	事故対応	10	25
	災害対応	10	
	施設建設時の対応	5	
環境対策	周辺環境の配慮	5	10
	焼却灰等の資源化	5	
地域貢献	地域社会への配慮	5	10
	見学者及び視察への配慮	5	
見積金額	※1に示す		40
評価項目の合計			140

※1 見積金額の採点については、「表2 評価項目の採点基準」から算定せず、以下の算定式により採点する。

算定式： $40 \times (\text{最低見積金額} \div \text{提案見積金額})$

※2 評価項目の採点基準によって算定される得点の有効数値は、小数点以下第三位を四捨五入して小数点以下第二位までとする

5 優先交渉権者の決定

審査委員会は、応募者の提案内容に対して、評価による得点（各評価項目における採点の合計）が、最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、同点の者の中から業務委託料が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。業務委託料が同額の場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

市は、審査委員会の審査結果（最優秀提案者の選定）を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

市は、優先交渉権者の決定後、すみやかに審査結果を応募者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果は、審査委員会による審査結果とあわせてホームページに公表する。

(別紙)

審査及び評価項目と提案様式の対応

本基準に示す審査及び評価項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。原則として、各項目に対応する提案様式のみを審査及び評価対象とする。

審査項目		対応する 様式番号	
基礎審査	基礎的事項の確認		
	・ 共通事項	募集要項に指定された提出書類が全て提示されていること	様式 5 - 1 ～様式 1 1 -
		募集要項に指定部数、提出方法に誤りがないこと	様式 5 - 1 ～様式 1 1 -
	要求水準書記載事項	提案に関連する「要求水準対応全体計画書」に記述ある項目について、提案する内容が要求水準書を満たしていること	様式 6 - 1 ～様式 6 - 2
	・ 提案書、提案図面等の記載事項	指定された提案事項が、様式に従った内容となっていること	様式 5 - 1 ～様式 1 1 -
		同一事項に対して二通り以上の提案がないこと、または提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと	様式 5 - 1 ～様式 1 1 -
	業務委託料（見積）	業務委託料（見積）が参考価格を考慮した金額であること。	様式 4 - 1
提案評価	施設整備計画と安定処理	施設の安定稼働	様式 7 - 2
		経営の安定性	様式 7 - 3
		施設整備計画	様式 7 - 4
		維持管理計画	様式 7 - 5
	安全対策	事故対応	様式 8 - 2
		災害対応	様式 8 - 3
		施設建設時の対応	様式 8 - 4
	環境対策	周辺環境の配慮	様式 9 - 2
		焼却灰等の資源化	様式 9 - 3
	地域貢献	地域社会への配慮	様式 1 0 - 2
		見学者及び視察の配慮	様式 1 0 - 3

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

様式集

平成 27 年 6 月

安 来 市

様式一覧

1. 資格審査時の提出書類

参加表明書

- ・(様式 1 - 1) 参加表明書
- ・(様式 1 - 2) グループ構成員及び構成企業一覧表
- ・(様式 1 - 3) 事業実施体制
- ・(様式 1 - 4) 委任状

資格審査書

- ・(様式 1 - 5) 資格審査書
- ・(様式 1 - 6) 応募者の参加資格要件チェックリスト
チェックシート(＊)

2. 募集要項等に関する質問の際の提出書類

- ・(様式 2 - 1) 募集要項等に対する質問書

3. 資格審査通過後に提案書類の提出を辞退する場合の提出書類

- ・(様式 3 - 1) 提案書類提出辞退届

4. 業務委託料(見積)

- ・(様式 4 - 1) 業務委託料(見積)
- ・(様式 4 - 2) 見積内訳書

5. 事業提案書等

- ・(様式 5 - 1) 事業提案書
- ・(様式 5 - 2) 事業提案書一覧表

6. 要求水準対応全体計画書

- ・(様式 6 - 1) 表紙
- ・(様式 6 - 2) 要求水準対応書

7. 施設整備計画と安定処理に関する提案書

- ・(様式 7 - 1) 表紙
- ・(様式 7 - 2) 施設の安定稼働について
- ・(様式 7 - 3) 経営の安定性について
- ・(様式 7 - 4) 施設整備計画について
- ・(様式 7 - 5) 維持管理計画について

8．安全対策に関する提案書

- ・(様式 8 - 1) 表紙
- ・(様式 8 - 2) 事故対応
- ・(様式 8 - 3) 災害対応
- ・(様式 8 - 4) 施設建設時の対応について

9．環境対策に関する提案書

- ・(様式 9 - 1) 表紙
- ・(様式 9 - 2) 周辺環境の配慮
- ・(様式 9 - 3) 焼却灰等の資源化

10．地域貢献に関する提案書

- ・(様式 10 - 1) 表紙
- ・(様式 10 - 2) 地域社会への配慮
- ・(様式 10 - 3) 見学者及び視察への配慮

11．提案図面等

- ・(様式 11 - 1) 表紙
- ・(様式 11 - 2) 提案図面等一覧表

本様式集で使用する用語の定義は、同一の名称によって募集要項において使用される用語の定義と同じものとする。

(様式 1 - 1)

平成 年 月 日

参加表明書

安来市

市長 近藤 宏樹 様

[代表企業代表者]

商号又は名称 _____
所在地 _____
役職名 _____
氏名 _____ 印

[担当者]

氏名 _____
所属 _____
所在地 _____
電話 _____
F A X _____
E - M a i l _____

平成 27 年 月 日付で市が募集公告した「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」について、以下の構成企業による グループとして参加することを、構成企業一覧表及び委任状を添えて表明します。なお、資源化受託企業を除き、どの構成企業も、他のグループの構成企業として「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」の募集に参加しないことを誓約します。

単一企業、複数企業の応募に関わらず代表企業名とする。

(様式1 - 2)

平成 年 月 日

グループ構成員及び構成企業一覧表(1 / 2)

1 代表企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

2 構成員	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

3 構成員	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

(注)

- 1 構成企業(構成員又は協力企業)それぞれの記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。
- 2 資源化受託企業は、資源化処理に関わる「資源化企業」及び「運送企業」全て網羅すること。

(様式1 - 2)

平成 年 月 日

構成企業一覧表(2 / 2)

4 協力企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

5 協力企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

6 協力企業(資源化受託企業)	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

(注)

- 1 構成企業(構成員又は協力企業)それぞれの記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。
- 2 資源化受託企業は、資源化処理に関わる「資源化企業」及び「運送企業」全て網羅すること。

(様式 1 - 3)

事業実施体制

設立予定のSPC（特別目的会社）と代表企業、構成企業（構成員及び協力企業）、融資機関、安来市等、本事業に関係する各主体について、それぞれの役割、相互関係が把握できるよう事業実施体制を図示すること。

(様式 1 - 4)

平成 年 月 日

委 任 状

安来市

市長 近藤 宏樹 様

委任者 (構成員)	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
委任者 (構成員)	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
委任者 (協力企業)	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
委任者 (協力企業)	商号又は名称 所在地 氏名	印

(注) 構成企業 (構成員又は協力企業) の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

私達は、下記の企業を応募者の代表企業とし、また当該企業の以下のものを代理人と定め、「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」に関し下記の権限を委任します。

受任者	商号又は名称 所在地 役職名 氏名	受任者使用印
委任事項	1 . 上記事業に関する募集への参加表明について 2 . 上記事業に関する募集への参加資格審査申請について 3 . 上記事業に関する募集辞退について 4 . 上記事業に関する募集及び提案について 5 . 上記事業に関する S P C 設立までの契約に関することについて	

(様式 1 - 5)

平成 年 月 日

資 格 審 査 書

安来市

市長 近藤 宏樹 様

[代 表 企 業]

商号又は名称

所 在 地

役 職 名

氏 名

受任者使用印

平成 27 年 月 日付で市が募集公告した「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」に係る参加資格の確認のために、募集要項に基づき「(様式 1-6) 応募者の参加資格要件チェックリスト」及び各項目の「確認書類」を添えて本資格審査書を提出します。

なお、募集要項に定められた参加資格要件等を満たしていること、並びに、提出書類の記載事項及び確認書類について事実と相違ないことを誓約します。

各項目の確認書類は、項目と確認書類が対応するように順次項目ごとに束ね、体裁を整えること。

(様式 1 - 6)

平成 年 月 日

応募者の参加資格要件チェックリスト

安来市

市長 近藤 宏樹 様

[代表企業]

商号又は名称

所在地

役職名

氏名

受任者使用印

「様式 1-6 応募者の参加資格要件チェックリスト」の通りであり、各項目の「確認書類」を添えて提出します。

(様式 2 - 1)

平成 年 月 日

募集要項等に対する質問書

安来市

市長 近藤 宏樹 様

[質問者]

会 社 名 _____

所 在 地 _____

[担当者]

氏 名 _____

所 属 _____

電 話 _____

F A X _____

E - M a i l _____

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業の募集要項等に対して、以下の質問がありますので提出します。

	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問
1							
2							
...							
(例)	募集要項	3	2	(10)	ア	(ア)本施設の設計及び建設に関する業務	...

(注)

1 質問は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

2 質問数に応じて行数を増やし、「」の欄に通し番号を記入すること。なお、「頁」欄は、半角数字で記入すること。

(様式 3 - 1)

平成 年 月 日

提案書類提出辞退届

安来市

市長 近藤 宏樹 様

[代表企業]

商号又は名称

所在地

役職名

氏名

受任者使用印

平成 27 年 月 日付で市が募集公告した「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」について、参加表明書及び資格審査書等を提出し、市から資格審査を通過したという通知を受領しましたが、都合により募集の参加を辞退します。

(様式 4 - 1)

平成 年 月 日

業務委託料（見積）

安来市
市長 近藤 宏樹 様

[代表企業]

商号又は名称 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

印

事業名 _____ 安来市可燃ごみ焼却処理委託事業 _____

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

平成 27 年 月 日付で市が募集公告した「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」の募集要項等を承諾のうえ、上記金額により見積りします。上記金額に、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって表記の事業を実施します。

(注)

- 1 金額は、算用数字で表記し、数字の直前に「金」を付記すること。
- 2 本見積書は、見積内訳書（様式 4 - 2）とあわせて提出すること。

(様式 4 - 2)

見積内訳書

業務委託料内訳書

(単位 : 円)

費 目		総 額
	設計・建設業務委託料	
	運営・維持管理業務委託料	
	可燃ごみ等処理相当分	
	資源化処理相当分	
委託料合計		

処理単価

費 目	単 価	単 位
業務委託料 (処理単価)		円 / ごみトンあたり
うち、資源化処理相当		円 / 焼却灰等トンあたり

(様式 5 - 1)

平成 年 月 日

事業提案書

安来市

市長 近藤 宏樹 様

[代表企業]

商号又は名称

所在地

役職名

氏名

受任者使用印

平成 27 年 月 日付で市が募集公告した「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」について、募集要項等に基づき必要書類を添付して、事業提案書を提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

(様式 5 - 2)

事業提案書一覧表 1 / 2

書 類	様 式 名	枚 数	備 考
要求水準対応全体計画書			
・表紙	様式 6 - 1		
・要求水準対応書	様式 6 - 2		
(1) 施設整備計画と安定処理に関する提案書			
・表紙	様式 7 - 1		
施設の安定稼働について	様式 7 - 2		
経営の安定性について	様式 7 - 3		
整備費内訳書	様式 7 - 3		
運営・維持管理費内訳書	様式 7 - 3		
事業収支計算書	様式 7 - 3		
資金調達計画書	様式 7 - 3		
施設整備計画について	様式 7 - 4		
維持管理計画について	様式 7 - 5		
(2) 安全対策に関する提案書			
・表紙	様式 8 - 1		
事故対応について	様式 8 - 2		
災害対応について	様式 8 - 3		
施設建設時の対応について	様式 8 - 4		
(3) 環境対策に関する提案書			
・表紙	様式 9 - 1		
周辺環境の配慮について	様式 9 - 2		
焼却残渣の資源化について	様式 9 - 3		
(4) 地域貢献に関する提案書			
・表紙	様式 10 - 1		
社会への配慮について	様式 10 - 2		
見学者及び視察への配慮について	様式 10 - 3		

(注)

- 1 様式名は、募集要項等に準じて記載すること。
- 2 枚数欄には、該当する資料の枚数を記入すること。

(様式 5 - 2)

事業提案書一覧表 2 / 2

書 類	様 式 名	枚 数	備 考
提案図面等			
・表紙	様式 1 1 - 1		
・提案図面等一覧表	様式 1 1 - 2		
全体図面			
施設概要			
施設全体配置計画図			
車両動線計画図			
プラント関係図面			
設計基本数値計算書			
施設平面図			兼用を可とする
機器配置平面図			兼用を可とする
全体処理フロー			
物質収支フロー			
施設整備工程表			

(注)

- 1 様式名は、募集要項等に準じて記載すること。
- 2 枚数欄には、該当する資料の枚数を記入すること。

(様式 6 - 1)

要求水準対応全体計画書

(様式 6 - 2)

要求水準対応書

平成 27 年 月 日付で市が募集公告した「安来市可燃ごみ焼却処理委託事業」について、以下の書類に記述したとおり、提示された要求水準書に基づき事業提案書を提出していることを誓約します。

(様式6 - 2)

要求水準書	提案内容(要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)	参照箇所(提案書、提案図面等)
<p>1 総 則</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>イ 基本事項</p> <p>(エ) 事業期間(予定)</p> <p>設計・建設期間 事業契約締結日から本施設の供用開始(事業者の提案による)とする。</p> <p>運営・維持管理期間 本施設の供用開始から15年間とする。</p> <p>(2) 特記事項</p>	<p>1 総 則</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>(要記入)</p> <p>設計・建設期間 []年[]月から[]年[]月まで</p> <p>運営・維持管理期間 []年[]月から[]年[]月まで</p> <p>要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕</p> <p>(要求水準書からの変更がある場合のみ、下記に変更箇所を記入)</p> <p>{ }</p> <p>(2) 特記事項</p> <p>要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕</p> <p>(要求水準書からの変更がある場合のみ、下記に変更箇所を記入)</p> <p>{ }</p>	

要求水準書	提案内容(要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)	参照箇所(提案書、提案図面等)																																
<p>2 設計・建設業務</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>ア 工事概要 事業用地内に処理施設及びその他施設(処理施設関連、付帯施設等)を建設する。設計・建設する施設の概要を、表2-1施設の概要に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2-1 施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="276 562 1249 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用地に建設された現有施設</td> <td>施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16 h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成6年7月 状況 : 休止</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>処理対象物</td> <td>可燃ごみ 約 8,600 t (平成26年度実績) 助燃材(脱水汚泥)等 約 260 t (平成26年度実績)</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>その他施設</td> <td>事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>建物仕様及び外観</td> <td>事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>供用開始予定</td> <td>事業者の提案による。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	事業用地に建設された現有施設	施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16 h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成6年7月 状況 : 休止	処理方式	事業者の提案による。	処理対象物	可燃ごみ 約 8,600 t (平成26年度実績) 助燃材(脱水汚泥)等 約 260 t (平成26年度実績)	処理能力	事業者の提案による。	その他施設	事業者の提案による。	建物仕様及び外観	事業者の提案による。	供用開始予定	事業者の提案による。	<p>2 設計・建設業務</p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="text-align: center;">表2-1 施設の概要(要記入)</p> <table border="1" data-bbox="1371 562 2344 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用地に建設された現有施設</td> <td>施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16 h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成6年7月 状況 : 休止</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>処理対象物</td> <td>可燃ごみ 約 8,600 t (平成26年度実績) 助燃材(脱水汚泥)等 約 260 t (平成26年度実績)</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>その他施設</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>建物仕様及び外観</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>供用開始予定</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">要求水準書からの変更の有無 [有 ・ 無]</p> <p>(要求水準書からの変更がある場合のみ、下記に変更箇所を記入)</p> <p>[]</p>	項目	概要	事業用地に建設された現有施設	施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16 h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成6年7月 状況 : 休止	処理方式	事業者の提案による。	処理対象物	可燃ごみ 約 8,600 t (平成26年度実績) 助燃材(脱水汚泥)等 約 260 t (平成26年度実績)	処理能力	[]	その他施設	[]	建物仕様及び外観	[]	供用開始予定	[]	
項目	概要																																	
事業用地に建設された現有施設	施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16 h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成6年7月 状況 : 休止																																	
処理方式	事業者の提案による。																																	
処理対象物	可燃ごみ 約 8,600 t (平成26年度実績) 助燃材(脱水汚泥)等 約 260 t (平成26年度実績)																																	
処理能力	事業者の提案による。																																	
その他施設	事業者の提案による。																																	
建物仕様及び外観	事業者の提案による。																																	
供用開始予定	事業者の提案による。																																	
項目	概要																																	
事業用地に建設された現有施設	施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16 h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成6年7月 状況 : 休止																																	
処理方式	事業者の提案による。																																	
処理対象物	可燃ごみ 約 8,600 t (平成26年度実績) 助燃材(脱水汚泥)等 約 260 t (平成26年度実績)																																	
処理能力	[]																																	
その他施設	[]																																	
建物仕様及び外観	[]																																	
供用開始予定	[]																																	

要求水準書	提案内容(要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)	参照箇所(提案書、提案図面等)																								
<p>(2) 全体計画</p> <p>イ 設計条件</p> <p>(ア) プラント諸元</p> <p>a 処理方式 事業者の提案によるものとする。</p> <p>b 施設規模 事業者の提案によるものとする。</p> <p>c 処理能力 別に定める「計画ごみ質」に示すごみを処理することが可能な施設とする。</p> <p>d 燃焼条件 事業者の提案によるものとする。ただし、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン」及び関係法令等を遵守する。</p> <p>ウ 公害防止条件</p> <p>公害防止条件については、公害関係法令の規制基準に基づいて設計する。</p> <p>(ア) 排ガス基準 表2-6 排ガス基準に、乾きガス基準、12%酸素換算値の排ガス基準設計値を示す。</p> <p style="text-align: center;">表2-6 排ガス基準</p> <table border="1" data-bbox="344 951 1258 1209"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>煙突出口濃度(乾きガス O₂12%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.05g/m³N 以下</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>K値 = 17.5 で算出される濃度以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>150ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>700mg/m³N 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>法令で定める基準値以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	煙突出口濃度(乾きガス O ₂ 12%)	ばいじん	0.05g/m ³ N 以下	硫黄酸化物	K値 = 17.5 で算出される濃度以下	窒素酸化物	150ppm 以下	塩化水素	700mg/m ³ N 以下	ダイオキシン類	法令で定める基準値以下	<p>(2) 全体計画</p> <p>a 処理方式(要記入) []</p> <p>b 施設規模(要記入) []</p> <p>c 処理能力 別に定める「計画ごみ質」に示すごみを処理することが可能な施設とする。</p> <p>d 燃焼条件(要記入) []</p> <p style="text-align: center;">表2-6 排ガス基準(要記入)</p> <table border="1" data-bbox="1442 940 2356 1199"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>煙突出口濃度(乾きガス O₂12%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.05g/m³N 以下</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>K値 = 17.5 で算出される濃度以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>150ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>700mg/m³N 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>[] ng-TEQ/m³N 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>要求水準書からの変更の有無 [有 ・ 無]</p> <p>(要求水準書からの変更がある場合のみ、下記に変更箇所を記入) []</p>	項目	煙突出口濃度(乾きガス O ₂ 12%)	ばいじん	0.05g/m ³ N 以下	硫黄酸化物	K値 = 17.5 で算出される濃度以下	窒素酸化物	150ppm 以下	塩化水素	700mg/m ³ N 以下	ダイオキシン類	[] ng-TEQ/m ³ N 以下	
項目	煙突出口濃度(乾きガス O ₂ 12%)																									
ばいじん	0.05g/m ³ N 以下																									
硫黄酸化物	K値 = 17.5 で算出される濃度以下																									
窒素酸化物	150ppm 以下																									
塩化水素	700mg/m ³ N 以下																									
ダイオキシン類	法令で定める基準値以下																									
項目	煙突出口濃度(乾きガス O ₂ 12%)																									
ばいじん	0.05g/m ³ N 以下																									
硫黄酸化物	K値 = 17.5 で算出される濃度以下																									
窒素酸化物	150ppm 以下																									
塩化水素	700mg/m ³ N 以下																									
ダイオキシン類	[] ng-TEQ/m ³ N 以下																									

(様式6 - 2)

要求水準書	提案内容(要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)	参照箇所(提案書、提案図面等)
(3) 土木工事	(3) 土木工事 要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕 (要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) []	
(4) 建築工事	(4) 建築工事 要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕 (要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) []	
(5) 建築機械設備工事	(5) 建築機械設備工事 要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕 (要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) []	
(6) 建築電気設備工事	(6) 建築電気設備工事 要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕 (要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) []	
(7) プラント工事	(7) プラント工事 要求水準書からの変更の有無〔 有 ・ 無 〕 (要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) []	

要求水準書	提案内容(要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)	参照箇所(提案書、提案図面等)																																																												
<p>(3) 運転管理 ク 排ガスの運転管理基準 (ア) 基準値の設定 事業者は、本施設の排ガスの運転管理基準として、基準値を設ける。(各基準値は、提案時の事業者の提案に基づき決定する。)</p> <p style="text-align: center;">表 3-4 基準値の設定</p> <table border="1" data-bbox="255 495 1252 919"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>排ガス基準</th> <th>運転基準値¹</th> <th>要監視基準値²</th> <th>停止基準値³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³N</td> <td>0.05</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫酸化物</td> <td>ppm</td> <td>K値=17.5で算出される濃度以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>ppm</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>mg/m³N</td> <td>700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³N</td> <td>法令で定める基準値以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 運転基準 : 処理施設の運転にかかる事業者の自主管理基準とする。 2 要監視基準 : 常時監視値の1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設監視を強化し改善策の検討を開始する。 3 停止基準 : 常時監視値の1時間平均値(ダイオキシン類の場合は定期測定値)が基準値を超過した場合、速やかに本施設の運転を停止する。</p> <p>(4) 災害時(緊急時)対応</p>	項目	排ガス基準	運転基準値 ¹	要監視基準値 ²	停止基準値 ³	ばいじん	g/m ³ N	0.05			硫酸化物	ppm	K値=17.5で算出される濃度以下			窒素酸化物	ppm	150			塩化水素	mg/m ³ N	700			ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	法令で定める基準値以下			<p>(3) 運転管理</p> <p style="text-align: center;">表 3-4 基準値の設定(要記入)</p> <table border="1" data-bbox="1347 487 2347 909"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>排ガス基準</th> <th>運転基準値¹</th> <th>要監視基準値²</th> <th>停止基準値³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³N</td> <td>0.05</td> <td>{ }</td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>硫酸化物</td> <td>ppm</td> <td>K値=17.5で算出される濃度以下</td> <td>{ }</td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>ppm</td> <td>150</td> <td>{ }</td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>mg/m³N</td> <td>700</td> <td>{ }</td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³N</td> <td>{ }</td> <td>{ }</td> <td>{ }</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 運転基準 : 処理施設の運転にかかる事業者の自主管理基準とする。 2 要監視基準 : 常時監視値の1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設監視を強化し改善策の検討を開始する。 3 停止基準 : 常時監視値の1時間平均値(ダイオキシン類の場合は定期測定値)が基準値を超過した場合、速やかに本施設の運転を停止する。</p> <p style="text-align: center;">要求水準書からの変更の有無 [有 ・ 無]</p> <p>(要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) { }</p> <p>(4) 災害時(緊急時)対応 要求水準書からの変更の有無 [有 ・ 無]</p> <p>(要求水準書からの変更が有る場合のみ、下記に変更箇所を記入) { }</p>	項目	排ガス基準	運転基準値 ¹	要監視基準値 ²	停止基準値 ³	ばいじん	g/m ³ N	0.05	{ }	{ }	硫酸化物	ppm	K値=17.5で算出される濃度以下	{ }	{ }	窒素酸化物	ppm	150	{ }	{ }	塩化水素	mg/m ³ N	700	{ }	{ }	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	{ }	{ }	{ }	
項目	排ガス基準	運転基準値 ¹	要監視基準値 ²	停止基準値 ³																																																										
ばいじん	g/m ³ N	0.05																																																												
硫酸化物	ppm	K値=17.5で算出される濃度以下																																																												
窒素酸化物	ppm	150																																																												
塩化水素	mg/m ³ N	700																																																												
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	法令で定める基準値以下																																																												
項目	排ガス基準	運転基準値 ¹	要監視基準値 ²	停止基準値 ³																																																										
ばいじん	g/m ³ N	0.05	{ }	{ }																																																										
硫酸化物	ppm	K値=17.5で算出される濃度以下	{ }	{ }																																																										
窒素酸化物	ppm	150	{ }	{ }																																																										
塩化水素	mg/m ³ N	700	{ }	{ }																																																										
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	{ }	{ }	{ }																																																										

要求水準書	提案内容 (要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)	参照箇所 (提案書、提案図面等)																																																																								
<p>工 法定検査等</p> <p>・法律等により定められた法定検査等 (表 3-7 法令に係る記録 (参考)) は、期限を定め適切に実施する。</p> <p>表 3-7 法令に係る記録 (参考) (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="231 464 1255 1793"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>法令</th> <th>記録または検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物処理施設</td> <td>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条</td> <td>・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量、又はばい煙濃度 (SOx、ばいじん、NOx、HCl) ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査</td> <td>4 回 / 年 1 回 / 月 連続測定 連続測定 1 回 / 2 月 1 回 / 年 1 回 / 年 1 回 / 3 年</td> </tr> <tr> <td>計量器</td> <td>「計量法」 施行令第 11 条</td> <td>定期検査</td> <td>1 回 / 2 年</td> </tr> <tr> <td>クレーン設備</td> <td>「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条</td> <td>・定期自主検査 ・定期自主検査 (巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) ・作業開始前の点検 (巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等) ・性能検査</td> <td>1 回 / 年 1 回 / 月 1 回 / 日 1 回 / 2 月もしくは 3 年</td> </tr> <tr> <td>第 1 種圧力容器 (普通・化学設備関係)</td> <td>「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条</td> <td>・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等) ・性能検査</td> <td>1 回 / 月 1 回 / 1 月もしくは 2 年</td> </tr> <tr> <td>第 2 種圧力容器</td> <td>「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条</td> <td>・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等)</td> <td>1 回 / 年</td> </tr> <tr> <td>小型ボイラー及び小型圧力容器</td> <td>「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条</td> <td>・定期自主検査 (ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び付属品の損傷、又は異常の有無)</td> <td>1 回 / 年</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>「電気事業法」 法律第 42 条 「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条</td> <td>・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報 (1,000kW 以上の発電所)</td> <td> 1 回 / 年 2 回 / 年</td> </tr> <tr> <td>貯水槽</td> <td>「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条</td> <td>・簡易専用水道の管理の規程により水槽の清掃は年 1 回定期的実施する ・検査は年 1 回行う</td> <td>1 回 / 年</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	法令	記録または検査項目	頻度	一般廃棄物処理施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条	・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量、又はばい煙濃度 (SOx、ばいじん、NOx、HCl) ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査	4 回 / 年 1 回 / 月 連続測定 連続測定 1 回 / 2 月 1 回 / 年 1 回 / 年 1 回 / 3 年	計量器	「計量法」 施行令第 11 条	定期検査	1 回 / 2 年	クレーン設備	「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条	・定期自主検査 ・定期自主検査 (巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) ・作業開始前の点検 (巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等) ・性能検査	1 回 / 年 1 回 / 月 1 回 / 日 1 回 / 2 月もしくは 3 年	第 1 種圧力容器 (普通・化学設備関係)	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等) ・性能検査	1 回 / 月 1 回 / 1 月もしくは 2 年	第 2 種圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等)	1 回 / 年	小型ボイラー及び小型圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条	・定期自主検査 (ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び付属品の損傷、又は異常の有無)	1 回 / 年	電気設備	「電気事業法」 法律第 42 条 「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条	・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報 (1,000kW 以上の発電所)	 1 回 / 年 2 回 / 年	貯水槽	「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条	・簡易専用水道の管理の規程により水槽の清掃は年 1 回定期的実施する ・検査は年 1 回行う	1 回 / 年	<p>要求水準書からの変更の有無 (有・無) (有の場合のみ下記記入)</p> <p>表 3-7 法令に係る記録 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="1323 464 2353 1793"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>法令</th> <th>記録または検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物処理施設</td> <td>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条</td> <td>・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量、又はばい煙濃度 (SOx、ばいじん、NOx、HCl) ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査</td> <td>[] [] [] [] [] [] [] []</td> </tr> <tr> <td>計量器</td> <td>「計量法」 施行令第 11 条</td> <td>定期検査</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>クレーン設備</td> <td>「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条</td> <td>・定期自主検査 ・定期自主検査 (巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) ・作業開始前の点検 (巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等) ・性能検査</td> <td>[] [] [] []</td> </tr> <tr> <td>第 1 種圧力容器 (普通・化学設備関係)</td> <td>「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条</td> <td>・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等) ・性能検査</td> <td>[] []</td> </tr> <tr> <td>第 2 種圧力容器</td> <td>「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条</td> <td>・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>小型ボイラー及び小型圧力容器</td> <td>「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条</td> <td>・定期自主検査 (ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び付属品の損傷、又は異常の有無)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>「電気事業法」 法律第 42 条 「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条</td> <td>・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報 (1,000kW 以上の発電所)</td> <td> [] []</td> </tr> <tr> <td>貯水槽</td> <td>「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条</td> <td>・簡易専用水道の管理の規程により水槽の清掃は年 1 回定期的実施する ・検査は年 1 回行う</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	法令	記録または検査項目	頻度	一般廃棄物処理施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条	・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量、又はばい煙濃度 (SOx、ばいじん、NOx、HCl) ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査	[] [] [] [] [] [] [] []	計量器	「計量法」 施行令第 11 条	定期検査	[]	クレーン設備	「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条	・定期自主検査 ・定期自主検査 (巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) ・作業開始前の点検 (巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等) ・性能検査	[] [] [] []	第 1 種圧力容器 (普通・化学設備関係)	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等) ・性能検査	[] []	第 2 種圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等)	[]	小型ボイラー及び小型圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条	・定期自主検査 (ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び付属品の損傷、又は異常の有無)	[]	電気設備	「電気事業法」 法律第 42 条 「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条	・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報 (1,000kW 以上の発電所)	 [] []	貯水槽	「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条	・簡易専用水道の管理の規程により水槽の清掃は年 1 回定期的実施する ・検査は年 1 回行う	[]	
設備名	法令	記録または検査項目	頻度																																																																							
一般廃棄物処理施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条	・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量、又はばい煙濃度 (SOx、ばいじん、NOx、HCl) ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査	4 回 / 年 1 回 / 月 連続測定 連続測定 1 回 / 2 月 1 回 / 年 1 回 / 年 1 回 / 3 年																																																																							
計量器	「計量法」 施行令第 11 条	定期検査	1 回 / 2 年																																																																							
クレーン設備	「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条	・定期自主検査 ・定期自主検査 (巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) ・作業開始前の点検 (巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等) ・性能検査	1 回 / 年 1 回 / 月 1 回 / 日 1 回 / 2 月もしくは 3 年																																																																							
第 1 種圧力容器 (普通・化学設備関係)	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等) ・性能検査	1 回 / 月 1 回 / 1 月もしくは 2 年																																																																							
第 2 種圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等)	1 回 / 年																																																																							
小型ボイラー及び小型圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条	・定期自主検査 (ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び付属品の損傷、又は異常の有無)	1 回 / 年																																																																							
電気設備	「電気事業法」 法律第 42 条 「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条	・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報 (1,000kW 以上の発電所)	 1 回 / 年 2 回 / 年																																																																							
貯水槽	「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条	・簡易専用水道の管理の規程により水槽の清掃は年 1 回定期的実施する ・検査は年 1 回行う	1 回 / 年																																																																							
設備名	法令	記録または検査項目	頻度																																																																							
一般廃棄物処理施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号 厚生省通知 環整 95 号 施行規則第 5 条	・ごみ質 ・熱しゃく減量 ・燃焼ガス温度、集じん器流入ガス温度 ・排ガス中の一酸化炭素濃度 ・ばい煙量、又はばい煙濃度 (SOx、ばいじん、NOx、HCl) ・機能検査 ・ダイオキシン類濃度 ・精密機能検査	[] [] [] [] [] [] [] []																																																																							
計量器	「計量法」 施行令第 11 条	定期検査	[]																																																																							
クレーン設備	「労働安全衛生法」 クレーン等安全規則第 34 条 クレーン等安全規則第 35 条 クレーン等安全規則第 36 条 クレーン等安全規則第 40 条	・定期自主検査 ・定期自主検査 (巻上過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの損傷の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) ・作業開始前の点検 (巻上過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能等) ・性能検査	[] [] [] []																																																																							
第 1 種圧力容器 (普通・化学設備関係)	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 67 条、第 73 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等) ・性能検査	[] []																																																																							
第 2 種圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 88 条	・定期自主検査 (本体の損傷、ふたの締付け、ボルト、管及び弁の損傷の有無等)	[]																																																																							
小型ボイラー及び小型圧力容器	「労働安全衛生法」 ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条	・定期自主検査 (ボイラ本体、燃焼装置、自動制御及び付属品の損傷、又は異常の有無)	[]																																																																							
電気設備	「電気事業法」 法律第 42 条 「電気事業法」 電気関係報告規則第 2 条	・自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事、維持及び運用に関する記録をとる ・一般用電気工作物調査年報 ・自家用発電所運転半期報 (1,000kW 以上の発電所)	 [] []																																																																							
貯水槽	「水道法」 施行規則第 55 条 施行規則第 56 条	・簡易専用水道の管理の規程により水槽の清掃は年 1 回定期的実施する ・検査は年 1 回行う	[]																																																																							

要求水準書				提案内容 (要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等)				参照箇所 (提案書、提案図面等)
(2/2)				(2/2)				
設備名	法令	記録又は検査項目		設備名	法令	記録又は検査項目		
消防用設備	「消防法」 施行規則第 31条の6	(1)消防用設備等の点検結果は維持台帳に記入し消防長、又は消防署長に報告する		消防用設備	「消防法」 施行規則第 31条の6	(1)消防用設備等の点検結果は維持台帳に記入し消防長、又は消防署長に報告する		
		消防用設備等の種類	点検の内容及び方法	点検の期間		消防用設備等の種類	点検の内容及び方法	点検の期間
		消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月		消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	[]
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源 (配線の部分を除く。)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	機器点検	6月		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源 (配線の部分を除く。)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	機器点検	[]
		配線	総合点検	1年		配線	総合点検	[]
		以上の消防用設備等点検結果報告書は 1回 / 3年提出				以上の消防用設備等点検結果報告書は [] 提出		

(様式 7 - 1)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

(様式 7 - 2)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設の安定稼働について

【処理システムの安定性】

設備・機器等における処理能力や余裕率、安全性等の設定について考慮した事項を記述してください。

施設を安全で、適切かつ確実に運転を行うにあたって、処理システムの構築について考慮した事項を記述してください。

施設の性能や処理能力において、定常的なごみ量・ごみ質の変動について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 2)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設の安定稼働について

【運転管理体制】

運転管理において、人員・人材の確保や施設運転に関する教育について考慮した事項を記述してください。

組織編成、役割別人員数、勤務体制等について考慮した事項を記述してください。

施設の運転監視、データ管理について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

経営の安定性について

【事業の実施体制】

事業の実施体制について考慮した事項を記述してください。

市が実施する業務に対して、相互協力及び対応業務を進める上で考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

経営の安定性について

【事業収支計画】

費用の変動に対するリスクについて考慮した事項を記述してください。

事業破綻リスクの抑制の考え方、顕在時の対応策について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

経営の安定性について

【整備費内訳書】

「整備費内訳書」を別途作成のうえ、提案ください。

様式は任意とします。サイズは「A4版」又は「A3版」とします。

様式番号、提案書名、項目、資料名は下記に準じて記述してください。なお、様式番号は左上に記述してください。

- ・ 様式番号 : 様式 7 - 3
- ・ 提案書名 : 施設整備計画と安定処理に関する提案書
- ・ 項 目 : 経営の安定性について
- ・ 資料名 : 整備費内訳書

積算根拠を可能な範囲で具体的に記述又は添付してください。

金額は、物価変動における増減額、消費税及び地方消費税額を含まない金額とします。

金額の単位は、千円単位とします。なお、千円未満は四捨五入してください。

(様式 7 - 3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

経営の安定性について

【運営・維持管理費内訳書】

「運営・維持管理費内訳書」を別途作成のうえ、提案ください。

様式は任意とします。サイズは「A4版」又は「A3版」とします。

様式番号、提案書名、項目、資料名は下記に準じて記述してください。なお、様式番号は左上に記述してください。

- ・様式番号 : 様式 7 - 3
- ・提案書名 : 施設整備計画と安定処理に関する提案書
- ・項目 : 経営の安定性について
- ・資料名 : 運営・維持管理費内訳書

積算根拠を可能な範囲で具体的に記述又は添付してください。

金額は、物価変動における増減額、消費税及び地方消費税額を含まない金額とします。

金額の単位は、千円単位とします。なお、千円未満は四捨五入してください。

(様式 7 - 3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

経営の安定性について

【事業収支計算書】

「事業収支計算書」を別途作成のうえ、提案ください。

様式は任意とします。サイズは「A4版」又は「A3版」とします。

様式番号、提案書名、項目、資料名は下記に準じて記述してください。なお、様式番号は左上に記述してください。

- ・様式番号 : 様式 7 - 3
- ・提案書名 : 施設整備計画と安定処理に関する提案書
- ・項目 : 経営の安定性について
- ・資料名 : 事業収支計算書

金額は、物価変動における増減額、消費税及び地方消費税額を含まない金額とします。金額の単位は、千円単位とします。なお、千円未満は四捨五入してください。

(様式 7 - 3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

経営の安定性について

【資金調達計画書】

「資金調達計画書」を別途作成のうえ、提案ください。

様式は任意とします。サイズは「A4版」又は「A3版」とします。

様式番号、提案書名、項目、資料名は下記に準じて記述してください。なお、様式番号は左上に記述してください。

- ・ 様式番号 : 様式 7 - 3
- ・ 提案書名 : 施設整備計画と安定処理に関する提案書
- ・ 項 目 : 経営の安定性について
- ・ 資料名 : 資金調達計画書

金額は、物価変動における増減額、消費税及び地方消費税額を含まない金額とします。金額の単位は、千円単位とします。なお、千円未満は四捨五入してください。

(様式 7 - 4)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設整備計画について

【施設整備の基本的考え方】

施設整備の設計・建設等に関して、考慮した事項を記述してください。

ごみ処理施設特有の課題である、大気汚染、排水、臭気、騒音、振動対策等について考慮した事項を記述してください。

計量及び処理手数料の収受の代行業務に関して、施設整備計画として考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 4)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設整備計画について

【施設配置計画】

全体配置及び外構計画に関して、立地条件、周辺環境及び近隣住民等への配慮について考慮した事項を記述してください。

構内の車両走行ルートに関して、車両の交錯や渋滞、車両と歩行者との交錯等について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 4)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設整備計画について

【建築デザイン、景観への配慮】

建築物の外観、敷地内レイアウト等について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 4)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設整備計画について

【現有施設の有効利用】

現有施設の有効利用範囲に関して、考慮した事項を記述してください。

現有施設の有効利用範囲に関して、長期使用を考慮した措置や構造的な課題について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 4)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

施設整備計画について

【施工計画、工程管理】

施設整備に関する諸手続きや各種工程について考慮した事項を記述してください。
施設整備に関する各種工程の期間について考慮した事項を記述してください。

(様式 7 - 5)

施設整備計画と安定処理に関する提案書

維持管理計画について

【維持管理に関する計画】

委託期間における長期的な施設稼働に対応した、施設の維持管理について考慮した事項を記述してください。

設備・機器についての保守点検、法定点検について考慮した事項を記述してください。
計量及び処理手数料の収受の代行について考慮した事項を記述してください。

(様式 8 - 1)

安全対策に関する提案書

(様式 8 - 2)

安全対策に関する提案書

事故対応

【事故防止と対応】

火災、爆発等の防止対策や事故による、被害拡大防止の対策について考慮した事項を記述してください。

事故発生後における、施設の復旧、運転再開に対する対応について考慮した事項を記述してください。

(様式 8 - 2)

安全対策に関する提案書

事故対応

【労働安全の確保】

作業員の労働安全衛生について考慮した事項を記述してください。
労働安全衛生の管理について考慮した事項を記述してください。

(様式 8 - 3)

安全対策に関する提案書

災害対応

【災害発生時の対応及び対策】

地震、水害等の災害発生時における、設備・機器の安全停止やシステム面での設備保護の対策について考慮した事項を記述してください。

災害発生後における、施設の復旧、運転再開に対する対応について考慮した事項を記述してください。

施設の復旧、運転再開が長期に及んだ場合の対応について考慮した事項を記述してください。

(様式 8 - 3)

安全対策に関する提案書

災害対応

【災害廃棄物の処理】

市で発生した災害廃棄物の処理について考慮した事項を記述してください。

市で発生した災害廃棄物の受入れや一時保管について考慮した事項を記述してください。

(様式 8 - 4)

安全対策に関する提案書

施設建設時の対応について

【工事中における周辺配慮とその監理】

工事・施工監理体制について考慮した事項を記述してください。

建設工事中における周辺住民等への配慮、情報提供や説明等について考慮した事項を記述してください。

(様式 9 - 1)

環境対策に関する提案書

(様式 9 - 2)

環境対策に関する提案書

周辺環境の配慮

【施設の建設工事中】

施設の建設工事中における周辺環境への配慮、及び環境保全措置等について考慮した事項を記述してください。

(様式 9 - 2)

環境対策に関する提案書

周辺環境の配慮

【施設の稼働中】

施設の稼働中における周辺環境への配慮、及び環境保全措置等について考慮した事項を記述してください。

(様式 9 - 3)

環境対策に関する提案書

焼却灰等の資源化

【資源化の具体性】

焼却灰等の資源化方法、又は有効活用について考慮した事項を記述してください。

(様式 9 - 3)

環境対策に関する提案書

焼却灰等の資源化

【資源化の継続性】

焼却灰等の資源化方法、又は有効活用の継続性について考慮した事項を記述してください。

(様式10 - 1)

地域貢献に関する提案書

(様式 1 0 - 2)

地域貢献に関する提案書

地域社会への配慮

【地域住民との連携等】

地域社会への配慮、住民等に対する情報提供や説明等の対応について考慮した事項を記述してください。

地域住民からの意見や苦情に対する対応について考慮した事項を記述してください。

(様式 1 0 - 2)

地域貢献に関する提案書

地域社会への配慮

【経済貢献】

地元からの雇用について考慮した事項を記述してください。
地元自治会への貢献について考慮した事項を記述してください。

(様式 1 0 - 3)

地域貢献に関する提案書

見学者及び視察への配慮

【安全性の確保について】

見学者（主に児童）又は視察を行う者に対する安全対策について考慮した事項を記述してください。

(様式 1 0 - 3)

地域貢献に関する提案書

見学者及び視察への配慮

【資源化の具体性・継続性】

見学者（主に児童）に対する環境学習の対応について考慮した事項を記述してください。
行政視察等に関する市の対応に関する協力について考慮した事項を記述してください。

(様式 1 1 - 1)

提案図面等

(注) 表紙の大きさは、A 3 版とする。

(様式 1 1 - 2)

下記、一覧表を参考に作成すること。

提案図面等一覧表

図面等	書類番号
全体図面	
施設概要	
施設全体配置計画図	
車両動線計画図	
プラント関係図面	
設計基本数値計算書	
施設平面図	
機器配置平面図	
全体処理フロー（ごみ、各処理残渣、空気、排ガス、薬剤、燃料等）	
物質収支フロー（ごみ、各処理残渣、空気、排ガス、薬剤、燃料等）	
施設整備工程表	

(注)

- 1 提案図面等の様式は任意とし、サイズは「A3版」を標準とする。
- 2 本様式のサイズは「A3版」とする。
- 3 書類番号の欄には、連番で記入すること。
- 4 施設整備工程表は、調査・分析、計画・設計、諸手続き、建設・施工に関する工程を可能な限り詳細に示すこと。
- 5 必要に応じて欄を追加・変更すること。
- 6 図面等の右下には、下記の様式を参考にタイトルを示すこと。

(タイトル様式)

種 別	提案図面等		
書類名称	施設概要		
縮 尺		書類番号	1
安来市可燃ごみ焼却処理委託事業提案書			

応募者の参加資格要件チェックリスト(チェックシート)

応募者名: _____

項目	企業名	構成区分	確認内容	確認欄	確認書類			
(1) 構成	応募者の構成等 (代表企業のみ記入)	代表企業	構成員と協働会社で構成されている (構成企業は構成員のみでも可)		構成企業一覧表			
			応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業ではない ただし、以下の場合は他の応募者の協働企業となることを妨げない ・本施設で発生する焼却灰等の資源化を行う者 ・本施設で発生する焼却灰等の運搬を行う者のうち事業者		構成企業一覧表			
			構成員の中から1社を「代表企業」として定めている		構成企業一覧表			
			代表企業は、特別目的会社の唯一最大の出資者となっている		各構成員の出資額を取決めた書類			
			複数の提案を行っていない					
(2) 資格要件	ア 共通の参加資格要件		PFI法第9条の規定に該当しない		財務諸表(貸借対照表・損益計算書)、監査報告書			
			地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない		同上			
			安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない					
			廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でない					
			直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない		納税証明書			
			会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない		財務諸表(貸借対照表・損益計算書)、監査報告書			
			会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない		同上			
			民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない		同上			
			破産法第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない		同上			
			安来市が行う契約等からの暴力団排除合意書及び安来市が行う契約等からの暴力団排除措置要綱に基づく排除措置の期間がない					
			以下に示す者でない。または、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でない。 なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の20以上の株式を有し、またはその出資総額の100分の20以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。 ・審査委員会の委員又は当該委員が属する企業 ・中日本建設コンサルタント株式会社		財務諸表(貸借対照表・損益計算書)、監査報告書			
			イ プラントの設計・建設を行う者の参加資格要件 (本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者はすべての要件を満たし、その他は を満たすこと)			建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けている		許可証明書の写し
						以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設計・建設を元請として施工した実績を有する ・処理方式: 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式 ・処理能力: 応募者が提案する処理能力と同等以上 ・稼働実績: 参加資格確認申請書類の提出期限において、稼働の実績があること		施工実績を証明する書類
			ウ 建築物等の設計を行う者の参加資格要件			建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる		各業務を担当する者の要件を証明する書類
						建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を行っている		一級建築士事務所の登録証明書の写し
エ 建築物等の建設を行う者の参加資格要件 (本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者はすべての要件を満たし、その他は を満たすこと)			建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する		許可証明書の写し			
			建設業法における建築工事に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できる		各業務を担当する者の要件を証明する書類			
オ 土木構造物の設計・建設を行う者の参加資格要件 (本業務に携わる者が複数の場合は、最低1者はすべての要件を満たし、その他は を満たすこと)			建設業法第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有する		許可証明書の写し			
			建設業法における土木工事に係る監理技術者として、一級土木施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できる		各業務を担当する者の要件を証明する書類			
カ 運営を行う者の参加資格要件			以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有する ・処理方式: 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式 ・処理能力: 応募者が提案する処理能力と同等以上 ・運営実績: 参加資格確認申請書類の提出期限において、運営の実績があること		運営実績を証明する書類			
			一般廃棄物を対象とした処理施設(上記 の実績と同等以上の施設)での運転経験を有する技術者を配置できる		各業務を担当する者の要件を証明する書類			
			廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした処理施設(上記 の実績と同等以上の施設)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者を配置できる		同上			
			事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できる		同上			
キ 維持管理を行う者の参加資格要件			以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の維持管理を行った実績を有する ・処理方式: 応募者が提案する処理方式と同一の処理方式 ・処理能力: 応募者が提案する処理能力と同等以上 ・運営実績: 参加資格確認申請書類の提出期限において、維持管理の実績があること		維持管理実績を証明する書類			
			事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できる		各業務を担当する者の要件を証明する書類			
ク 発生する灰または残渣物の資源化を行う者の参加資格要件			提案する資源化と同様の資源化を行った実績を有する		提案する資源化と同様の資源化実績を証明する書類			
			廃棄物処理法に規定する処分の許可を有し、資源化に係る事業を営んでいる		許可証明書の写し、資源化実績を証明する書類			

(注)
 1 応募者に含まれる全ての構成企業について本チェックリストに記入して提出すること
 2 各業務を担当する全ての構成企業が要件を満たしている項目について、確認欄に 印を記入すること
 3 A3版ヨコで記述すること。また、Microsoft Excelにて作成し、提出すること。
 企業名、構成区分は構成企業一覧表の項目から選択する

(様式7-3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書
経営の安定性について
整備費内訳書

(単位：千円)

費目	算定金額	備考
設計費		
調査費		
解体工事費(既存設備)		
土木工事費		
建築工事費		
プラント工事費		
諸経費		
その他事業費		
施設整備費(～合計)		

- 1 消費税、物価変動を除いた額を記述すること。
- 2 他の様式と関連のある項目の数値は、整合をとって記述すること。
- 3 提案内容により、上記費目を適宜訂正・追加すること。
- 4 千円未満は四捨五入すること。
- 5 A4タテで記述すること。また、Microsoft Excelにて作成し、計算式及び関数がわかる形でCD-ROM等に保存の上、提出すること。
- 6 算定根拠を可能な範囲で具体的に備考欄に記載するか、又は別紙にて提示すること。
(算定根拠を別紙にて提示する場合、様式は任意とする。)

(様式7-3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書
 経営の安定性について
 運営・維持管理費内訳書

(単位：千円)

費目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計	年平均
人件費																	
管理部門																	
運転部門																	
用役費																	
電気																	
ガス																	
上水道																	
燃料																	
薬品																	
油脂																	
その他																	
維持管理費																	
点検																	
補修																	
その他																	
試験測定費																	
SPC事務経費																	
保険料																	
その他																	
事業用地内合計(～計)																	
焼却灰等処理費用																	
焼却灰																	
飛灰																	
運送																	
事業合計(～計)																	

- 消費税、物価変動を除いた額を記述すること。
- 他の様式と関連のある項目の数値は、整合をとって記述すること。
- 提案内容により、上記費目を適宜訂正・追加すること。
- 千円未満は四捨五入すること。
- A3ヨコで記述すること。また、Microsoft Excelにて作成し、計算式及び関数がわかる形でCD-ROM等に保存の上、提出すること。
- 点検：日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査をいう。
- 補修：点検結果により、設備の基本性能を維持するための調整及び部分取替や、設備が故障した場合の調整、修理、更新、再発防止のための調整、修理、更新をいう。
- 焼却灰等処理費用については、焼却灰等を外部で[資源化处理/運送]企業に処理等を委託する場合に発生する費用とする。
- 算定根拠を可能な範囲で具体的に提示すること。(様式は任意とする。)

(様式7-3)

施設整備計画と安定処理に関する提案書
 経営の安定性について
 事業収支計算書

(単位：千円)

(1) 損益計算書	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計	年平均
営業収支																	
業務委託料																	
施設整備費相当分																	
運営委託料相当分																	
その他																	
営業費用																	
人件費																	
用役費																	
維持管理費																	
割賦原価																	
公租公課																	
その他																	
営業損益																	
営業外収入																	
営業外費用(支払金利)																	
税引前損益(経常損益)																	
法人税等																	
税引後損益(当期損益)																	

(2) 資金収支計算書	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計	年平均
資金調達																	
税引後利益(当期利益)																	
割賦原価戻入																	
出資金																	
借入金																	
その他																	
資金需要																	
税引後損失(当期損失)																	
施設整備費																	
借入金返済																	
その他																	
配当前資金残高																	
法定準備金																	
その他清算等																	
配当																	
未処分金(内部留保)																	

(3) 残高・評価指標	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計	年平均
借入金残高																	
法定準備金残高																	
未処分金残高																	
PIRR																	
EIRR																	
DSCR(各年)																	
LLCR																	

- 1 消費税、物価変動を除いた額を記述すること。
- 2 他の様式と関連のある項目の数値は、整合をとって記述すること。
- 3 提案内容により、上記費目を適宜訂正・追加すること。
- 4 千円未満は四捨五入すること。
- 5 A3ヨコで記述すること。また、Microsoft Excelにて作成し、計算式及び関数がわかる形でCD-ROM等に保存の上、提出すること。

[よみあげ](#)[ふりがな](#)[もじの大きさ](#)[いろ](#)[使い方](#)[当サイトについて](#) | [サイトマップ](#)

市長の部屋

防 災 情 報

[行政トップページ](#)

くらしのガイド

生活一般

[住民票・戸籍](#) / [パスポート](#)・各種
[証明書](#)・[市税](#) / [イエローバス](#)・
[公共交通](#) / [住宅](#) / [定住](#) / [選挙](#)
 / [その他](#)

保健・医療・福祉

[国民健康保険](#) / [国民年金](#) / [介](#)
[護保険](#)・[高齢者福祉](#) / [障がい者](#)
[福祉](#) / [生活福祉](#) / [健康](#)・[休日診](#)
[療](#) / [子育て支援](#) / [その他](#)

環 境

[ごみ・リサイクル](#) / [環境保全](#) /
[犬・猫管理](#) / [その他](#)

教育・交流・協働

[学校教育](#) / [文化振興](#) / [地域・ス](#)
[ポーツ振興](#) / [交流センター](#) / [N](#)
[PO](#)・[国際交流](#) / [人権](#)・[男女共同](#)
[参画](#) / [その他](#)

安 全

[防災](#) / [消防](#) / [防犯](#) / [消費者相](#)
[談](#) / [交通安全](#) / [その他](#)

産業・経済

[農林業](#) / [商工業](#)・[観光事業](#) / [そ](#)
[の他](#)

まちづくり

[道路](#)・[河川](#)・[公園](#) / [上下水道](#) /
[建築支援](#) / [その他](#)

行政情報・市政

[市勢](#) / [機構](#) / [施設電話番号](#) /
[計画](#) / [統計\(人口・その他\)](#) / [財](#)
[政](#) / [パブリックコメント\(意見募](#)
[集\)](#) / [審議会情報](#) / [入札情報](#) /
[広報](#)・[広聴](#) / [報道提供資料等](#) /
[安来市例規集](#) / [申請書様式ダ](#)
[ウンロード](#) / [その他](#)[部署名からさがす](#)[English](#)[トップページ](#) > [部署一覧](#) > [市民生活部](#) > [環境政策課](#) > 安来市可燃ごみ焼却処理委託事業の審査講評結果

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業について

平成27年6月26日付で市のホームページに公開した上記事業について、「安来市可燃ごみ焼却処理に関する検討審査委員会」審査講評結果を掲載します。

なお、今後の本市としての事業方針については、審査講評結果も含め、総合的な見地から決定することとしています。

また、本募集内容は、事業者提案について審査、評価を行い、現行の民間処理委託を含め、今後の本市の可燃ごみ処理に係る方針を決定するものであり、必ずしも参加事業者と事業契約に至るものではありません。

[安来市可燃ごみ焼却処理委託事業審査講評](#) (PDF479KB)[安来市へのお問い合わせやご意見、各課案内はこちら](#)

安来市役所

〒692-8686島根県安来市安来町878-2

電話：0854-23-3000(代表)

代表メールアドレス：info@city.yasugi.shimane.jp

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

審査講評

平成 27 年 11 月

安来市可燃ごみ焼却処理に関する
検討審査委員会

目 次

1 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 事業目的	1
(4) 公共施設等の立地条件及び規模	1
(5) 事業方式	2
(6) 事業期間（予定）	2
(7) 事業期間終了後の措置	2
2 審査方法等	3
(1) 最優秀提案者選定の方法	3
(2) 審査委員会の設置	3
(3) 最優秀提案者選定までの経緯	3
(4) 最優秀提案者選定の手順	4
(5) 審査手順	5
3 最優秀提案者選定の結果	7
(1) 資格審査	7
(2) 基礎審査	7
(3) 提案評価	7
(4) 選定結果	7
4 総評	11

1 事業概要

(1) 事業名称

安来市可燃ごみ焼却処理委託事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却灰等の資源化を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、市は、本事業を事業者に長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るものとする。

(4) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 立地に関する事項

項目	概要
事業用地	島根県安来市清瀬町 10-1 (清瀬クリーンセンター)
敷地面積	約 4,300 m ²
敷地前面道路等	市道 二車線道路
地域規制	都市計画区域 : 松江圏都市計画区域 (市街化調整区域) 都市施設 (供給処理施設) 建ぺい率 : 70% 容積率 : 200%

イ 施設に関する事項

項目	概要
事業用地に建設された現有施設	施設名称 : 清瀬クリーンセンター 処理規模 : 52 t / 日 (26 t / 16h × 2 炉) 炉形式 : 准連続燃焼式流動床炉 竣工年月 : 平成 6 年 7 月 状況 : 休止
処理方式	事業者の提案による。
処理対象物	①可燃ごみ 約 8,600 t (平成 26 年度実績) ②助燃材 (脱水汚泥) 等 約 260 t (平成 26 年度実績)
処理能力	事業者の提案による。
その他施設	事業者の提案による。
建物仕様及び外観	事業者の提案による。
供用開始予定	事業者の提案による。

(5) 事業方式

本事業は、事業者が市と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設的设计・建設を行った後、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行うB O O (Build : 建設 Own : 所有 Operate : 運営)方式に準じて実施する。

なお、本施設の建設に際しては、現有施設の全更新又は部分更新のどちらでも良いものとする。

(6) 事業期間 (予定)

ア 設計・建設期間

事業契約締結日から処理施設の供用開始(事業者の提案による)までとする。

イ 運営・維持管理期間

処理施設の供用開始から15年間とする。

(7) 事業期間終了後の措置

市は、本施設を15年の長期に亘り使用することを想定しており、事業者は、その前提に立って設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業期間終了時に本施設は速やかに施設の解体、撤去を行う。

2 審査方法等

(1) 最優秀提案者選定の方法

本件事業への参加を希望する事業者の中から、審査委員会において評価による得点（各評価項目における採点の合計）が、最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定するまでを行った。

(2) 審査委員会の設置

提案審査は、以下6名の委員により構成される審査委員会において行った。

委員長 岡崎 誠

（鳥取環境大学 環境情報学部長兼環境情報学研究科長 教授）

委員 河原 荘一郎

（松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授）

委員 松井 康弘

（岡山大学 環境理工学部環境デザイン工学科 准教授）

委員 錦織 澄

（公認会計士）

委員 栗原 英隆

（公益社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問）

委員 内田 修次

（安来市 市民生活部長）

(3) 最優秀提案者選定までの経緯

最優秀提案者選定は、次に示す日程で実施した。

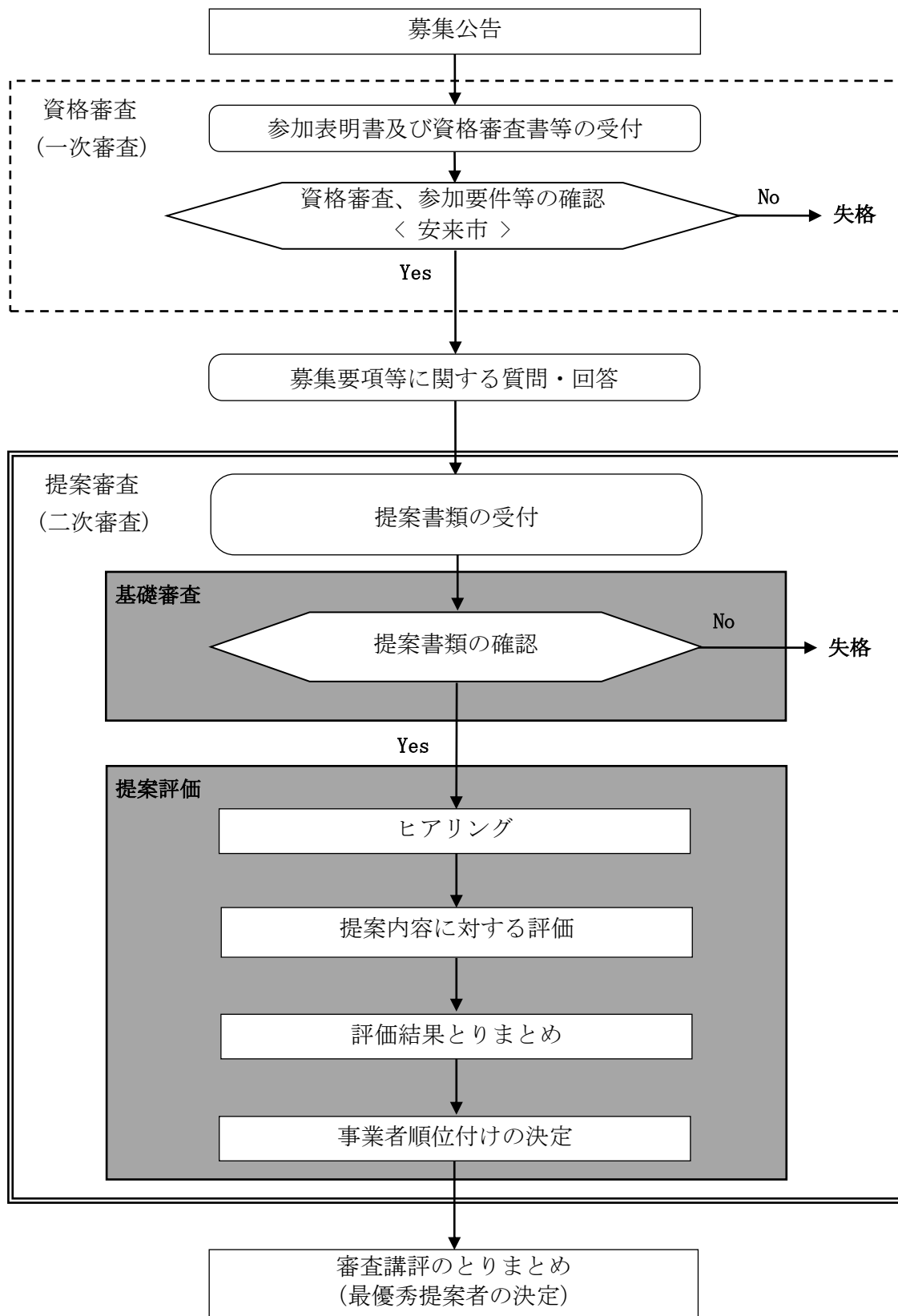
表1 評価項目と配点

日程	内容
平成27年 6月19日	第1回審査委員会（参加事業者募集書類に関する審議）
平成27年 6月26日	募集公告
平成27年 7月6日 ～平成27年 7月10日	参加表明書及び資格審査申請等の受付
平成27年 7月21日 ～平成27年 8月7日	募集要項等に関する質問の受付
平成27年8月11日	募集要項等に関する質問の回答
平成27年 7月21日 ～平成27年 8月28日	提案書類の受付
平成27年10月1日	第2回審査委員会（プレゼンテーション、ヒアリングの実施、提案評価に関する審議）
平成27年10月23日	第3回審査委員会（最優秀提案者の決定、審査講評に関する審議）

(4) 最優秀提案者選定の手順

最優秀提案者選定は、次に示す手順で実施した。

図1 最優秀提案者選定の手順



(5) 審査手順

ア 資格審査（一次審査）

資格審査では、応募者からの参加表明書及び資格審査書等をもとに、参加資格要件の具備を市において確認した。

イ 提案審査（二次審査）

(ア) 基礎審査

基礎審査では、市及び審査委員会において、提出書類に記載された内容が次に示す基礎的な事項を満足していることを確認した。

① 基礎的事項の確認

(共通事項)

- ・募集要項に指定された提出書類が全て提示されていること。
- ・募集要項の指定部数、提出方法に誤りがないこと。

(要求水準書の記載事項)

- ・提案する内容が要求水準書を満たしていること。

(提案書、提案図面等の記載事項)

- ・指定された提案事項が、様式に従った内容となっていること。
- ・同一事項に対して二通り以上の提案がないこと、又は提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと。

② 業務委託料の確認

業務委託料（見積）の単年度分の金額が、参考価格を超えない金額であること。

(イ) 提案評価

審査委員会は、提案書類に記載された内容について、評価項目及び配点、採点基準を設定し、評価を行った。なお、審査委員会は、最終的な評価を下す前に、提案書類に関するヒアリングを実施し、提案内容の確認等をした。

① 評価項目と配点

配点の設定は、審査委員会の委員1人につき、提案内容に関する配点（100点）と見積金額に関する配点（40点）を合計して140点とした。

表2 評価項目と配点

評価項目		配点	合計
施設整備計画と安定処理	施設の安定稼働	15点	55点
	経営の安定性	15点	
	施設整備計画	15点	
	維持管理計画	10点	
安全対策	事故対応	10点	25点
	災害対応	10点	
	施設建設時の対応	5点	
環境対策	周辺環境の配慮	5点	10点
	焼却灰等の資源化	5点	
地域貢献	地域社会への配慮	5点	10点
	見学者及び視察への配慮	5点	
提案内容に関する配点 計			100点
見積金額に関する配点（※1に示す）			40点
評価項目の合計			140点

※1 見積金額の採点については、「評価項目の採点基準」から算定せず、以下の算定式により採点する。

$$\text{算定式：} 40 \text{ 点} \times (\text{最低見積金額} \div \text{提案見積金額})$$

※2 評価項目の採点基準によって算定される得点の有効数値は、小数点以下第三位を四捨五入して小数点以下第二位までとする。

② 採点基準

各評価項目の採点は、それぞれの評価項目において次に示す五段階の評価を行い、設定した採点基準に基づき算定した。

表3 採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	かなり優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

③ 評価における得点について

採点基準に基づき算定された各評価項目の得点を審査委員会の各委員により採点し、委員6名分の得点の合計をもって、評価を行うものとした。

3 最優秀提案者選定の結果

(1) 資格審査

募集公告に対する参加表明書及び資格審査申請を受け付けたところ、3社から申請があった。その後、1社が辞退届を提出されたため、2社の参加表明書及び資格審査申請に対する資格審査を行い、2社に対して参加資格を有することを書面にて通知した。

なお、審査委員会による提案書類の審査にあたっては、審査の公平性を期すため、各代表企業名を伏せて、提出受付の順番にてグループ名をA社、B社として評価を行った。

(2) 基礎審査

参加資格を有する2社より提案書類が提出された。

提出された提案書類を基に、市において提案書類の内容が基礎的事項を満足していること等を確認する目的で基礎審査を行った。審査の結果、2社は基礎的事項を満足していること等が確認できたため、基礎審査に合格をしているものと認めた。

審査委員会は、市より基礎審査の経過及び結果の報告を受けて、2社が基礎審査に合格していることを確認した。

(3) 提案評価

審査委員会は提案書類の評価に際してヒアリングを実施し、各事業者から提案内容の説明や委員による質疑を行った。

ヒアリング後、各委員において各事業者の提案内容に関する評価を行い、採点基準に則って、各事業者の得点を集計した。集計結果と事業者の各提案に関する評価は、表5及び表6に示すとおりである。

(4) 審査結果

審査委員会は、表5で示す提案評価の結果に基づき、A社が406.17点、B社が397.50点となった。

表5 評価項目における得点の集計結果

評価項目		配点		評価における得点	
		各点	合計	A社 合計	B社 合計
施設整備計画 と安定処理	施設の安定稼働	15	90	33.75	15.00
	経営の安定性	15	90	26.25	18.75
	施設整備計画	15	90	22.50	30.00
	維持管理計画	10	60	17.50	15.00
	(小計)	55	330	100.00	78.75
安全対策	事故対応	10	60	22.50	17.50
	災害対応	10	60	27.50	17.50
	施設建設時の対応	5	30	10.00	8.75
	(小計)	25	150	60.00	43.75
環境対策	周辺環境の配慮	5	30	10.00	8.75
	焼却灰等の資源化	5	30	11.25	5.00
	(小計)	10	60	21.25	13.75
地域貢献	地域社会への配慮	5	30	12.50	11.25
	見学者及び視察への配慮	5	30	12.50	10.00
	(小計)	10	60	25.00	21.25
提案内容の得点 計		100	600	206.25	157.50
見積金額	[算定式] 40点×(最低見積金額÷提案見積金額)	40	240	199.92	240.00
評価項目の合計		140	840	406.17	397.50

表6 各項目における評価 (1)

項目	評価項目	A社評価	B社評価
(ア) 施設整備計画と安定処理に関する評価	施設の安定稼働		
	処理システムの安定性	・炉形式は、廃棄物処理施設では多くの実施を有し、管理し易い方式を採用していることを評価した。	・炉形式は、一般廃棄物処理施設での建設実績を有した方式を採用していることを評価した。 ・運転時間及び稼働日数において、余裕を持った処理規模の設定になっており、配慮されていることを評価した。
	運転管理体制	・運転人員の配置が具体的に検討されていることを評価した。	・特筆すべき提案はなかった。
	経営の安定性		
	事業の実施体制	・グループ企業が6社あり、人材、物資、資金の積極的な支援が可能であることを評価した。	・特筆すべき提案はなかった。
	事業収支計画	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	施設整備計画		
	施設整備の基本的考え方	・特筆すべき提案はなかった。	・既設の建築物は解体撤去せずに、有効活用していることを評価した。 ・排出ガスの運転管理基準では、公害防止条件より厳しい運転管理基準を設けていることを評価した。
	施設配置計画	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	建築デザイン、景観への配慮	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	現有施設の有効利用	・特筆すべき提案はなかった。	・既設建屋の再利用にあたって、耐震及び構造上の対策について検討がなされていることを評価した。
	施工計画、工程管理	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	維持管理計画		
維持管理に関する計画	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。	
(イ) 安全対策に関する評価	事故対応		
	事故防止と対応	・施設の長期間停止時に提携している施設への搬送、焼却処理を具体的に検討していることを評価した。	・特筆すべき提案はなかった。
	労働安全の確保	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	災害対応		
	災害発生時の対応及び対策	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	災害廃棄物の処理	・発生した災害廃棄物の受入れや一時保管に関して検討され、配慮されていることを評価した。	・特筆すべき提案はなかった。
	施設建設時の対応		
工事中における周辺配慮とその監理	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。	

表6 評価項目における評価 (2)

項目	評価項目	A社評価	B社評価
(ウ) 環境対策に関する評価	周辺環境の配慮		
	施設の建設工事中	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	施設の稼働中	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	焼却灰等の資源化		
	資源化の具体性	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
資源化の継続性	・資源化委託業者が選定され、代替企業についても検討されていることを評価した。	・特筆すべき提案はなかった。	
(エ) 地域貢献に関する評価	地域社会への配慮		
	地域住民との連携等	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	経済貢献	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	見学者及び視察への配慮		
	安全性の確保について	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。
	施設見学及び視察等について	・特筆すべき提案はなかった。	・特筆すべき提案はなかった。

4 総評

本事業は、可燃ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却灰等の資源化を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的としている。本事業は、事業者が自らの提案をもとに施設の設計・建設を行った後、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行うＢＯＯ（Build：建設 Own：所有 Operate：運営）方式に準じて実施するものであり、民間事業者の創意工夫による提案を取り入れた良質な設計及び建設に関する業務と、効率性かつ効果的な施設の運営及び維持管理に関する業務を期待するものである。

募集公告に応募した２社においては、技術提案の内容が多岐にわたることから、提案書類の作成において多大な労力があつたことが想定される。そうした中で、短期間で提案をまとめた応募者の熱意に敬意を表するとともに、深く感謝する次第である。

審査委員会における審議において、２社とも得点が配点の５割に満たない（価格点を除くと３割程度）という結果であるため、各委員から本事業を実施することを危惧する以下のような指摘・意見が挙げられた。

- ・一般廃棄物処理施設の安定稼働や公害防止等に関する性能未達リスク（予期できない技術的トラブルによる施設の性能低下を含む）への対応に関して、十分な確信が得られるには至らない。
- ・事業に対する融資の確証や、資金調達リスク及び金利・物価変動リスクへの対応に関して、十分な確信が得られるには至らない。
- ・民間事業者により良い事業性を発揮して貰うのが、本来の主旨であるが、提案書類の中からは読み取れず、事業の確実性を保証するものがないと判断される。

上記の指摘・意見により、審査委員会としては、この度の提案事業者に本事業を託せるに足りると判断できるだけの十分な確証が得られていない。

よって、今後、安来市として本事業方針を決定するにあたり、慎重かつ丁寧に進められ、総合的な見地から適切に判断されることを期待する。

平成２７年１１月６日

安来市可燃ごみ焼却処理に関する検討審査委員会
委員長 岡崎 誠